

史跡 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡 保存活用計画（案）

令和 6 年 3 月

笛吹市教育委員会

序

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は、天平 13（741）年の国分寺建立の詔によって全国に建てられた国分寺・国分尼寺の一つです。国分寺・国分尼寺は、日本が律令という法によってはじめて一つの国家としての体制を整えた時代にあって、その精神を各地域において具現化した存在であるとともに、仏教という世界的な宗教の広がりと国際的な交流を示す遺跡であり、この重要性に鑑み、甲斐国分寺跡は、大正 11（1922）年 10 月 12 日、甲斐国分尼寺跡は、昭和 24（1949）年 7 月 13 日にそれぞれ、国史跡に指定されました。

笛吹市では、文化財保護法等に基づき史跡の保護・保存を図るとともに、伽藍配置、周辺施設の確認、遺構の残存状況を確認するための発掘調査を行ってきました。その結果、甲斐国分寺が大官大寺式の伽藍配置を有する寺であったこと、塔や講堂など露出した礎石からもわかるように遺構の残存状況が良好であること、中心伽藍には石敷きが施されていることなど特徴的な遺構が存在することが確認されました。

本計画では、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値を明示するとともに、その価値を構成する諸要素を、適切に保存管理していくための方針及び基準、史跡の価値を高め、魅力を発信していくための活用・整備の方針及び方法、さらに今後の管理運営体制及び事業計画を定めたものです。

計画策定にあたり「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、委員として、古代史や造園学の研究者のほか、史跡が所在する国分区・東原区の関係者の皆様からも参画いただきました。

今後は、本計画に基づき、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の持つ多様な価値や特色を後世に守り、伝えるとともに、笛吹市の貴重な歴史資源として、活用・整備を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、広い視野からご議論いただきました史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会の委員の皆様、指導・助言をいただきました文化庁及び山梨県、府内関係課における関係者の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

笛吹市教育委員会
教育長 望月栄一

例　言

- 1 本書は、山梨県笛吹市に所在する国指定史跡甲斐国分寺跡及び国指定史跡甲斐国分尼寺跡の保存活用計画書である。
- 2 計画策定のための史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡史跡等保存活用計画策定事業は、笛吹市が国庫補助金の交付を受け、令和4年度から令和5年度までの2か年で実施した。
- 3 計画策定は「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会」を設置して検討を行い、その指導・助言のもと、笛吹市教育委員会が行った。また、オブザーバーとして文化庁文化財第二課史跡部門、山梨県埋蔵文化財センター、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課の指導・助言を得た。
- 4 計画案の作成業務の一部を株式会社ワイドに委託した。
- 5 本書で使用している遺構の各部分の名称は『史跡甲斐国分寺跡—史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書』（2020 笛吹市教育委員会）の記載による呼称を基本としている。
- 6 本書に掲載されている史料（絵図・写真・文献等）の複写・転写・改変は一切禁止する。
- 7 本書の編集は、笛吹市教育委員会が行った。
- 8 本書で使用した各種データ等は、笛吹市教育委員会において保管している。

凡　例

- 1 本書に示した方位は座標軸の北であり、座標系は世界測地系平面直角座標VII系を用いた。
- 2 本書の記述にあたり、史跡の国分僧寺跡は「甲斐国分寺跡」、国分尼寺跡は「甲斐国分尼寺跡」とした。一部表内において、国分僧寺を「(僧)」と表記している。
- 3 本書に掲載した出土遺物は全て『史跡甲斐国分寺跡—史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書』（2020 笛吹市教育委員会）に掲載のものである。
- 4 本書に掲載されている史料（絵図・写真・文献等）のうち、出典の明記のないものについては、笛吹市教育委員会で所管しているものである。
- 5 本書に掲載した地形図等の縮尺は任意である。そのため、各図にスケールを示している。
- 6 本書に掲載した出典の明記のない地形図は「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡地形測量業務」（平成29年度 笛吹市教育委員会）において作成されたものを使用している。
- 7 本書において、地形図等で範囲を示したもののうち、赤の実線は史跡範囲を示し、青の実線は史跡周辺を示す。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的と対象範囲	3
第3節 委員会の設置・経緯	5
第4節 関連計画との関係	8
第5節 法規制等	12
第6節 計画の実施	13
第2章 史跡等周辺の環境	14
第1節 自然的環境	14
第2節 歴史的環境	17
第3節 社会的環境	23
第4節 史跡等の概要	29
第5節 指定の状況	30
第3章 史跡等の本質的価値	62
第1節 史跡等の本質的価値の明示	62
第2節 新たな価値評価の視点の明示	65
第3節 構成要素の特定	66
第4章 現状・課題	80
第1節 保存（保存管理）の現状・課題	80
第2節 活用の現状・課題	82
第3節 整備の現状・課題	84
第4節 運営・体制の整備の現状・課題	86
第5章 大綱・基本方針	87
第1節 大綱	87
第2節 基本方針	88

第6章 史跡の保存（保存・管理）	89
第1節 保存（保存管理）の方向性	89
第2節 方法	90
第3節 現状変更等の取扱い方針及び基準	94
第4節 現状変更等の許可申請区分	96
第5節 発掘調査方針	102
第6節 追加指定方針	102
第7節 公有地化方針	102
第7章 史跡の活用	103
第1節 活用の方向性	103
第2節 方法	103
第8章 史跡の整備	107
第1節 整備の方向性	107
第2節 方法	108
第9章 運営・体制の整備	112
第1節 方向性	112
第2節 方法	112
第10章 施策の実施計画の策定・実施	113
第1節 各施策の実施計画	113
第11章 経過観察	117
第1節 方向性	117
第2節 方法	117
資料編	121
1 指定文化財一覧	
2 文化財関連法規	
3 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡電線ルート図	

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

甲斐国分寺跡は、大正8（1919）年4月に史蹟名勝天然紀念物法が公布された3年後の大正11（1922）年10月12日付け内務省告示第270号で、平城京跡などとともに「甲斐國分寺跡」として史跡指定された。これは、古来より国分寺跡として周知されていたためであった。この史跡の管理団体指定は大正12（1923）年2月13日付けで、現在の笛吹市一宮町の前身である一宮村が受けている。昭和25（1950）年5月30日に、現在の文化財保護法が施行されたのに従い、「甲斐國分寺跡」に移行した。一宮町は、平成16（2004）年10月に、周辺5町村（石和町・御坂町・八代町・境川村・春日居町）と合併し、さらに平成18（2006）年8月に芦川村も加わり、笛吹市となった。

指定区域は、東西約220m、南北約240mの広範囲にわたる。指定当時の面積は、官報告示を現在のメートル法に換算すると、43,000m²となるが、昭和57（1982）年度までに行われた国土調査によると、46,288.50m²である。

甲斐国分寺跡には、現在の国分寺（臨済宗護國山國分寺）が平成19（2007）年3月の移転完了まで長らく法灯を受け継ぎ存在しており、歴代の住職や檀家、史跡指定地内の地権者はもちろん、周辺住民の理解と協力により史跡は保護されてきた。

一方、甲斐国分尼寺跡については大正時代以降の研究により、現在の史跡指定地周辺が甲斐国分尼寺跡と考えられるようになり、昭和24（1949）年7月に「甲斐國分尼寺跡」として史跡指定さ

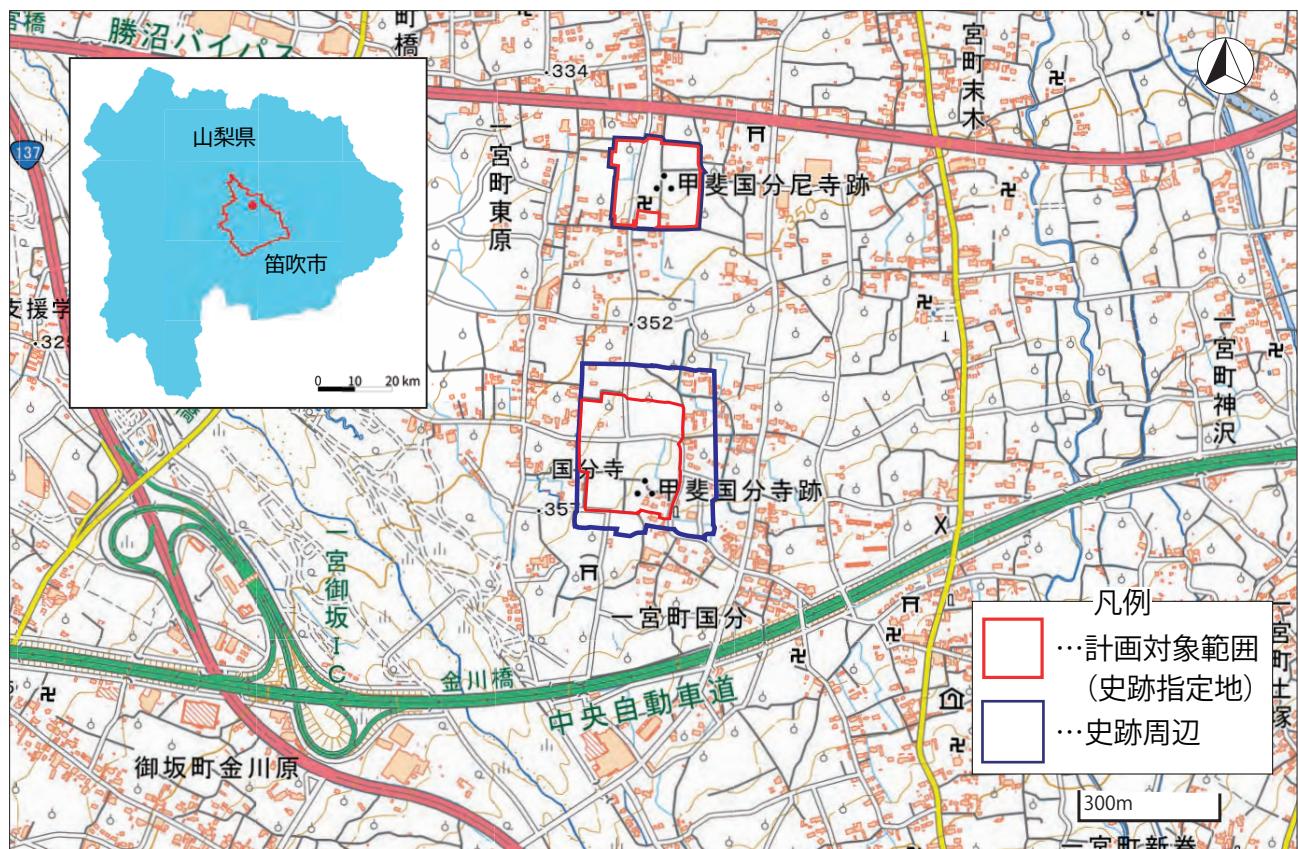


図 史跡位置図（左上図赤丸は史跡位置を示す）

「国土地理院地図」（国土交通省）に史跡位置を追記

れた。その後、甲斐国分寺跡と同様に昭和 25（1950）年の文化財保護法の施行に伴い「甲斐国分尼寺跡」に移行した。

平成 11（1999）年頃に史跡周辺で開発計画が持ち上がったため地権者の同意を得た後、追加指定申請を行い、平成 13（2001）年に追加指定がなされた。さらに平成 30（2018）年に追加指定されている。この追加指定により、史跡面積は 30,504.55 m²となった。

史跡の保存活用に資するよう、旧一宮町は昭和 59（1984）年 3 月に「地域住民の生活との調和のとれた貴重な史料として」※¹、また尊い文化遺産として伝承するために『史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存管理計画書』（以下「保存管理計画」という）を策定し、史跡の保存を図ってきた。同時に寺域の範囲確認及び遺構の確認を目的とする調査を実施し、平成 2（1990）年 3 月に『甲斐国分寺跡－寺域及び遺構確認を目的とした緊急発掘調査報告書』が刊行された。

また保存管理計画に沿って民有地の公有化に取り組み、平成 10（1998）年からは、現在の国分寺とその檀家の協力の下、現存する近世以降の寺院建物や付属の墓地の移転が段階的に進められることとなった。この間、現在の国分寺は移転用地を取得し、移転作業が行われ平成 18（2006）年度に墓地の移転が終わり、作業が完了した※²。これをうけて笛吹市は、平成 18 年度に『甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡整備基本構想』（以下、「基本構想」という）を策定し、重要な文化遺産である当史跡を適切に保存し活用するための基本的な考え方を示した。

この基本構想に基づき、平成 20（2008）年度より、現国分寺の薬師堂付近であり、また甲斐国分寺の中心伽藍地区である金堂跡、講堂跡及び回廊跡、中門跡の調査を実施し、昭和 45（1970）年の県教委の調査で確認された金堂跡の地覆石や石敷等の重要遺構を再確認し、また新たな遺構を発見した。これらの調査成果は平成 23（2011）年に『国指定史跡 甲斐国分寺跡 I－金堂跡の発掘調査－（笛吹市の古代寺院①）』として概要報告をし、平成 24（2012）年には『甲斐国分寺跡－金堂跡確認調査の概要報告書』を刊行した。講堂跡、回廊跡の調査成果については平成 25（2013）年 9 月に『国指定史跡 甲斐国分寺跡 II－講堂跡・回廊跡の発掘調査－（笛吹市の古代寺院②）』として概要報告を行った。全体を総括する報告書として、『史跡甲斐国分寺跡－史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書－』を令和 2（2020）年に刊行した。

基本構想の策定以降、平成 25（2013）年度に整備基本計画の策定に向けての準備を行い、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度の 2 カ年で市単費による『史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画』（以下「整備基本計画」という）を策定した。

整備基本計画に基づき、第一期暫定整備工事の実施設計を平成 28（2016）年度に行い、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて、見学者の安全確保と中心伽藍遺構の顕在化を目的とした市単費の整備工事を行った。

今回策定を行う『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画』（以下、「本計画」という）では史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の現状と課題を整理したうえで、史跡の本質的価値を共有するとともに、その価値を確実に未来へ継承していくための方法や、活用、整備、管理運営の方向性等を明文化し、市民協働により史跡整備を推進していくことを目指す。

※ 1 一宮町教育委員会（1983）『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存管理計画策定報告書』

※ 2 笛吹市教育委員会（2016）『史跡 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画』

第2節 計画の目的と対象範囲

本計画は、笛吹市のみならず、我が国を代表する歴史的文化遺産の価値を有する甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡を中心として、その歴史的意義の理解を深め、歴史的景観や周辺の歴史・伝統文化を将来に継承・保護し、これらを総合的に活用して笛吹市の個性豊かなまちづくりや地域づくりに資するため、その価値の保存及び活用整備の基本的方向性を定めることを目的とする。

本計画の対象範囲は、史跡指定地内とする。また、史跡と密接な関係がある周辺部については、必要に応じて史跡周辺として本計画の中で扱うこととする。

以下と次頁に本計画の対象範囲を示す。

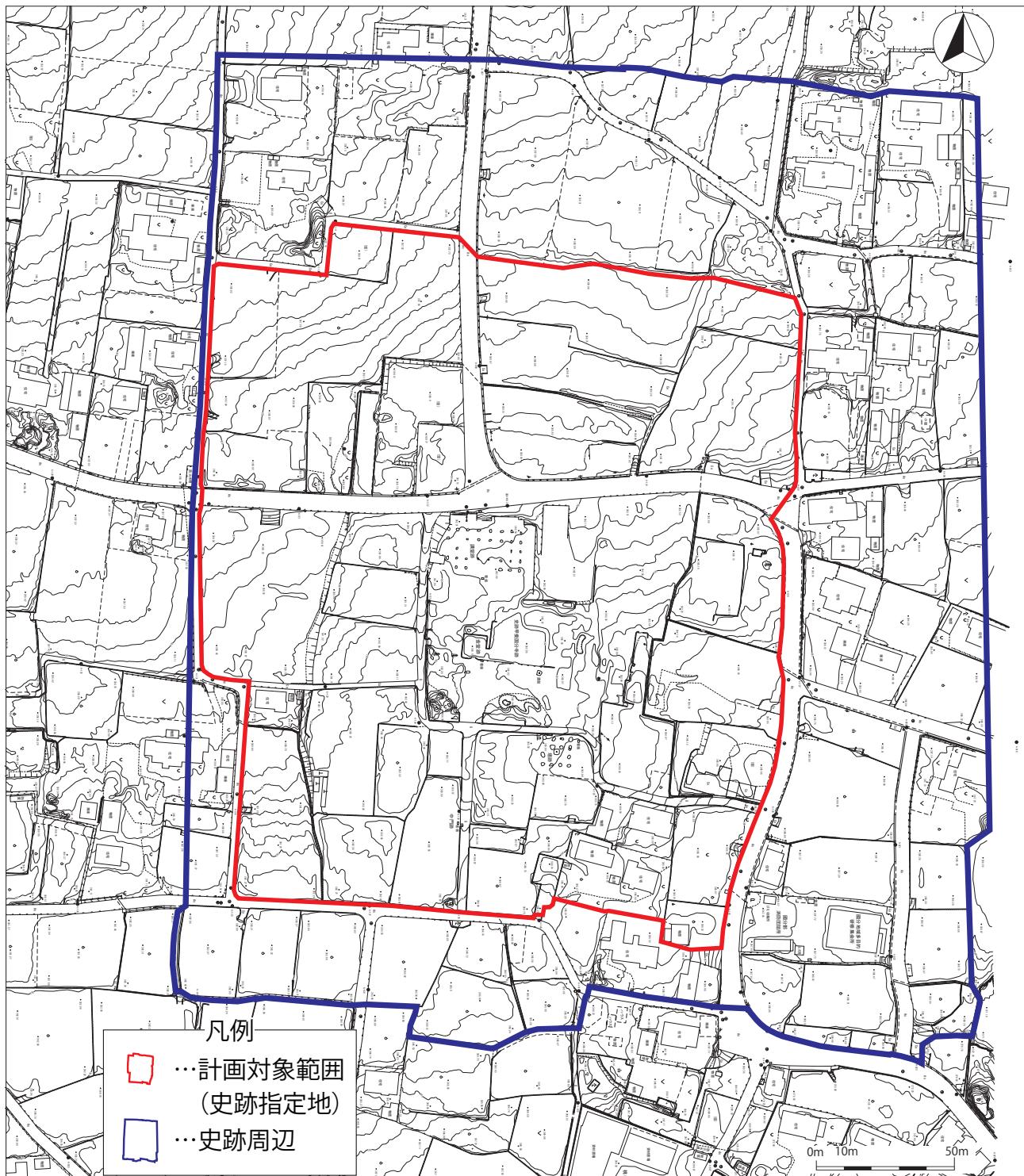


図 甲斐国分寺跡史跡指定範囲及び周辺範囲

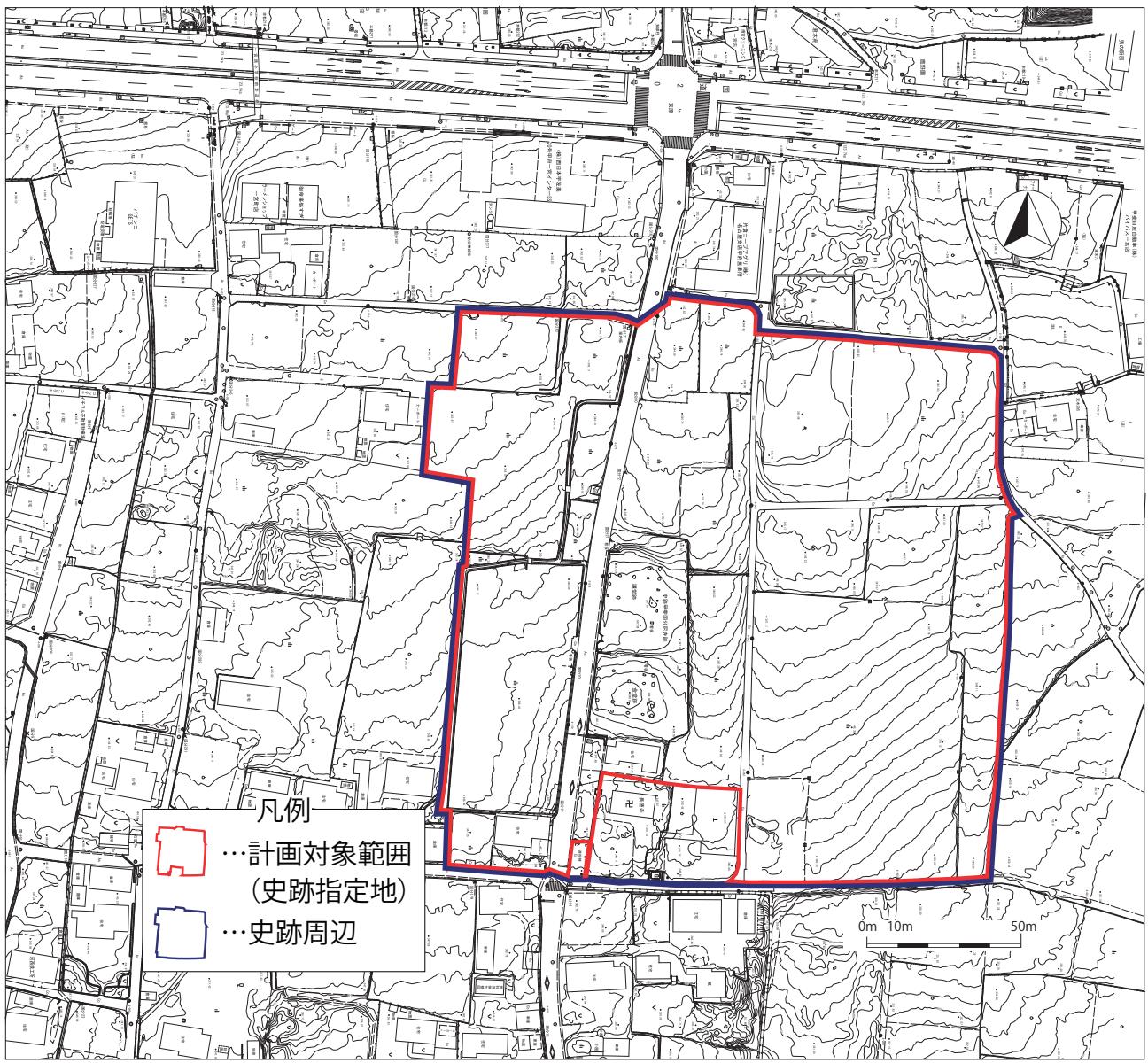


図 甲斐国尼寺跡史跡指定範囲及び周辺範囲

第3節 委員会の設置・経緯

1 史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会

本計画を策定するにあたり「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会」（以下、「委員会」という）が設けられ、審議等が行われた。委員会は、学識経験者、地元自治会等で構成し、文化庁文化財第二課、山梨県埋蔵文化財センター、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課の指導助言を受けた。

表_ 史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員

区分	氏名	備考
学識経験者	末木 健	山梨県文化財保護審議会委員
	須田 勉	元国土館大学教授
	佐藤 信	東京大学名誉教授
	大隅 清陽	山梨大学教授
	田畠 貞寿	千葉大学名誉教授
	十菱 駿武	元山梨学院大学客員教授
関係機関	芦田 宗興	護国山國分寺 住職
	久保島 修	国分尼寺跡地権者会代表
	川上 祐二	一宮町国分区区長（令和4年8月～令和5年3月）
	雨宮 幸人	一宮町国分区区長（令和5年4月～）
	大野 政彦	一宮町東原区区長（令和4年8月～令和5年3月）
	沼中 一	一宮町東原区区長（令和5年4月～）
オブザーバー	渋谷 啓一	文化庁 文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官
	野代 恵子	山梨県埋蔵文化財センター 史跡資料活用課
	網倉 邦生	山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当
	北澤 宏明	山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当
参与	長澤 宏昌	笛吹市文化財保護審議会長 笛吹市文化財保存整備委員会会長
関係課長	小澤 宏之	笛吹市総合政策部政策課長（第5回・第6回検討委員会）
	柿嶋 信	笛吹市総合政策部財政課長（第5回・第6回検討委員会）
	橘田 裕哉	笛吹市建設部まちづくり整備課長（第5回・第6回検討委員会）
	角田 一満	笛吹市産業観光部觀光商工課長（第5回・第6回検討委員会）
	早河 明	笛吹市総務部一宮支所長（第5回・第6回検討委員会）
事務局	望月 栄一	笛吹市教育委員会教育長
	赤尾 好彦	笛吹市教育委員会教育部長（令和4年8月～令和5年3月）
	太田 孝生	笛吹市教育委員会教育部長（令和5年4月～）
	望月 和幸	笛吹市教育委員会文化財課長
	橘田 俊明	笛吹市教育委員会文化財課国分寺跡整備担当
	江草 俊作	笛吹市教育委員会文化財課国分寺跡整備担当

2 審議等の経過

委員会は全 7 回開催された。その経過は次のとおりである。

(1) 第 1 回検討委員会

日時：令和 4 (2022) 年 8 月 31 日 (水) 10:30 ~ 15:30

会場：笛吹市役所 市民窓口館 1 階 102 会議室

■保存活用計画について

- ・史跡整備の全体スケジュール（予定）と検討内容の確認
- ・保存活用計画策定スケジュール（令和 4 年度・5 年度）
- ・史跡の概要
- ・これまでの事業経過

■史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の現状・課題

- ・保存管理に関する現状
- ・活用に関する現状
- ・整備に関する現状
- ・運営体制に関する現状
- ・史跡の抱える課題

(2) 第 2 回検討委員会

日時：令和 4 (2022) 年 11 月 2 日 (水) 13:30 ~ 16:30

会場：笛吹市役所 市民窓口館 3 階 302・303 会議室、現地

■史跡の本質的価値、構成要素の特定

■現地視察

(3) 第 3 回検討委員会

日時：令和 5 (2023) 年 2 月 13 日 (月) 13:30 ~ 16:30

会場：笛吹市役所 市民窓口館 3 階 302・303 会議室

■史跡の本質的価値について

■構成要素の特定について

■大綱及び基本方針について

■令和4年度発掘調査について



写真 第 2 回検討委員会現地視察の様子



写真 第 3 回検討委員会の様子

(4) 第4回検討委員会

日時：令和5（2023）年5月17日（水）13：30～16：30

会場：笛吹市役所 本館 3階 302会議室

■大綱・基本方針について

■史跡の保存・管理方針について

・ゾーニングについて

・保存・管理方針について

(5) 第5回検討委員会

日時：令和5（2023）年7月26日（水）13：30～15：50

会場：笛吹市役所 市民窓口館 3階 302・303会議室

■活用の方向性と方法について

■整備の方向性と方法について

(6) 第6回検討委員会

日時：令和5（2023）年10月17日（火）13：30～15：20

会場：笛吹市役所 本館 3階 302会議室

■第5回検討委員会後の修正内容について

■運営・体制の整備、施策の実施計画の策定・実施、経過観察について

(7) 第7回検討委員会

日時：令和6（2024）年2月24日（土）13：30～

会場：笛吹市役所 市民窓口館 3階 302・303会議室

■

■



写真 第5回検討委員会の様子

後ほど追加

写真 第7回検討委員会の様子

第4節 関連計画との関係

1 山梨県文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）

『山梨県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づき、山梨県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示すものとして策定された。

文化財を次世代へ着実に継承するとともに、まちづくりや地域振興への更なる活用を図るため、現状や課題を踏まえた文化財行政のあり方や文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にすることが必要となっている。そのために、これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針とするものである。

将来像には「行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。」を掲げ、達成するために県と市町村の連携をはじめ、広域連携、様々な関係者の連携による取り組みが求められている。

また、大綱の中では、県が主体となって講じる措置、県内市町村への支援方針についても記載されている。

2 第二次笛吹市総合計画（平成30年3月策定）

『第二次笛吹市総合計画』は、本市の特性や時代の潮流を踏まえる中で、笛吹市を100年続くまちとするために、中長期にわたる市政運営の指針として策定した。平成30（2018）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする。

基本構想では、まちの将来像として「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、実施計画は、総合計画の基本構想に定められた目標を達成するための施策の方向を示したものとして、少子高齢化の進行や人口減少、地球規模の環境変化、大規模災害発生の可能性、厳しい財政状況など様々な課題に直面し、これらへの的確な対応が求められる中、笛吹市を100年続くまちするために魅力あるまちづくりを進めるものとしている。

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡に特に関係する施策は「人と文化を育むまちづくり」である。地域に根ざした伝承文化や芸術は貴重な財産であり、市民が触れ親しむ事が出来るよう、機会の創出や地域の活動支援に取り組むとともに、文化財の保存と活用に取り組むという施策が掲げられている。

3 笛吹市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定、令和3年3月改定）

『笛吹市都市計画マスタープラン』（以下「都市マス」という）は『第一次笛吹市総合計画』や『山梨県都市計画区域マスタープラン』に即しつつ、20年後の笛吹市を見据え、都市のあるべき姿や土地利用、交通、観光、環境、景観、都市施設や生活環境など、まちづくりの様々な分野にいたる総合的な指針を示すものとして策定された。

計画策定から概ね10年が過ぎ、上位計画・関連計画の策定や見直し、また策定当初には想定されなかつた社会経済情勢の変化が生じ、その対応に向けた新たな取組みが必要とされた。そのため、上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めため、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に当該計画の見直し・改訂が行われた。

計画は「全体構想」「地域別構想」及びこれらを推進するための「計画の実現に向けて」の3つの項目から構成されている。

「全体構想」では、笛吹市のあるべき姿を「まちづくりの将来像」として、市全体のまちづくりの方向をまちづくりの分野ごとに「分野別まちづくり方針」として示し、「地域別構想」では、4つの地域ごとに、地域づくりの方向を「地域別まちづくり方針」として示している。さらに、「計画の実現に向けて」では、都市マスの実現に向けて、今後取り組むべき内容を示している。

史跡周辺は、土地利用の配置方針では文化拠点及び歴史文化拠点として、水と緑のまちづくり方針では、水と緑の拠点（歴史文化系）と定められている。また、景観まちづくり方針では「代表的な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用」の中で、歴史的建造物等の保全と活用として甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の両史跡が挙げられている。

4 笛吹市景観計画（平成 25 年策定）

『笛吹市景観計画』は、景観法に基づき、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため策定された笛吹市の景観形成に関する総合的な計画である。広く市民の意見を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなどを定めている。また、景観に関する市民、事業者、行政等の協働の指針をつくることを目的としている。

本計画に関する事項として、歴史文化的景観やその魅力を高め、継承していくために、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡も史跡公園整備を行っていくことが記されている。また、固有の景観資源としてだけでなく、周辺景観との一体的な修景を図るよう努めるとされている。

5 笛吹市教育大綱（平成 28 年 4 月策定、令和 6 年 3 月改定予定）

『笛吹市教育大綱』は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定された。教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の基本計画として、目標や方針を定めている。

基本目標 4 では地域との連携・協働による教育への取組方針が示されており、基本目標 7 では市内の貴重な歴史的・文化的遺産を活用し郷土愛を育むことが示されている。また、そのために文化財や史跡について保護や管理に努め、学ぶ機会の提供、次世代への継承を推進するとされている。

6 第三次笛吹市社会教育計画（令和 5 年 3 月策定）

教育基本法及び社会教育法に基づき、本市が社会教育に関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定した。

第二次笛吹市総合計画の将来像を実現するために定めた 3 つの基本目標のうちの「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」に基づき、社会教育計画の施策ごとに関係する SDGs の目標を示し、SDGs の達成に向け推進していくための計画である。

「地域文化の普及と活用への取組の推進」についての方向性では、関連する SDGs の目標として「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を示している。

また基本理念実現に向けた具体的取組としては、文化財の保存及び管理に関する取組のほか、文化財の周知や活用に向けた人材育成によって、市民や来訪者が歴史文化を学ぶ機会の充実を図ることなどを掲げ、取組に対しての数値目標を設定している。

7 笛吹市緑の基本計画（平成 23 年 3 月策定）

『笛吹市緑の基本計画』は、都市公園等の整備、公共施設や民有地の緑化、緑の普及・啓発活動を総合的、計画的に推進するため、生活の豊かさを実感できる花と緑に包まれた潤いあるまちづくりを目指し策定された。

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺は、緑の歴史・文化拠点として設定されている。また、桃源郷の美しい景観を誇り・守る事や、甲斐国千年の都の歴史・文化的景観を守る事が主要施策として挙げられている。

8 第 3 次笛吹市観光振興計画（令和 5 年 3 月策定）

令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、観光需要が大きく減少した。令和 4 年現在では、国内の感染症対策の緩和、イベント等の開催が徐々に始まりつつある。このような中で、観光産業を取り巻く国内外の状況の変化を的確に把握し、本市の観光振興の方向性を示すため、『第 3 次笛吹市観光振興計画』が策定された。

「ここにしかない出会いがあります 笛吹市」をテーマに掲げ、6 つの基本方針と具体的な施策を設定している。計画では、豊富な地域資源を磨き上げ、観光客だけでなく市民一人ひとりが身近な地域の魅力を再発見し、郷土への誇りと自信を育むことができるよう、本市の魅力を広く発信していくとされている。

具体的な施策としては、「点」と「点」を結ぶ 2 次交通の整備や教育旅行の推進、体験型ツーリズムの検討・実施、外国語対応環境の整備等が挙げられている。

9 史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存管理計画策定報告書（昭和 59 年 3 月策定）

保存管理計画は昭和 50 年代に入り、史跡周辺地域の開発が進む中で、史跡の保存管理が大きな焦点となり、地元関係者、学識経験者、国・県・町（旧一宮町）の関係機関が一体となって史跡の将来に向けての計画として策定された。

保存管理計画では、町の概要、史跡指定からの経緯、史跡の概略について述べられているほか、甲斐国分寺跡については、保存管理のための基本方針、発掘調査、保存管理基準、土地公有化、整備について示され、甲斐国分尼寺跡については、今後の方針が示されている。

10 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡整備基本構想（平成 19 年 3 月策定）

基本構想は、笛吹市のまちづくりと連携し、史跡の整備事業の推進に資することを目的としており、重要な歴史・文化遺産である甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡を適切に保存・活用するための基本的な考え方を示している。

整備の目的として、「遺跡の確実な保存・継承」「歴史教育、学習活動の場の提供」「市民や観光客に向けた憩いの空間の提供」「周辺景観と調和した良好な景観形成」の 4 つの項目を掲げ、それぞれの目標に対し 2 つずつ基本方針を設定している。

「遺跡の確実な保存・継承」を中心とし、他の 3 項目と連携した整備を行うことで、「古代の人々の息吹と天平の香りに包まれた文化創造の拠点として保存・継承し、地域振興に役立てる」ことを目指している。

11 史跡 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画（平成 28 年策定）

基本計画は、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の歴史的意義の理解を深めること、歴史的景観や周辺の歴史・伝統文化を将来に継承・保護すること、また、これらを総合的に活用して笛吹市の個性豊かなまちづくりや地域づくりに資するために、価値の保存及び活用整備の基本的方向性を定めることを目的としている。

【基本理念】

この史跡の本質的価値と自然的景観を未来永劫保存し、笛吹市の貴重な歴史的文化遺産とする。また、史跡甲斐国分寺跡、国分尼寺跡に市民が関わり、笛吹市の地域ブランド（アイデンティティー）としての意識を共有することができる活用を図ることとする。

1. 甲斐国分寺跡、国分尼寺跡の本質的な価値を未来永劫保存活用する。
2. 歴史的景観を創出し、周辺の自然景観と調和した景観形成を図る。
3. 甲斐国分寺跡、国分尼寺跡の周知を広く図り、笛吹市の地域のブランドとする。

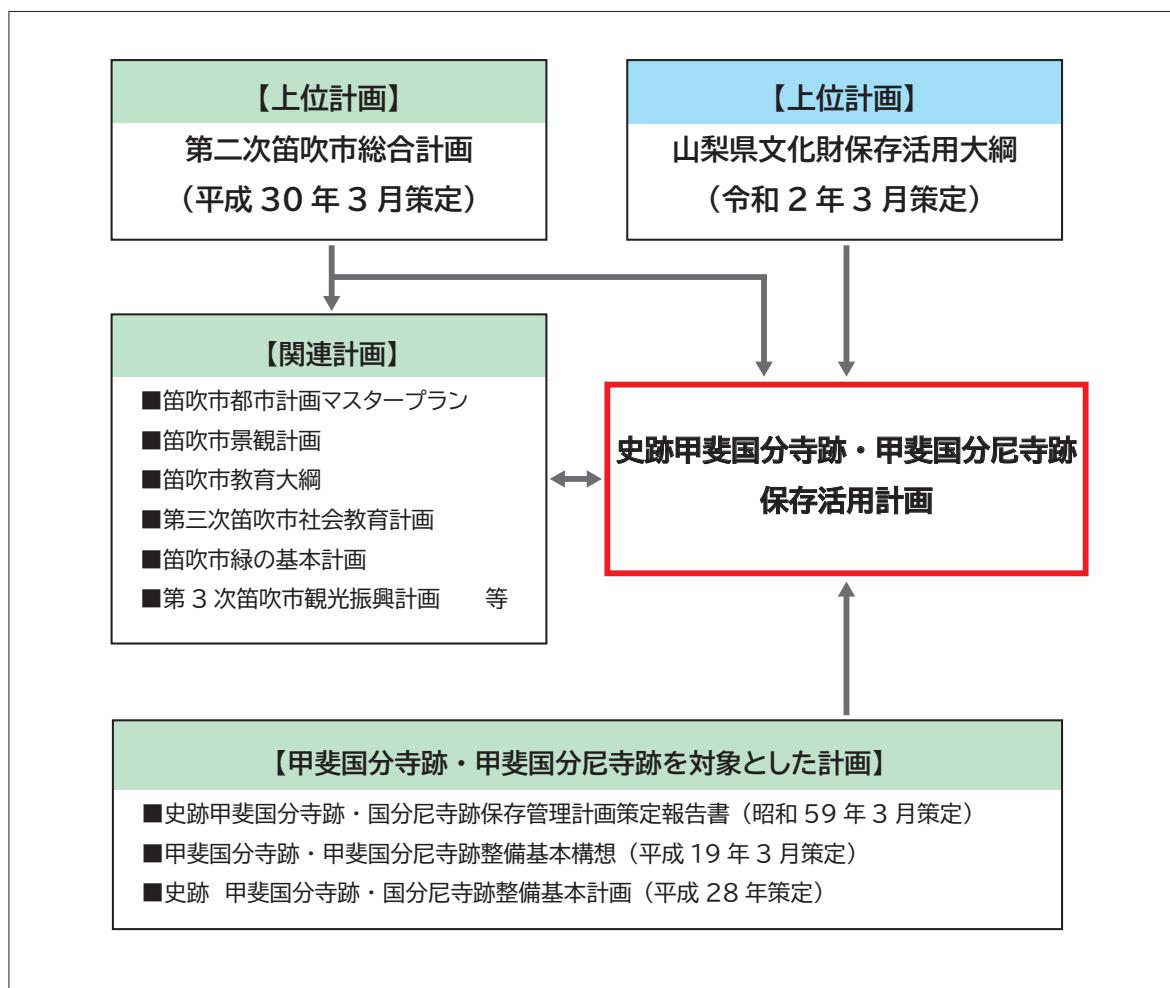


図 計画関係概念図

第5節 法規制等

史跡に関する法規制としては、文化財保護法以外に、主として下記のものが挙げられる。

1 都市計画法

都市計画法は「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的」としている。

法に基づき、本市は笛吹川都市計画区域として指定され、史跡周辺は用途地域指定なしのいわゆる白地地域となっている。

2 景観法

景観法は「美しく風格のある国土の形成」「潤いのある豊かな生活環境の創造」「個性的で活力ある地域社会の実現」などを目的としている。市町村は都道府県との協議を経て「景観行政団体」として良好な景観の形成・保全に向けた景観行政を行うことができる。

本市は景観行政団体として、法に基づき定められた笛吹市景観条例によって平成25（2013）年3月に『笛吹市景観計画』を策定し、本市の良好な景観の形成・保全・活用に向けた取組を行っている。

3 道路法

道路法は「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的」としている。

史跡内には、1級市道、2級市道、及びその他市道が敷設されており、特に1級・2級市道は地域住民の生活用に欠かせないインフラとなっている。

4 農地法

農地法は「国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果してきた重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的」としている。

甲斐国分寺跡の南側・北側や、甲斐国分尼寺跡の東側と北側は農地に隣接している。

5 屋外広告物条例

山梨県は、屋外広告物の秩序の遵守や、適正な維持管理に向けて山梨県屋外広告物条例を制定している。本市では、令和4（2022）年4月1日より県から事務・権限の委譲を受けて屋外広告物における事務処理を行っている。

6 山梨県文化財保護条例

山梨県文化財保護条例は、文化財保護法第百八十二条第二項の規定に基づき、「法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、山梨県の区域内に存するもののうち県にとって重要なもの及び法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民文化の向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的」としている。

7 笛吹市公共物管理条例

笛吹市公共物管理条例は「法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公共物の管理及び利用に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進を図ることを目的」としている。

第6節 計画の実施

本計画の実施については、計画期間を令和6（2024）年4月1日～令和16（2034）年3月31日までの10年間と定める。策定から10年程度経過した時点で、計画の見直しを検討するほか、長期的な展望のもと実施すべき施策については令和20年度まで記載する。

第2章 史跡等周辺の環境

第1節 自然的環境

1 地勢・地質

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡が所在する山梨県笛吹市は、甲府盆地中央部やや東寄りに位置している。西側に甲府市、東側に甲州市、北側に山梨市、南側に南都留郡富士河口湖町と境界を接している。市の総面積は 201.92 km²で、山梨県の面積の 4.5% にあたる。

本市の地形は、芦川地区を除き、北に秩父山地の最南端となる大藏経寺山や兜山、南に御坂山地の山々に挟まれ、甲府盆地の一部を形成している。大きく分けると標高約 250 m～300 m の沖積平地、緩やかに傾斜する標高約 300 m～400 m の山麓の扇状地、標高約 400 m～600 m の丘陵地、標高約 600 m～1500 m の山地で構成されている。芦川地区は、御坂山地の主稜と黒岳から西方に派生する支稜に挟まれた東西に細長い谷地形となっている。

河川水系では、芦川地区を除く市域の大部分は、中央を流れる笛吹川水系に属しており、山地から流れる日川、金川、浅川、境川、平等川等の河川が笛吹川に合流している。

笛吹川は日本三大急流のひとつ富士川水系の一級河川で、市域の北東から南西へと流れている。

かつての笛吹川は急峻な地形のため水害を繰り返してきた。特に明治 40 (1907) 年の大水害によって大きく流路が変わり、大正年間の河川改修工事により現在の流路となった。しかし笛吹川やその支流が創り出した肥沃な土地の恩恵を受けて、平地部や山麓部には市街地や集落地が形成され、それらを取り囲むように周辺一帯には桃やブドウなどの果樹地帯が広がる、本市特有の美しい景観が展開し、「日本一桃源郷」とも称されている。

また、芦川地区を流れる芦川は、市川三郷町を経て富士川に注いでいる。

低地部の石和・春日居地域の市街地周辺では、旧笛吹川の流路にあたる近津用水をはじめ、小さな河川や水路が縦横に流れ、水の都としての特色を有している。

山地における地質は、その大部分が花崗閃緑岩からなり、茶臼山から峰城山、大久保山にかけては、小仏層からできている。また平地における地質は扇状地の堆積物によってできている。これらの堆積物は、主として花崗閃緑岩の碎屑物からできている。農耕地の土壤は、全般的に見て花崗岩系で壤土または砂壤土となっているため農作物に適し、有機物の分解が早く地温が高まりやすく、排水もよいので古くから肥沃な土地として農業が盛んに行われた。

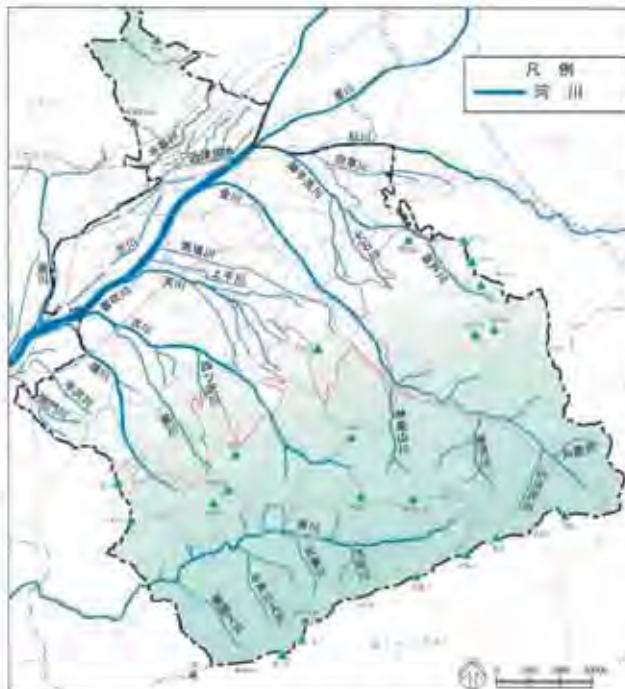


図 河川水系
笛吹市（2021）『笛吹市都市計画マスタープラン』

2 気象

気候は温暖であるが、盆地特有の内陸性気候で夏と冬の寒暖差が大きく、年平均気温13.7度、年平均降水量は1,050mm程度となっている。日照時間が比較的長く、昼夜の気温差が大きいという気候的特性からも果樹栽培に適した土地となっており、桃・ぶどうの生産量日本一を誇る果樹地帯となっている。参考として、気象庁観測所「甲府」「勝沼」の平成3(1991)年～令和2(2020)年の統計データを示す。

表 箕吹市近辺の観測所気象統計

降水量 (mm)	甲府			日照時間 (時)	降水量 (mm)	勝沼			日照時間 (時)
	平均	日最高	日最低			平均	日最高	日最低	
1月	42.7	3.1	9.1	-2.1	209.1	38.9	2.1	8.3	-3.0
2月	44.1	4.7	10.9	-0.7	195.4	38.5	3.6	10.0	-1.8
3月	86.2	8.6	15.0	3.1	206.3	73.3	7.6	14.2	2.0
4月	79.5	14.0	20.7	8.4	206.1	73.0	13.2	20.3	7.3
5月	85.4	18.8	25.3	13.7	203.9	84.3	18.0	25.0	12.5
6月	113.4	22.3	27.8	18.3	149.9	113.2	21.5	27.5	17.0
7月	148.8	26.0	31.6	22.3	168.2	140.2	25.2	31.3	21.1
8月	133.1	27.1	33.0	23.3	197.0	123.8	26.1	32.7	21.9
9月	178.7	23.2	28.6	19.4	150.9	182.5	22.2	28.2	17.9
10月	158.5	17.1	22.5	13.0	159.6	150.6	16.0	21.9	11.6
11月	52.7	10.8	16.7	5.9	178.6	52.2	9.8	16.1	4.8
12月	37.6	5.4	11.4	0.3	200.9	35.3	4.5	10.7	-0.6
年	1160.7	15.1	21.0	10.4	2225.8	1106.1	14.1	20.5	9.2

気象庁ホームページを基に箕吹市教育委員会作成

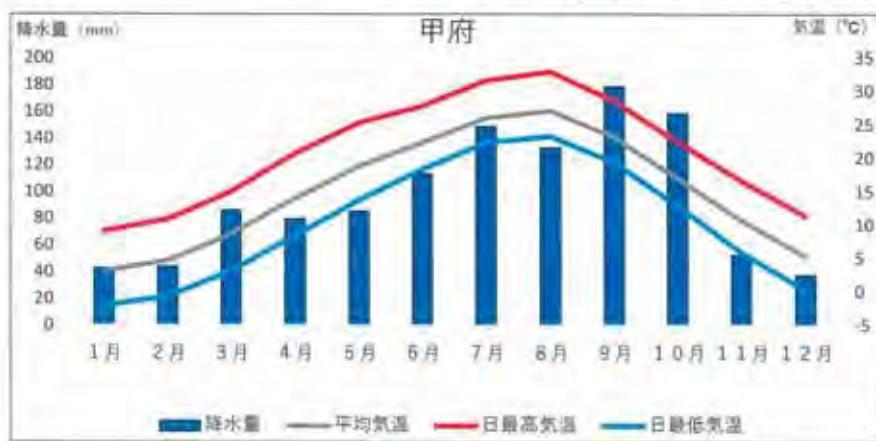


図 「甲府」の気象
気象庁ホームページを基に箕吹市教育委員会作成

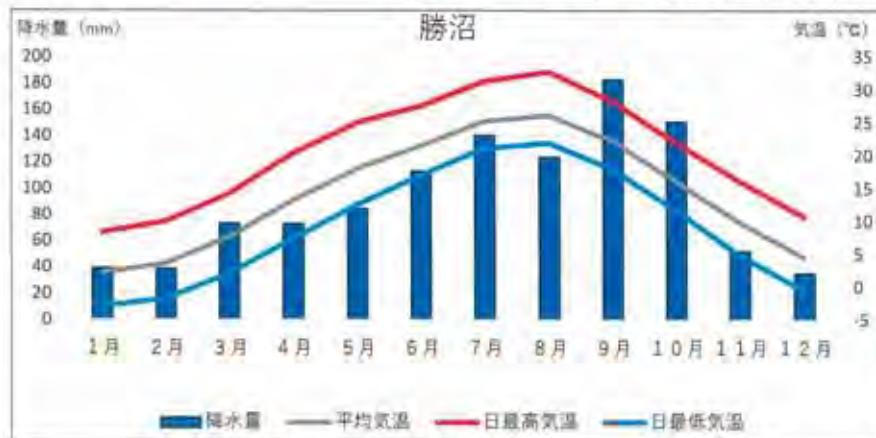


図 「勝沼」の気象
気象庁ホームページを基に箕吹市教育委員会作成

3 植生等

御坂山地から丘陵部一帯は、クリーコナラ群落が広く分布しているほか、山地から丘陵地に移行する地域では、農用林としての利用が図られてきたクヌギーコナラ群落やアカマツ植林、スギ・ヒノキ植林が分布している。また、大藏経寺山周辺については、アカマツ植林を主体にこれらの植林が混在している。

農地の9割以上は、桃やブドウを中心とした果樹園が占めており、平地から山麓一帯に広く分布している。桃・ブドウは、全国一の栽培面積、収穫量、出荷量を誇っているが、近年、農地が減少し、遊休農地も増加している状況である。

石和地区の市街地や各地区の生活拠点周辺については、公園や広場、街路樹、水路、学校等の公共施設の植栽地、花壇や屋敷林などの緑が見られるが、郊外地域に比べて、全体的に緑が不足している。

郊外の住宅地や集落地については、上記以外に農地や社寺林、屋敷林、雑木林、生け垣、大木・古木などの様々な緑が見られる。

特徴ある植生としては、芦川源流域の日本でも有数のニホンスズランの群生地、黒岳周辺に分布するブナの原生林があり、これらは「山梨県自然環境保全条例」に基づき、それぞれ「自然記念物」および「自然保存地区」に指定されている。また滝戸山の山頂付近にあるミズナラ林は「やまなしの森林百選」に選定されている。

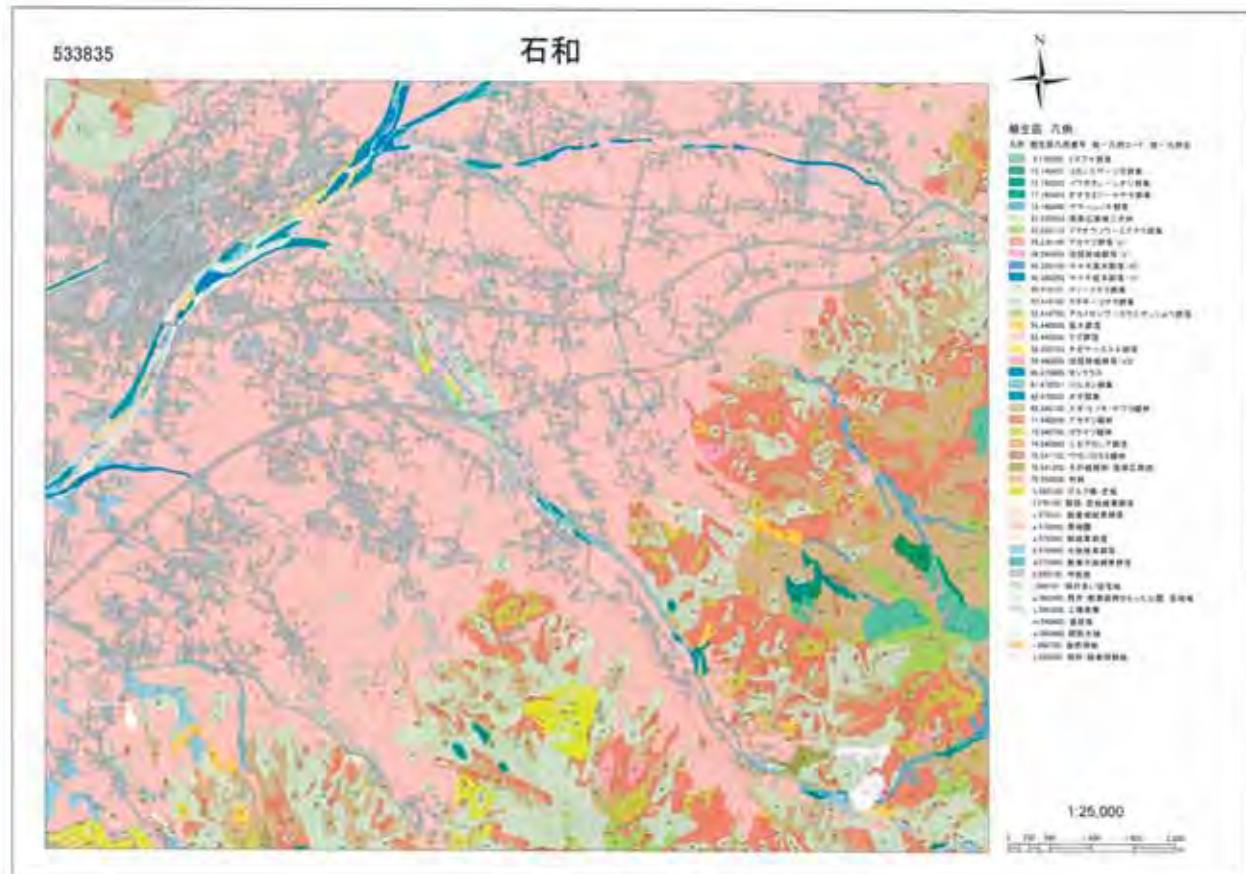


図 箕吹市付近植生図
環境省 自然環境局 生物多様性センター「1/25,000 植生図」

第2節 歴史的環境

本市では御坂山地や笛吹川などの豊かな自然環境を背景に、古くから人々の営みが行われてきた。旧石器時代から近現代までの遺跡数は741（うち消滅70含む）に上る。時代別の延数^{※1}は、旧石器時代3、縄文時代203、弥生時代65、古墳時代438、奈良時代151、平安時代313、中世129、近世78、近現代1となっている。

※1 一つの遺跡内に縄文時代・平安時代等、複数の時代の遺構等が所在する場合もあり、時代別の遺跡数の合計は全体の遺跡数よりも多くなる

1 縄文時代・弥生時代

縄文時代の遺跡は、縄文人の食物となる動植物の生息・生育環境が整っていた御坂山地を背後にした場所に多く立地している。

縄文時代前期の遺跡である花鳥山遺跡からは、良質な土器資料とともに国内最古級の資料とされるエゴマの炭化種子や穀殼圧痕をもつ土器が出土しており、植物栽培の可能性が示唆されている。

縄文文化が最も栄えた約5500～4500年前の縄文時代中期には、本市でも造形美に優れた土器などが見つかっている。

土偶が1,116点も出土し、土偶にまつわる祭祀を行っていたと考えられ、国の重要文化財に指定されている积迦堂遺跡や、同じく国の重要文化財に指定された土器群が出土した一の沢遺跡、県指定文化財大形深鉢（渦巻文）土器やユニークな土偶が出土した桂野遺跡はいずれも縄文時代中期の遺跡である。

山梨県では弥生時代の遺跡は少ないが、本市においても同様である。そうした中で、身洗沢遺跡は県内初の弥生水田跡と木製農耕具が発見された貴重な遺跡である。



写真 积迦堂遺跡出土 水煙文土器（国指定重要文化財）



写真 桂野遺跡出土
大形深鉢（渦巻文）土器（県指定文化財）



写真 积迦堂遺跡出土 土偶（国指定重要文化財）

2 古墳時代～平安時代

この時代、本市では最多の遺跡数が確認されている。周溝を含めると全長が105mとなる大型古墳である県指定史跡岡・銚子塚古墳は4世紀後半に築造された古墳であり、葺石が確認されているほか、円筒埴輪や鎌・剣・刀などの鉄製品、鏡などが出土している。

5世紀前半には、一辺約56mと東日本最大級の規模の方墳である県指定史跡竜塚古墳が、5世紀後半には、全長約46mの帆立貝式古墳である市指定史跡狐塚古墳が築造されている。

こうした古墳は、八代町付近に築かれており、中央とつながりを持つ甲斐の有力者層が周辺で活動していたことを示している。

6世紀以降の古墳時代後期は古墳の分布が本市の東側に広がり、形態も横穴式石室を持つ古墳へと変化している。

当該期には、東日本最大級の横穴石室を有する県指定史跡姥塚古墳が築造され、付近に所在する大集落である二之宮・姥塚遺跡の有力者が葬られた墓と考えられる。

金川の沿岸には7世紀前半に築造された八角墳である県指定史跡経塚古墳をはじめ、多くの古墳が所在し、四ツ塚古墳群、国分古墳群、楽音寺古墳群、長田古墳群と呼ばれ、被葬者が豪族から有力農民へと拡大したことを示すと考えられている。

また、積石塚古墳とよばれる渡来系である6～7世紀の春日居古墳群及び大藏経寺古墳が本市北西部の春日居町から甲府市東部の山麓に所在している。

この付近には古墳時代後期に勢力をもつた有力氏族が建立した氏寺であったと考えられる県指定史跡寺本廃寺跡が所在している。当該遺跡は、発掘調査によって法起寺式伽藍配置の寺院であることが確認され、寺院に関連する瓦等の特徴的な遺物が出土している。

また春日居町には「国府」の地名も残っていることから、笛吹市域は奈良時代以前にも甲斐国の重要な拠点であったと考えられる。



写真 岡・銚子塚古墳（県指定史跡）



写真 姥塚古墳石室（県指定史跡）



写真 寺本廃寺跡 塔心礎（県指定史跡）



写真 経塚古墳（県指定史跡）

(1) 甲斐国の役所としての国府

大宝元（701）年に制定された大宝律令により、列島は全国 60 余りの国に分けられた。甲斐国は山梨郡・八代郡・巨麻郡・都留郡の4郡からなり、本市は山梨郡の南部と八代郡北部に当たる古代甲斐国の中核部であったと考えられる。

また都からの官道が整備されたが、都から甲斐国府に至るルートは、東海道から御坂山地を越える東海道の支線が「甲斐路（御坂路）」として指定された。

甲斐国府は甲斐国を中心として八代郡に置かれたと『和名類聚抄』に記されており、同書の成立した平安時代の国府位置は笛吹市御坂町国衙付近に比定されているが、寺本廃寺の所在や条里制の地割確認などにより、初期国府は春日居町に置かれたと考えられている。

天平 13（741）年の国分寺建立の詔により、国ごとに国分寺と国分尼寺を建てることとされたが、これを受けて甲斐国においても国分寺・国分尼寺が造営された。

本市における奈良時代・平安時代の代表的な遺跡は、国指定史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡のほか、国府遺跡が挙げられる。「国府」は春日居町内の地名であり、甲斐国府に関連する遺跡であり、寺本廃寺跡も国府関連遺跡の中に所在している。

国府遺跡では高床総柱の礎石建物跡・基壇状遺構・石列遺構があることが確認され、近接する神東町遺跡では古墳時代後期から平安時代の竪穴建物跡 20 数軒・掘立柱建物跡 1 棟の確認とメノウ勾玉、「生」の刻書土器、灰釉陶器が出土している。また熊野南遺跡からは奈良・平安時代の竪穴建物跡 5 軒・石組遺構、柄田遺跡では古墳時代後期～平安時代の竪穴建物跡 10 軒以上、掘立柱建物跡 2 棟、溝状遺構・焼土遺構を確認している。

これらの遺跡は、遺構や出土遺物から役所的な性格がうかがえる。



写真 国府遺跡第1次調査 硏石建物跡

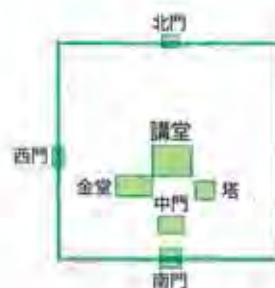


図 寺本廃寺伽藍配置

(2) 古代の集落

集落遺跡の代表的なものとしては、甲府盆地東部にあたる地域に奈良時代以前からの拠点集落が所在している。金川左岸の二之宮遺跡、大原遺跡は集落遺跡の代表的な遺跡であり、特に大原遺跡は古墳時代から平安時代までの竪穴建物跡が350軒確認され、その出土遺物からも国分寺・国分尼寺の造営や管理に関連するものと考えられる。



写真 大原遺跡 竪穴建物跡の重なり合い

(3) 古代の仏教関連遺跡

八代町永井の瑜伽寺は、奈良時代の靈亀元年（715）の創建^{※1}とされている。当寺は甲斐国分寺・甲斐国分尼寺と同時代に創建された寺院のひとつと考えられている。当初の本尊であったとされ、県指定文化財に指定されている薬師三尊像の塑像片が寺本廃寺跡出土の塑像残欠と同時期のものと推定されている。

※1 『甲斐国志』による

境川町寺尾地区に所在する前付・大祥寺遺跡は、平成24年度から25年度にかけて発掘調査が行われ、他の時代とともに、奈良時代の山寺遺構と考えられる掘立柱建物跡が確認された。また、それを取り巻く竪穴建物跡から瓦塔片が発見されている。

これらは、官寺としての国分寺・国分尼寺と別系統の仏教寺院が同時期に併存していたことをうかがわせる。

(4) 平安時代の甲斐国

平安時代の遺跡は、御坂町成田の付近に多く所在している。地耕免遺跡は、竪穴建物跡のほか、9世紀前半から10世紀前半の斎串状木製品や馬の骨といった古代の祭祀にかかる遺物が出土している。これらは雨乞いや止雨の祭禮で用いられたと考えられ、当時の人々の暮らしや世界観をうかがい知ることができる。

その他特徴的な事項としては、平安時代に天皇の供御の魚貝や果物類を調進するために設置された所領である御厨（みくりや）として甲斐国唯一の石和御厨が石和町内におかれたことが挙げられる。のちに、ここを拠点として武士が台頭していくことになる。

3 中世・近世

鎌倉時代、甲斐源氏武田信光が石和御厨を拠点として莊園・石和荘を構え、活躍した。15世紀半ばには甲斐守護であった武田信重が現在の小石和成就院に館を築いた。以降、子孫である信虎が府中（甲府）を本拠とする永正16（1519）年まで、本市域が武田氏の拠点であり、甲斐国の政治の中心であった。広嚴院や慈眼寺は武田家の庇護の下、隆盛を極めた。

天正10（1582）年に武田氏が滅亡した以降、甲斐国は織田・豊臣・徳川と支配が移り、江戸幕府の下で、本市域も含まれる県中西部にあたる甲府藩と県東部にあたる谷村藩が成立した。谷村藩は後に廃藩となつたが、享保9（1724）年の享保の改革に際して幕府直轄地とされたことにより、甲府藩も廃藩となつた。

本市は交通の要衝として重要な地域であり、古代から利用されてきた街道が存在している。甲斐路（御坂路）は、甲斐と幕府のある鎌倉を結ぶ主要街道として鎌倉街道と呼ばれた。芦川町を抜ける若彦路、雁坂峠を越える秩父路（秩父往還）などの街道とともに、数多くの往来があつたことで街道沿いは賑わつた。

江戸時代になると、江戸防衛のため東海道や中山道とともに五街道のひとつとして、甲州街道が整備された。石和には代官所が設けられ、宿場町として栄えた。



写真 慈眼寺本堂（国指定重要文化財）



写真 広嚴院の銅鐘

4 明治時代～現代

桃、ぶどうの生産量日本一を誇る山梨県峡東地域は、明治時代にワイン製造がはじまり、130年以上の歴史を有している。明治34（1901）年には、一宮町のルミエールワイナリーにて日本初のヨーロッパ型地下発酵槽が造られた。当該建造物は、平成10（1998）年4月21日に再現することが容易でないものとして、登録有形文化財に指定され、現在も一部が使用されている。また、令和4（2022）年7月18日には、峡東地域の農業景観が「扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定された。



写真 ルミエール旧地下発酵槽（国登録有形文化財）

5 文化財

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡をはじめ、本市には、数多くの貴重な文化財が所在している。令和6（2024）年3月31日現在の文化財の総数は216件であり、内訳は国指定13件、県指定62件、市指定136件、国登録有形文化財5件となっている。

それらは、国指定重要文化財山梨岡神社本殿や浅間神社摂社山宮神社などの建造物、国指定重要文化財絹本着色仏涅槃図（大蔵経寺）といった絵画、国指定重要文化財木造吉祥天及二天像（福光園寺）などの仏教彫刻、国指定重要文化財駈迦堂遺跡出土の土偶といった考古資料のほか、県指定文化財山梨岡神社の太々神楽などの無形民俗文化財、県指定文化財岡・銚子塚古墳、経塚古墳などの史跡、県指定文化財一宮浅間神社の夫婦ウメ、智光寺のカヤなどの天然記念物といった多様な内容となっている。



写真 木造吉祥天及二天像（福光園寺）（国指定彫刻）



写真 智光寺のカヤ（県指定天然記念物）

6 歴史的景観

要衝としての重要性や立地の適正さは、地勢・地形といった地理的要因に起因していることが多い。

本市は、南北を山々に囲まれた緩やかな盆地地形、南部の御坂山地の細やかな山地地形、その中に深く切れ込んだ谷地形などが大きな特徴である。こうした地形的な特徴を踏まえて適地につくられた集落や施設は、周辺の自然景観と調和しながら独自の景観を形成してきた。

それは、景色を見る場所である「視点場」と景色として見られる「視対象」の両方を担っている。特に歴史的環境の中にある視点場から眺める山並みなどの景観は、長い時間の中で周辺の土地利用が変遷しても、変わることなく続けており、往時の人々が眺めた景観を現代のわれわれも体感することができる。本市には、このような歴史的な景観が複数点在している。

第3節 社会的環境

1 人口

笛吹市の総人口は、67,647人（男32,916人、女34,731人）である。総世帯数は、30,234世帯である（令和4年12月末現在）。

人口は平成29（2017）年まで、70,000人以上で推移していたが、その後70,000人を割り込み、減少傾向が続いている。一方で世帯数は増加しており、核家族化が進行していると考えられる。



図 総人口と世帯数の推移

笛吹市「行政区別人口統計表」（毎年12月末）

2 土地利用

『笛吹市都市計画マスタープラン』によると、土地利用状況は、宅地15.97km²（7.9%）、農用地32.66km²（16.2%）、森林等118.21km²（58.5%）となっており、約75%が自然的な土地利用で占められ、緑豊かな田園都市を形成している。

表 土地利用別面積

種別	面積	
	面積 (km ²)	割合 (%)
宅地	15.97	7.9
農用地	32.66	16.2
森林等	118.21	58.5
その他	35.08	17.4

笛吹市（2021）『笛吹市都市計画マスタープラン』

3 交通

市街地は、石和温泉駅周辺から甲府バイパス周辺や、郊外部の幹線道路沿いなどに形成されている。平地部から山麓一帯には広く農地（果樹園）が展開し、その中に集落地が分布している。近年、郊外の農地などの宅地化が進行し、農地の大半を占める樹園地面積の減少や耕作放棄地の増加といった現象が進んでいる。

史跡の位置する一宮町は、農地の割合が高い地域となっており、史跡地周辺には桃畠・ぶどう畠が広く展開している。また隣接して県立森林公園「金川の森」の緑地帯が広がっている。

東京から約100km圏に位置し、東京圏と中京圏を結ぶ幹線交通路であるJR中央本線と中央自動車道が市内を通過している。鉄道は市の最北部を横断し、石和温泉駅と春日居町駅がある。石和温泉駅は特急が停車し、都内新宿駅から特急列車で所要時間約90分である。自動車でも一宮御坂インターチェンジ利用で都内からほぼ90分で到着することができ、長野・名古屋方面とも結ばれている。高速バスは、中央自動車道の釣迦堂、甲斐一宮、御坂、八代、境川の5つのバス停のほか、国道20号に一宮、国道411号の市部通りに石和の高速バス停があり、東京方面のアクセスに優れている。

広域幹線道路では、東京と長野県松本方面を結ぶ国道20号が平地部を横断し、奥多摩方面を結ぶ国道411号、秩父方面を結ぶ西関東連絡道路や国道140号、河口湖方面を結ぶ国道137号、精進湖方面を結ぶ国道358号が通っており、中・近世から続く広域交通の要衝となっている。

今後、市内には新山梨環状道路の整備事業が進められ、リニア中央新幹線の建設が計画されており、広域的な交通アクセスの一層の向上が見込まれる。

市域の交通は、市営バス3路線、自主運営バス1路線、民営バス7路線がある。史跡地付近では、石和温泉駅からの市営一宮循環バスが運行されているが、曜日により運行ルートが違い、日曜日は運休である。市民の交通手段は自家用車を中心で、史跡地は国道20号線や金川曾根広域農



図 道路交通網
笛吹市(2018)『第二次笛吹市総合計画』に一部開通箇所追記

道に近接し、中央自動車道一宮御坂インターチェンジからも 1km の範囲であることから、車でのアクセスがもっとも利便性が高い。

4 産業

本市の産業別就業人口の構成比は、国勢調査によると第一次産業が 16.2%、第二次産業が 21.4%、第三次産業が 62.5% となっている。第一次産業については、県（6.7%）と比べても割合が大きく本市の特性を表している。

一方で、産業別の付加価値額でみた場合「製造業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「複合サービス事業」といった順であるが、全国と比較した場合の特徴的な産業としては「複合サービス事業」の特化係数^{※1}が 4.70 と非常に高く、その他「宿泊業、飲食サービス業」2.65、「医療、福祉」2.53 とこれらも高くなっている。

※1 全国に比べて特化している産業とされる係数



図 産業 3 部門別就業者数（2020 年）

「国勢調査」を基に笛吹市教育委員会作成

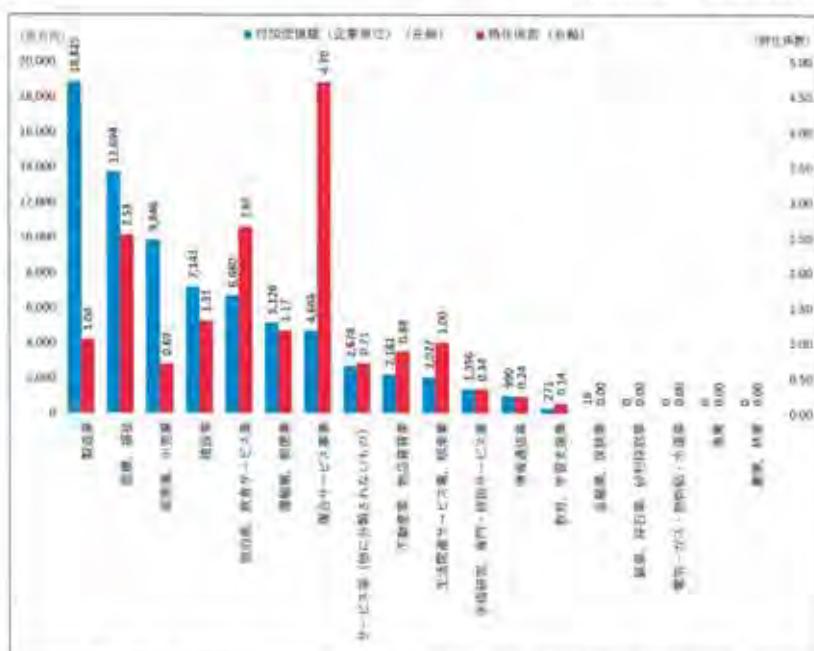


図 産業大分類別に見た付加価値額（企業単位）（2016 年）
「RESAS」（総務省・経済産業省「経済サンセス - 活動調査」再編加工）

(1) 農林業

肥沃な土壌と高い晴天率、昼夜間の温度差が大きい盆地性気候を活かした果樹栽培や施設園芸が盛んである。ぶどう、もも、かき、すもも等の果樹類や、バラ等の花卉類の栽培が行われている。なかでもぶどう、ももは栽培面積、収穫量、出荷量いずれも日本一を誇り全国屈指の果樹産地である。またこうした農産物を利用した観光農園やワイナリー等の地場産業も盛んである。

本市の森林面積は 118.16 km²で、市域面積の 58.5% を占めている。本市の森林の特性としては、市民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、広葉樹が生育する天然生の樹林帯と多彩であり、各地域の特色を生かした森林整備が計画的に行われている。



図 農業産出額の推移
「RESAS」(総務省・経済産業省「経済サンセス - 活動調査」再編加工)

表 令和2年果実産出額（推計）

	計	みかん	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	とうとう	ひわ	かき	くり	うめ	すもも	ルーツイフ	アバッキン
産出額 (千万円)	2,577	0	1	1,443	6	0	1,038	1	-	20	0	8	57	1	-
順位	県内	1	1	5	1	2	4	1	5	2	5	2	3	6	
	全国	2	526	220	1	200	127	1	93	35	355	31	3	86	

農林水産省大臣官房統計部 (2023) 「令和3年市町村別農業産出額（推計）」

(2) 製造業

市内の主な業種は出荷額ベースで「食料品」、「金属製品」「電気機械器具」の順となっている。市内の第二次産業の従事者比率は山梨県内の平均よりも低いが、市内に中央自動車道一宮御坂インターチェンジがあり交通の利便性を生かして、工業団地を中心とした工場の立地が進みつつある。

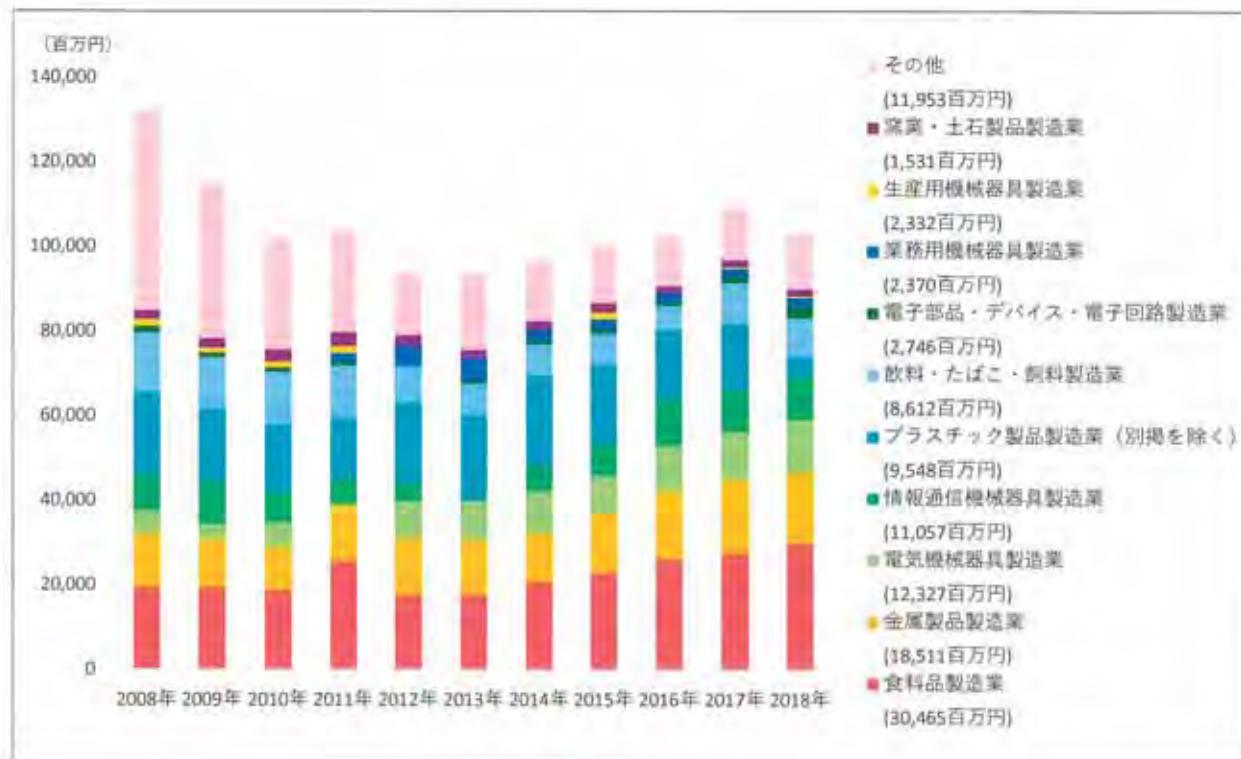


図 産業別製造品出荷額等の推移
「RESAS」(総務省・経済産業省「経済サンセス - 活動調査」再編加工)
凡例の数値は最新年の数値を指す

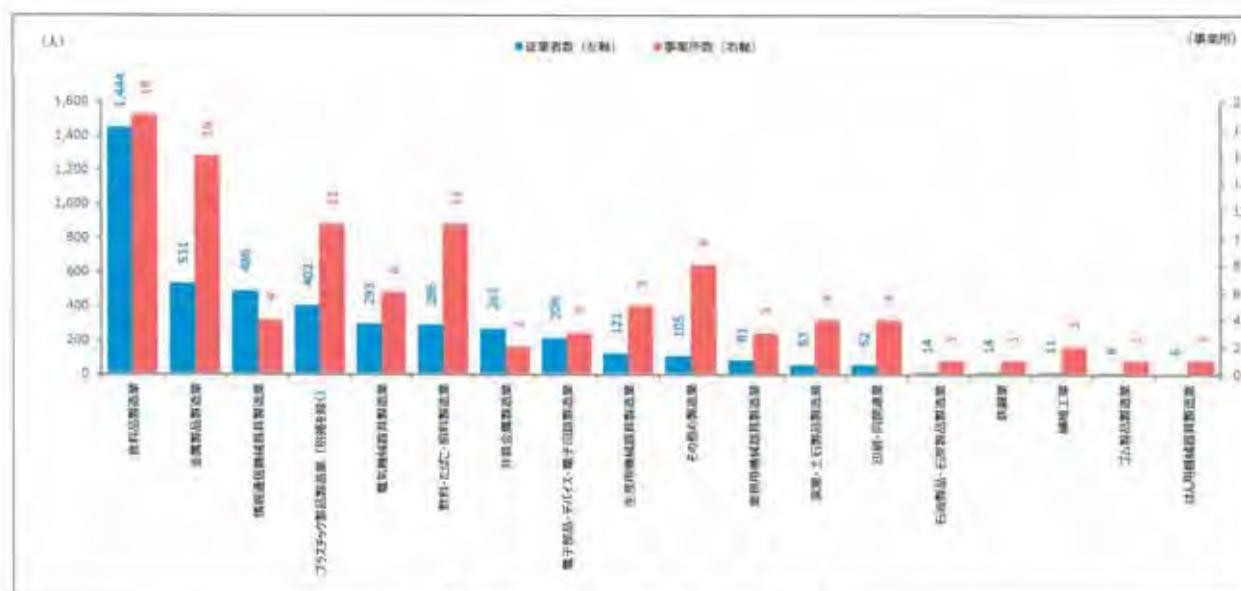


図 産業中分類別従業者数・事業者数
「RESAS」(総務省・経済産業省「経済サンセス - 活動調査」再編加工)

(3) 商業・観光

国道20号沿いを中心に郊外型大型店舗が増加傾向にある。その一方で個人商店を中心とした既存商店街は低迷の傾向にある。また市民の憩いの場や市外県外からの観光客に向けたサービスを提供する拠点として、農産物直売所などの商業施設が各種設置条例に基づいて設置運営されている。

全国屈指の温泉郷である石和温泉、春日居温泉は、山梨県の観光拠点として四季を通じて多くの観光客を迎えており、また果樹園も盛んで、観光果樹園や果実直売所が多くあり、ワイナリーも多くの観光客を呼んでいる。加えて笛吹川とその支流が創り出す肥沃な土地に広がる果樹園は、世界農業遺産に認定されている。これらの豊かな自然とすぐれた景観が将来的にも大きな観光資源として機能していくものと考えられる。

また、春の「桃の花まつり」、「桃の里マラソン大会」、「すずらんの里祭り」、夏の「笊形焼き」、「大文字焼き」、「笛吹川石和鵜飼」、「石和温泉花火大会」、秋の「川中島戦国合戦絵巻」など季節を彩る祭り・イベントが毎年開催され多くの人々が訪れている。

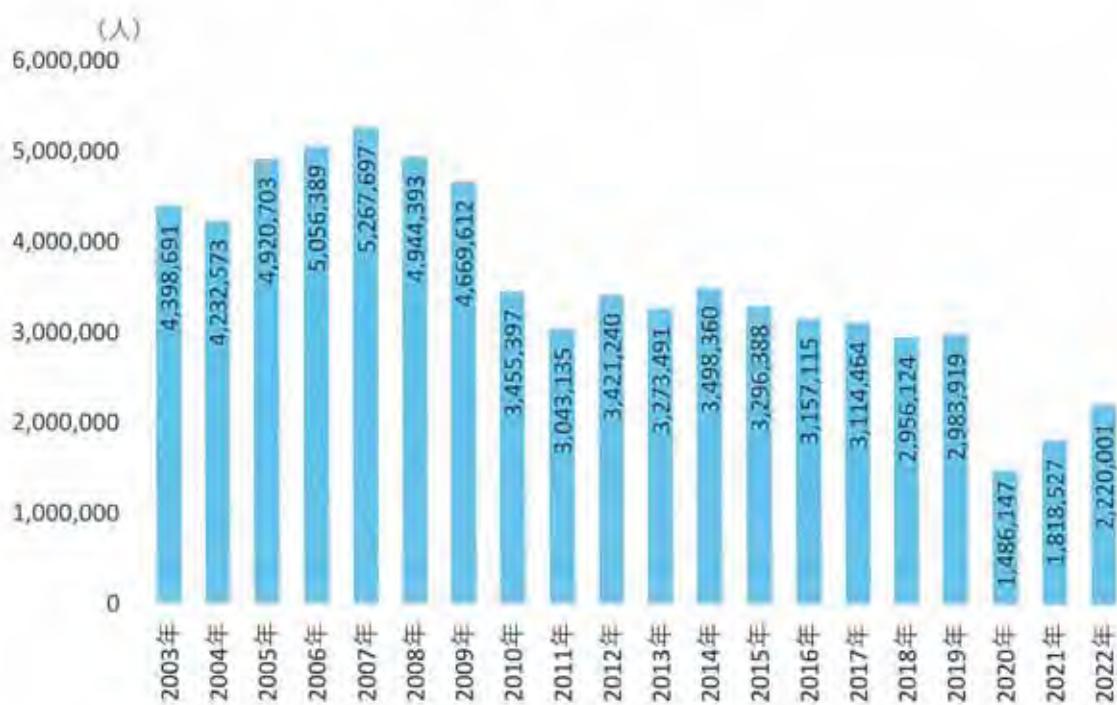


図 観光入込客数（延べ人数）
山梨県「山梨県観光入込客統計調査結果」を基に笛吹市教育委員会作成



写真 桃源郷の景観（一宮地区）
笛吹市（2021）『笛吹市都市計画マスターplan』



写真 石和温泉駅前広場にある足湯
笛吹市（2021）『笛吹市都市計画マスターplan』

第4節 史跡等の概要

1 現在までの経緯

本史跡における、史跡指定から現在までの経過を以下の表にまとめる。

表_ 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の現在までの経緯

年月日	甲斐国分寺跡	甲斐国分尼寺跡
大正 11 (1922) 年 10 月 12 日	「甲斐國分寺跡」として国史跡に指定される	
大正 12 (1923) 年 2 月 13 日	一宮町が管理団体に指定される	
昭和 24 (1949) 年 7 月 13 日		「甲斐國分尼寺跡」として国史跡に指定される
昭和 25 (1949) 年 4 月	文化財保護法の施行により、「甲斐國分寺跡」となる	文化財保護法の施行により、「甲斐國分尼寺跡」となる
昭和 45 (1970) 年	山梨県教育委員会による初めての発掘調査	
昭和 58 (1983) 年度	公有地化事業開始 内容確認調査	
昭和 59 (1984) 年 3 月 30 日	史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡 保存管理計画策定	
昭和 59 (1984) 年度	内容確認調査	
昭和 60 (1985) 年度	内容確認調査	
昭和 61 (1986) 年度	内容確認調査	
昭和 62 (1987) 年度	内容確認調査	公有地化事業開始
昭和 63 (1988) 年度		当初指定範囲の買い上げ完了
平成元 (1989) 年度		範囲確認調査
平成 2 (1990) 年度		範囲確認調査
平成 6 (1994) 年度		範囲確認調査
平成 10 (1998) 年度	寺院地移転開始	
平成 11 (1999) 年度	寺院地移転事業	史跡周辺で開発計画が持ち上がる
平成 13 (2001) 年 1 月 29 日	寺院地移転事業	追加指定され、指定面積が約 27,600m ² となる
平成 15 (2003) 年度	寺院地移転事業	追加指定範囲の公有地化事業開始
平成 16 (2004) 年 10 月	市町村合併により、管理団体が笛吹市となる	
平成 18 (2006) 年度	寺院地移転完了	
平成 18 (2006) 年 3 月	甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡整備基本構想策定	
平成 20 (2008) 年度	史跡整備のための発掘調査	
平成 21 (2009) 年度	史跡整備のための発掘調査	
平成 22 (2010) 年度	史跡整備のための発掘調査	
平成 23 (2011) 年度	史跡整備のための発掘調査	
平成 26 (2014) 年度	史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画（市単費）策定開始	
平成 27 (2015) 年度	史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画（市単費）策定	
平成 28 (2016) 年度	第一期暫定整備工事の実施設計	
平成 29 (2017) 年度	第一期暫定整備工事開始	
平成 30 (2018) 年 2 月 13 日		追加指定され、指定面積が約 30,505m ² となる
平成 31 (2019) 年 3 月 19 日		笛吹市が管理団体に指定される
令和元 (2019) 年度	第一期暫定整備工事完了	
令和 3 (2021) 年度	史跡内容確認調査	
令和 4 (2022) 年度	史跡内容確認調査	

第5節 指定の状況

1 指定告示

名 称：甲斐國分寺跡^{※1}

※1 指定時表記

種 別：史跡

指定年月日：大正 11（1922）年 10 月 12 日（内務省告示第 270 号）

指定面積：46,288.50 m²

所 在 地：山梨県笛吹市一宮町国分 425-1 外 86 筒

管理団体：笛吹市（大正 12 年 2 月 13 日指定）

名 称：甲斐國分尼寺跡^{※2}

※2 指定時表記

種 別：史跡

指定年月日：昭和 24（1949）年 7 月 13 日（文部省告示第 159 号）

追加指定：平成 13（2001）年 1 月 29 日、平成 30（2018）年 2 月 13 日

指定面積：30504.55 m²

所 在 地：山梨県笛吹市一宮町東原 646-1 外 40 筒

管理団体：笛吹市（平成 31 年 3 月 19 日指定）

2 指定説明文とその範囲

（1）甲斐国分寺跡

甲斐国分寺跡の指定説明文は次のとおりである。

「現國分寺寺域内ニ金堂跡及塔跡ト認ムヘキ地點アリ 前著ニハ礎石二十七個後者ニハ中央ニ■孔ヲ存スル心礎以下十四個ヲ舊位地ニ存シ又南大門跡ト認ムヘキ地點ニ礎石五個ヲ存シ舊規ノ見ルヘキモノアリ」

（■は不明字） ※文化庁HP「国指定文化財等データベース」より転載

（2）甲斐国分尼寺跡

甲斐国分尼寺跡の指定説明文は次のとおりである。

「国分寺跡の北 4 丁余の所にあつて、土壇をなす地域が南北に 2 箇所相連接して存する。北部には今 11 個の自然石の礎石が見られ南部は北部より一段高く、また 18 個の礎石が遺存する。かつて道路新設の際、この地域の西端部とその礎石が撤去され、稍々旧状を損じてはいるが現状から推定して、もと南北ともに桁行 5 間、梁間 4 間の堂宇で南部は金堂、北部は講堂の跡と認められ、地域内からは国分寺跡と同種の瓦が出土する。

甲斐国分尼寺跡については異説もあるが国分寺跡との関係から見て蓋しこの地を以てその遺跡に充てるべきであらう。」

※文化庁HP「国指定文化財等データベース」より転載

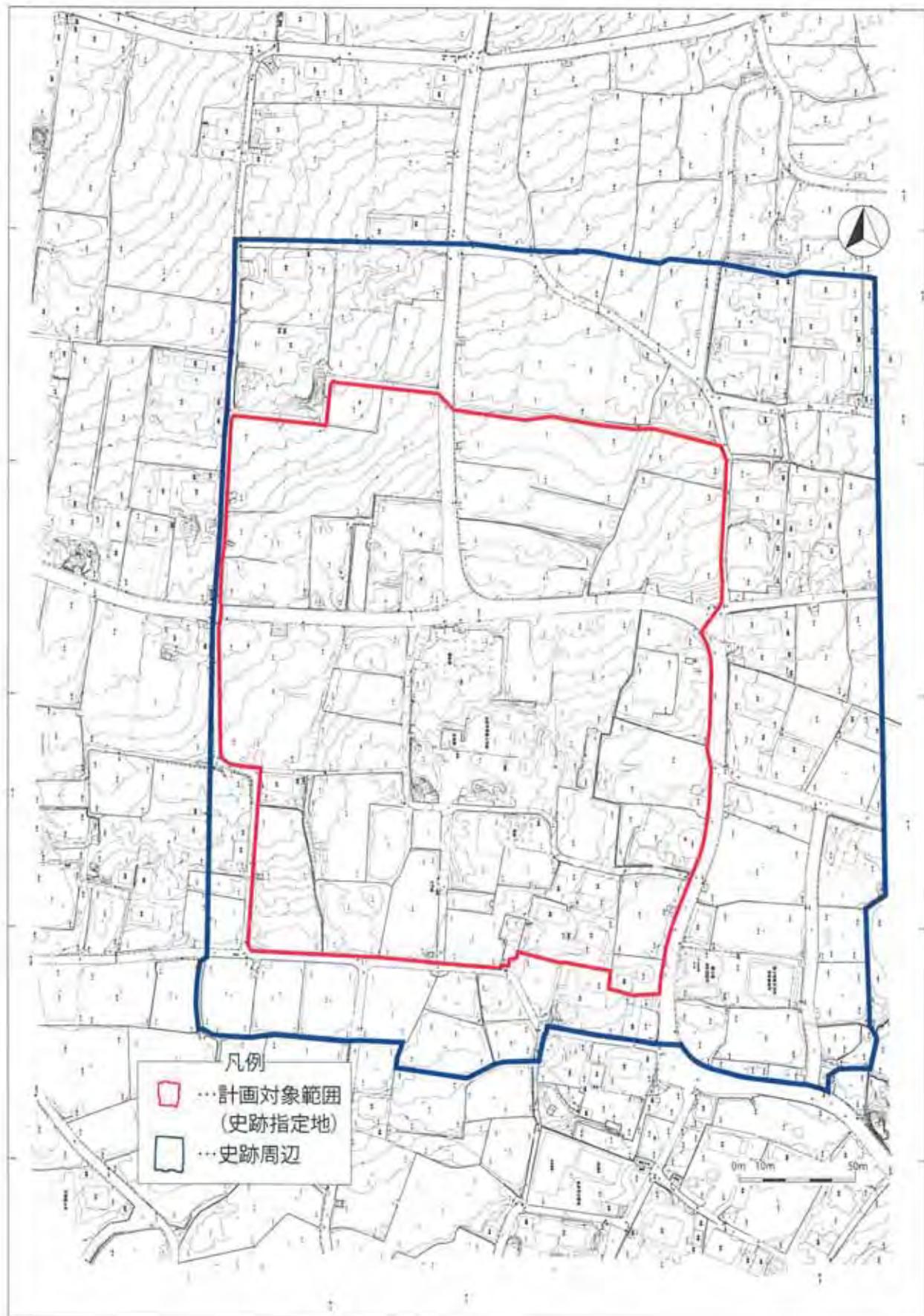


図 甲斐国分寺跡史跡指定範囲及び周辺範囲

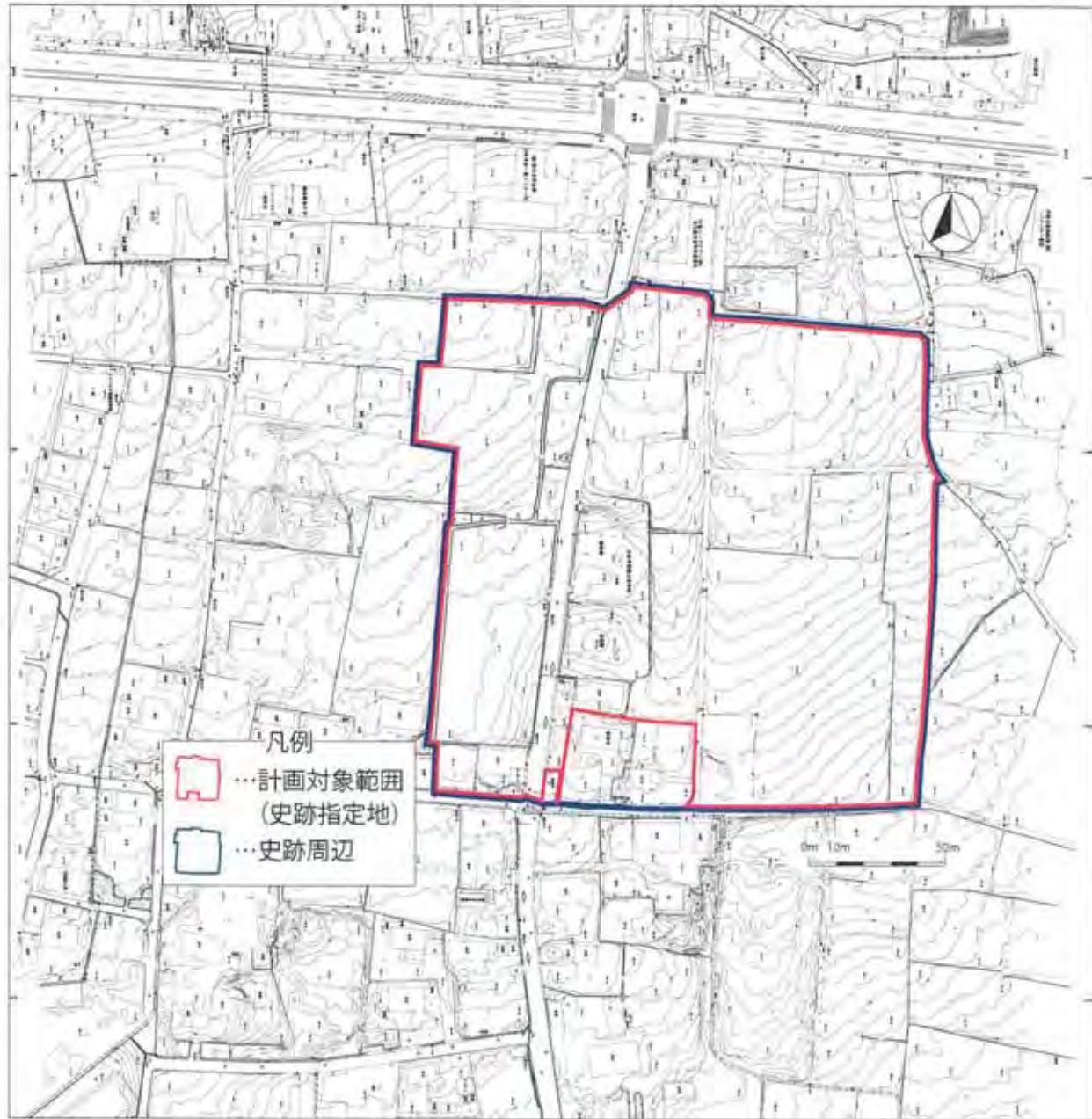


図 甲斐国尼寺跡史跡指定範囲及び周辺範囲（再掲）

3 これまでの調査成果

(1) 甲斐国分寺跡発掘調査の成果

甲斐国分寺跡は、昭和 45（1970）年に山梨県教育委員会が主体となって諸堂の位置、遺存状態、範囲等について調査が行われた。昭和 56（1981）年以降は、一宮町教育委員会によって現状変更に伴う遺構確認調査が行われ、平成 2（1990）年に「寺域及び遺構確認を目的とした緊急発掘調査報告書」が刊行されている。笛吹市誕生後、平成 20～23 年度に笛吹市教育委員会は史跡整備のために遺構確認の調査を実施した。金堂跡の調査成果は、平成 24（2012）年に報告書が刊行されている。令和 3 年度から保存活用計画策定に向けた内容確認調査を行っており、現在も調査継続中である。なお、発掘調査履歴は次表のとおりである。

表_ 甲斐国分寺跡発掘調査履歴（指定地内）

No.	調査年度	地区名	調査主体者	調査原因	調査概要
1	昭和 45 年度	中門跡・金堂跡・塔跡・回廊跡	山梨県教育委員会	農道拡幅工事に伴う遺構確認調査	金堂前石敷の確認。塔跡で東階段の確認。回廊跡東側で土壘と瓦溜が確認された。
2	昭和 56 年度	講堂跡北側	一宮町教育委員会	現状変更に伴う遺構確認調査	礎石建物の根石と推定される集石の確認。
3	昭和 56 年度	講堂跡北側	一宮町教育委員会	現状変更に伴う遺構確認調査	性格不明の人頭大から拳大の疊集中の確認。
4	昭和 56 年度	金堂跡東側	一宮町教育委員会	現状変更に伴う遺構確認調査	伽藍中軸より東に約 95～96 m の位置で南北方向の溝確認。
5	昭和 56 年度	講堂跡北側	一宮町教育委員会	現状変更に伴う遺構確認調査	礎石建物跡 1、竪穴住居跡 2、瓦集積土坑 2 の確認。
6	昭和 57 年度	講堂跡北側（僧房・食堂推定地区）	一宮町教育委員会	現状変更に伴う遺構確認調査	礎石建物跡 2、掘立柱建物跡 1、柵列 4、土坑 10
7	昭和 58 年度	回廊跡北西隅・回廊西側	一宮町教育委員会	内容確認調査	東西幅 6 m の南北方向の回廊五基壇の確認。基壇の西側は石敷。
8	昭和 59 年度	指定地南北隅・回廊跡	一宮町教育委員会	内容確認調査	寺域北東隅で南北及び東西方向の小規模な溝を検出。西基壇建物跡の確認。
9	昭和 60 年度	回廊跡南西隅地区	一宮町教育委員会	内容確認調査	回廊南西隅で敷石と鬼瓦が出土。
10	昭和 61 年度	指定地北東隅	一宮町教育委員会	内容確認調査	溝 1、土坑。溝の屈曲部分と推定される。
11	昭和 62 年度	塔跡	一宮町教育委員会	内容確認調査	塔跡基壇東縁と東階段の再確認。塔基壇南縁及び西縁を確認し、塔の基壇規模が確定。
12	平成 20 年度	金堂跡	笛吹市教育委員会	内容確認調査	金堂基壇南辺地覆石と南側に続き石敷の確認。基壇の南北規模の確定。
13	平成 21 年度	金堂跡・西回廊跡・講堂跡	笛吹市教育委員会	内容確認調査	かく乱のため、金堂東辺は確認できず、金堂礎石は原位置から移動していることを確認。西回廊が金堂中央に取り付くことを確認。講堂南辺の化粧石列を確認。
14	平成 22 年度	講堂跡・西回廊跡・中門跡	笛吹市教育委員会	内容確認調査	講堂跡正面の階段を 2 基確認。回廊跡北東隅の位置及び回廊幅を確認。
15	平成 23 年度	講堂跡・西回廊跡・中門跡	笛吹市教育委員会	内容確認調査	遺構実測及び測量作業。
16	令和 3 年度	金堂跡・中門跡・参道跡・塔跡・回廊跡南東隅	笛吹市教育委員会	内容確認調査	回廊跡南東隅で礎石を確認。講堂跡北側の遺構確認面の深度を確認。
17	令和 4 年度	回廊跡南東隅・中門跡	笛吹市教育委員会	内容確認調査	回廊跡南東隅で礎石列を確認。回廊礎石の配置を及び構造を確認。

表_甲斐国分寺跡発掘調査履歴（指定地外）

No.	調査年度	地区名	調査主体者	調査原因	調査概要
1	昭和 59 年度	指定地外東側	一宮町教育委員会	建物建設の事前調査	現行道路沿いに東西方向の溝検出。
2	昭和 60 年度	南門地区	一宮町教育委員会	範囲確認調査	礎石建物跡 1、南辺溝跡の確認。
3	平成 10 年度	指定地外北東隅	一宮町教育委員会	建物建設の事前調査	北辺築地塀跡と内側溝を確認。
4	令和 2 年度	指定地外北東隅	笛吹市教育委員会	建物建設の事前調査	瓦片、土師器が出土。

現在見ることのできる遺構は塔跡、金堂跡、講堂跡などであり、中でも塔跡と講堂跡の残りが良好である。その他発掘調査によって回廊跡、僧房跡あるいは食堂跡と推定できる建物跡などが検出されている。

これまでの発掘調査から、甲斐国分寺は、金堂を中心として塔が南東に配され、それらの建物を回廊が取り囲み、背後に講堂が配されるという大官大寺式の伽藍配置が想定されている。

伽藍地や寺院地の範囲もおおいた判明しているが、伽藍地の範囲のうち東側、寺院地の範囲のうち東側と南側はまだ不明であり、範囲確認調査を行う必要がある。



図 大官大寺伽藍復元図
奈良県奈良市『大安寺』



図 甲斐国分寺跡伽藍配置図

■ 伽藍地の範囲および区画施設

○ 確認されているのは、南門跡・南辺溝と北辺築地塀だけである。しかし周辺地の地割の状況から南北約 330 m、東西約 255 m の伽藍地が想定できる。

おもな遺構	概要
南門跡	参道南端の丁字路より南の畠で確認。 桁行 3 間 (8.1 m) 梁間 2 間 (4.2 m) の礎石建物。 礎石は欠失していたが、据方より規模が判明。 敷石の一部を確認。
南辺溝	幅 2 m 以上、深さ 1 m の東西溝で、南門西縁中央から始まる。 溝の北縁には大型の石が縦に並ぶ。
北辺築地塀	北側に隣接する松原遺跡内より、造り出し基壇の上に造られた築地塀と南側の溝を検出。築地塀の基底幅は約 1.5 m。



写真_南門跡（西から）

■ 伽藍地内の区画および区画施設

○ 松原遺跡から築地塀が検出されたことにより、これまで伽藍域を画する溝としていたものが、伽藍内の施設を区画する溝である可能性が考えられる。

おもな遺構	概要
東西溝	幅 2 m の素掘りの溝
南北溝	幅 4 ~ 5 m の浅い溝

■ 塔跡

【概要】

聖武天皇の国分寺建立の詔の中で、諸国国分寺に七重塔を造るよう命じられた。塔の中には金光明最勝王経が納められ、七重塔のある寺院は「国の華」と称されるなど、国分寺における中心的な建物として位置づけられた。甲斐国分寺における塔は、金堂の南東に位置し、南側の四天柱石 2 個と、西側の第 1 列の北から 2 番目 1 個を除く 14 個の礎石が現存している。また、塔の東側から出土した瓦の状態から見て、塔は焼失したものと考えられ、露盤（塔の最上層、相輪の根元に設置された基礎部分）といわれる円形孔を有する 6 片に割れた巨石（約 2 t）が、塔跡西側の畠より出土したと伝えられることから、塔は西側に倒壊したと推定される。



写真_石製露盤

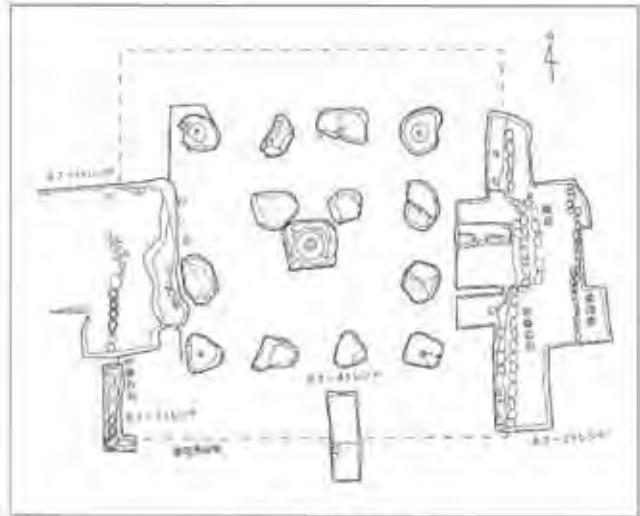


図 塔跡遺構図



写真 塔跡空中写真

【規模】

- 柱間は一辺 9.8 m (33 尺) で、11 尺等間と考えられる。
- 心礎は東西 2.18 m (7 尺 2 寸)、南北 1.94 m (6 尺 4 寸) の巨石で、中央に径 1.20 m (4 尺) の柱座と、舍利孔を持つ。
- 川原石積み基壇で、規模は一辺約 16.9 m (57 尺)。

【構造】

- 四隅の柱には柄穴と微かに柱座が残存する。
- 外側に地覆石列が巡る。
- 東辺の中央部に幅 3.86 m (13 尺)、長さ 1.5m の階段を持つ。

■ 金堂跡

【概要】

金堂は、本尊を安置する仏殿で、塔とともに寺院を構成する重要な建物である。

甲斐国分寺跡の金堂の基壇の大きさは東西約 41 ~ 42 m、南北では地覆石を確認し、幅 22.6 m であった。堀込地業の基壇で、基壇化粧は自然石を用いた乱石積みである。発掘調査では、礎石が 3 つ検出されたが、基壇上に掘り込まれた土坑に廃棄されたような状態で確認され、原位置ではないものと思われる。さらに、柱の場所を示すような掘り込みや、根石の跡を確認するには至らなかつたため、柱の位置についてはこれから調査にゆだねられる。

金堂正面には、幅 10.8 m の階段が確認されており、柱間 3 間の幅に当たると考えられる。金堂の北側及び南側には、自然石を用いた石敷が敷設されており、南側では、6 m 以上にわたって石敷が確認された。また、これまでの調査で、金堂側面に回廊が取り付くことは分かっていたが、側面中央部に接続していることが分かった。

金堂の北東隅と思われる場所では、11世紀の土師器が多く捨てられていることから、この時期に金堂が規模を縮小したか機能停止したと考えられる。

また、発掘調査により甲斐国分寺跡の金堂跡は、移転前の護国山國分寺の薬師堂があった場所が金堂の中心部であることが判明した。

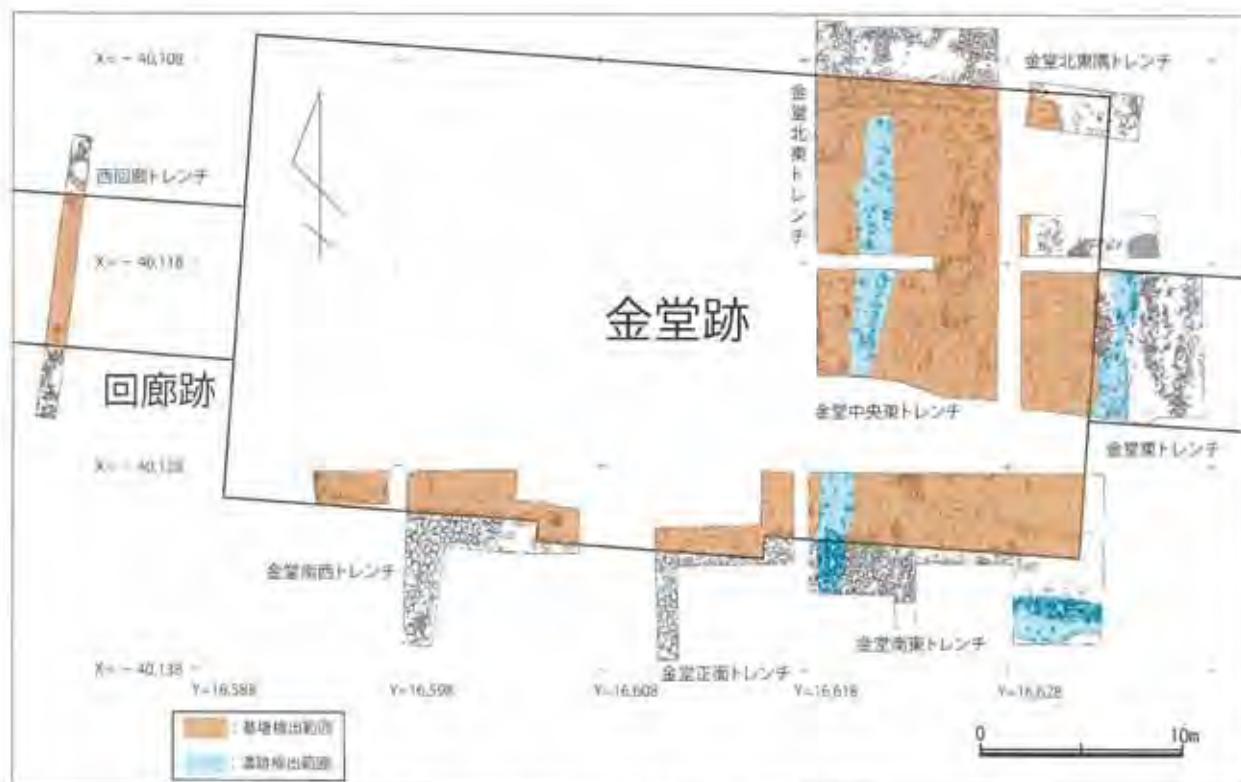


図 金堂跡遺構図（平成 20・21 年度の調査）

【規模】

- 南北の地覆石の列を確認した。それにより基壇規模は南北 22.6 mである。
 - 東端は中世の溝によるかく乱のため不明、しかし基壇の残存状況から東西 41 ~ 42 mと推定される。
 - 南面の石敷により、取り付く階段の位置を確認し、階段幅は 10.8 mであった。階段のあった場所には版築が施されていた。

【構造】

- 基壇は、掘込地業が施され、黄褐色ローム質土と暗褐色土を混せて交互に築き固めた版築基壇である。
 - 基壇は北側で基壇上面から約 40 cm、南側では約 1 mと、水平になるよう掘込地業が施され、北側の低い地盤を基準に、南側の高い方をより掘り込むことで、傾斜する当該地形状の特性をカバーする特徴が見られる。
 - 南面と背面（北側）の石敷が確認されたが、雨落ち溝はないものと考えられる。
 - 北側で基壇の立ち上がりを確認した。基壇化粧（外装）は乱石積と考えられる。
 - 金堂側の中央部に回廊跡が取り付く。



写真 金堂基壇版築堆積状況



写真 金堂南東石敷・地覆石・基壇検出状況（北から）



写真 金堂南東正面基壇等検出状況



写真 金堂南西石敷検出状況



写真 金堂北面石敷・地覆石・基壇検出状況（北から）



写真 金堂正面階段検出状況



写真 金堂基礎石検出状況

■ 講堂跡

【概要】

講堂は、僧侶による経典の講義や説教が行われた建物である。甲斐国分寺跡の講堂跡は、建物礎石が32個現存しているというきわめて良好な残存状態である。現存している礎石から、当時建築された講堂は桁行7間（約26.4m）、梁間4間（約13.66m）の礎石建物であることが分かる。

発掘調査により、講堂跡南端の礎石列から3mの地点で基壇化粧の石の列を検出され、講堂の基壇の規模は東西32.4m、南北19.66mであると推定される。また、講堂南面では、中央と東側に階段が確認され、金堂同様石敷が敷かれていることが確認された。

金堂跡や塔跡の地覆石は横長に据えられていたが、講堂は地覆石を用いず平面を表にした石を立て並べている。構造の差異や基壇版築土中に瓦片が混入することから、講堂の造営が金堂・塔より遅れたことが想定される。

【規模】

- 建物礎石が32個残存する。残存する礎石の状況から桁行88尺の7間26.4m、梁間46尺の4間13.66mの建物であり、礎石南側では基壇に沿って化粧石列が確認された。
- 南端の礎石列の中心から基壇化粧の石列までの距離は3mであり、軒の出は少なくとも3mと推測されることから、基壇の規模は、東西約32.4m、南北約19.66mと推定される。
- 中央では、柱間1間におさまる幅約3.8mの階段跡が検出され、その東側では、東から2つ目の柱間に応する幅約3.5mの石階段が検出された。

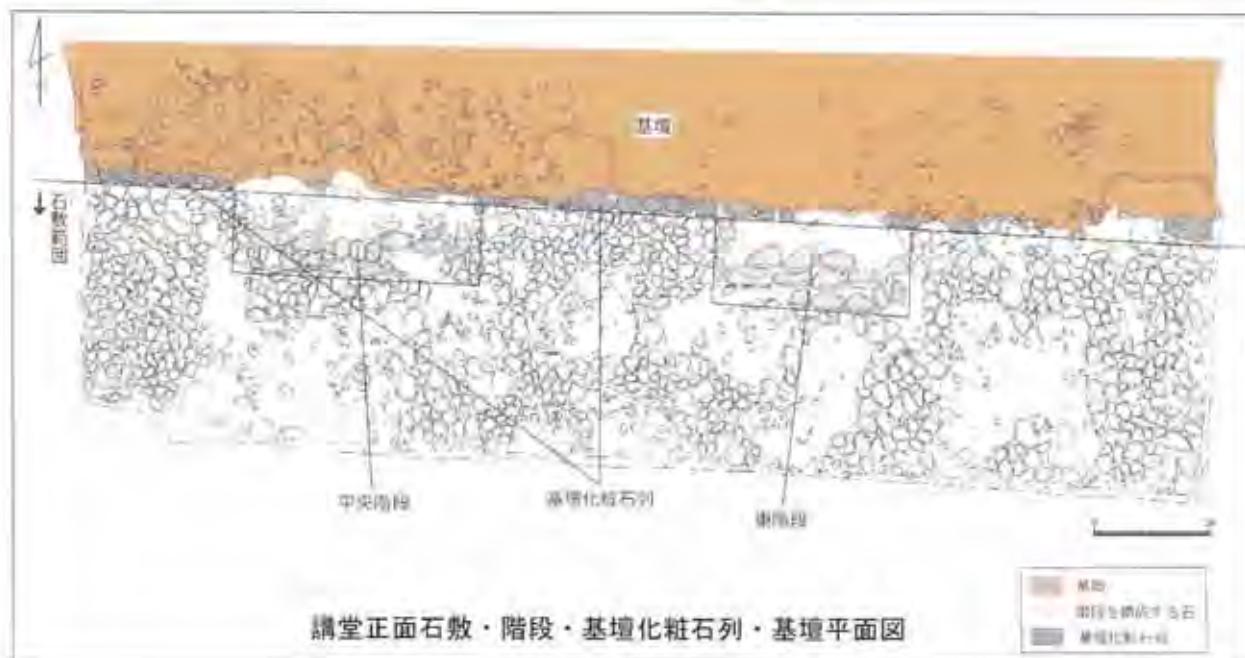


図 講堂正面石敷・階段・基壇化粧石列・基壇平面図

【構造】

- 基壇上面から約 1.1 m掘り込まれた掘込地業が施された基壇であることが確認された。基壇の版築は石敷の敷設面を境に、上部は暗褐色土と黄褐色ローム質土の交互層、下部は暗褐色土と黒色粘質土の交互層という差異がある。いずれも根石や壺地業は確認されないことから、基壇構築に併せて礎石を据えたと推定される。
- 南では、石敷から礎石上面まで約 90 cmの高さを測る。金堂と講堂では、基壇化粧に相違がある。
- 基壇外装（化粧）は、地覆石を設置せず、地面に穴を掘りそこに石を立て並べている。
- 南面は金堂周辺同様に、雨落溝はなく、石敷が金堂の北側まで続き、南側に僅かに下降する。
- 南面の階段は 4 段の石階段が 3 基あると推定される。発掘調査では、幅約 3.8 mの中央階段（東の柱間から 4 間目）、幅約 3.5 mの東階段（東から 2 間目）が確認されており、左右対称であるならば中央階段の西側（東から 6 間目）に対応する階段があると推定される。
- 中央の柱間は約 4.2 mあるのに対し、中央階段の幅は約 3.8 mであったため、創建当初は中央の柱間と同じであったと推測される。
- 階段の裏側には基壇外装の石列が確認されることから、基壇外装を造った後、設けられたことがわかる。階段は 3 段残っていたが、基壇や礎石の高さから 4 段あったものと推定され、特に中央階段は何回も補修されたことがうかがえる。



写真 講堂基壇断ち割り状況



写真 講堂正面基壇・基壇化粧・階段・石敷検出状況



写真 講堂正面東階段検出状況（南から）

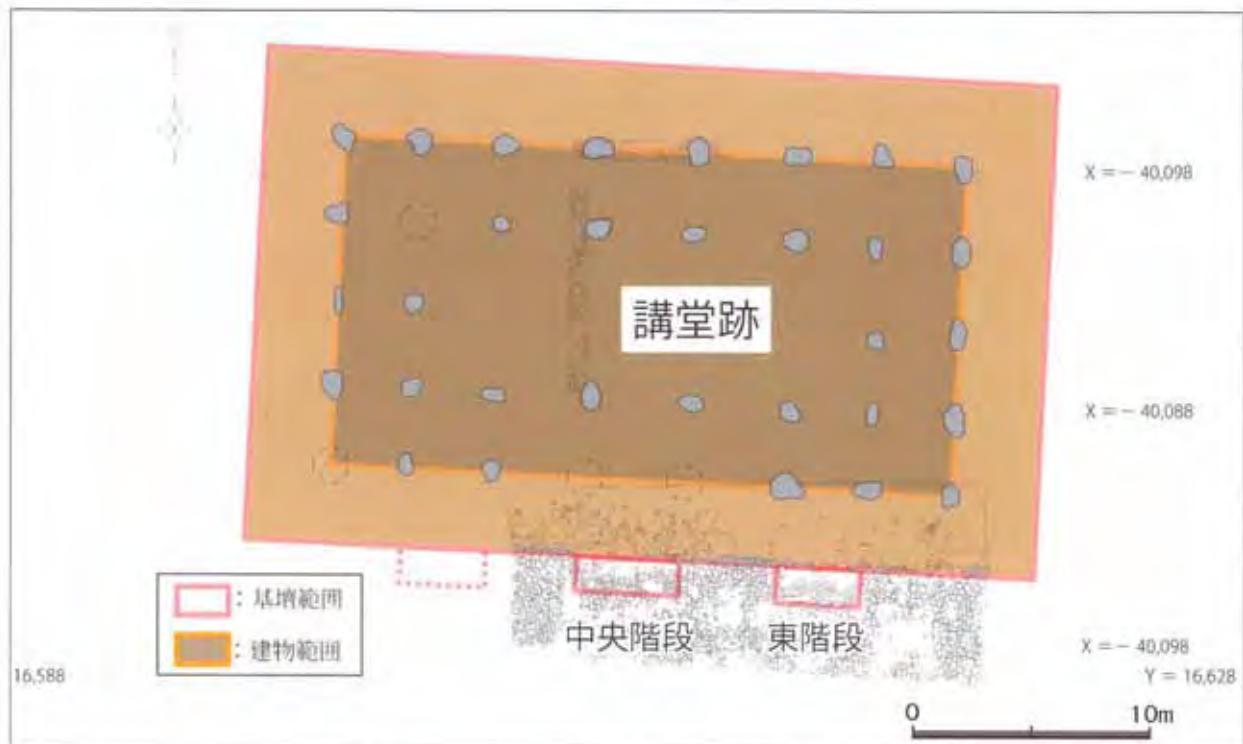


図 講堂跡礎石配置および正面石敷遺構図（平成 21・22 年度の調査）



写真 講堂跡空中写真

■ 回廊跡

【概要】

甲斐国分寺跡の回廊跡は、塔を取り囲うように金堂と中門を繋ぐ役目を持つ施設である。回廊跡は、北西隅と南東隅、東回廊の一部が発掘調査によって確認されており、東西約100m、南北約80mの規模を持つことが明らかになった。回廊の北西隅には石が並べられており、回廊の幅は南北回廊が約7.4m、東西回廊が約7.8mであり、回廊の外側や内側においてたくさんの礎石を検出した。また、南東隅では、礎石が確認され、桁行約3.6m、梁間約2.4mの間隔で礎石が置かれていることが明らかになった。また、外側の礎石列の間には、自然石や瓦を地覆として配置した遺構が確認され、補修したものと考えられる。

【規模】

- 回廊は、塔を囲うように中門と金堂中央を結び、東西約100m、南北約80mと推定される。
- 北西隅の状況から、回廊幅は、東西回廊が幅7.8m、南北回廊が7.4mである。

【構造】

- 掘り込み地業された基壇であり、基壇外装は自然石の乱石積みである。
- 回廊南東隅では、礎石が桁行約3.6m、梁間約2.4mの間隔で配置され、回廊の内側に、石列が敷かれていた。
- 南東隅の礎石列のうち、外側の礎石列の間には自然石や瓦が確認され、壁面の地覆であると考えられる。

おもな遺構	概要
西面回廊	礎石状の石2個とL字状に曲がる集石を検出。調査地が狭いが、回廊的な遺構になるものと思われる。
東面回廊	南北に延びる石列を検出。塔東階段に対応する面が凹状に屈曲するため、階段施設があったものと考えられる。
南面回廊	東西に伸びる集石を確認。雨落ちに関係する集石と考えられる。



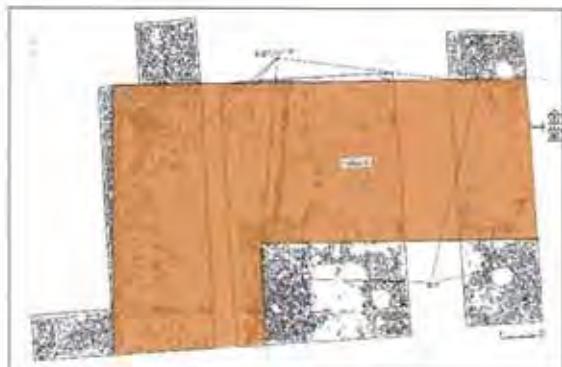
写真 西面回廊検出状況（南から）



写真 講堂正面東階段検出状況（南から）



写真_西面回廊北西隅空中写真



図_西面回廊跡北西隅平面図

■ 中門跡

- 金堂、講堂跡の中軸線上に参道があり、のちの再建された国分寺の参道とほぼ同一である。
- 南北幅 8.5 mの黄褐色土の盛り上がりを確認したが、確定的な遺構は確認されていない。
- 基壇規模と位置は不明である。
- 残存する礎石の元位置は不明である。



写真_中門跡

■ 西基壇建物跡

- 掘り込み地業が施された東西幅 12.5 mの基壇で、南北規模は不明である。
- 金堂と講堂の間の西に位置する。
- 上総国分尼寺の例から、鐘楼が想定される。



写真_西基壇建物跡

■ 東西土壙状遺構

- 回廊の外側に土壙状の遺構が走っており、東西の間隔は心々で 118 mとなる。築造時期は不明である。内側から瓦の集積が確認された。

おもな遺構	概要
西土壙状遺構	幅 5.3 m の土盛
東土壙	幅 5.35 m の土壙状遺構

■ 僧房跡

- 講堂の北側で、僧房跡の遺構の可能性がある遺構を確認しているが、かく乱を受けているため、残存状態が悪く特定できていない。



写真 僧房跡

■ その他の遺構

- 想定伽藍域内の北西地区と南西地区で、5軒の竪穴建物跡を検出した。カマドを確認できるものもある。時期は平安時代後～末期のもので、国分寺の衰退を知る指標と考えられる。

■ 寺院地の範囲および区画施設

- 松原遺跡において、L字状に曲がる溝を検出した。寺院地区画溝の西北隅と考えられる。周辺の地割より南北 410 m、東西 460 m の寺院地を推定する。

■ 遺物

□ 瓦

- 鬼瓦や軒丸瓦（複弁八葉蓮華文、素弁八葉蓮華文）、軒平瓦（均整唐草文）など
- 金堂周辺から埴（せん）
- 「馬」の線刻がある瓦
- 「七」のヘラ書のある瓦

□ 土器

- 金堂跡から8世紀の国分寺創建期から12世紀代の土師器
- 金堂北西隅から11世紀代の土器
- 講堂跡から平安時代、特に9世紀中頃から10世紀代の土器
- 墨書き土器（「金」、「金寺」、「大衆」、「講院」、「読院」、「日下」、「三井」等）

□ その他

- 金堂東側の回廊付近から安土・桃山時代（織豊期）の甲州金
- 金堂正面階段付近から江戸時代末期（文政）の一字一経石



写真 瓦（金堂跡出土）

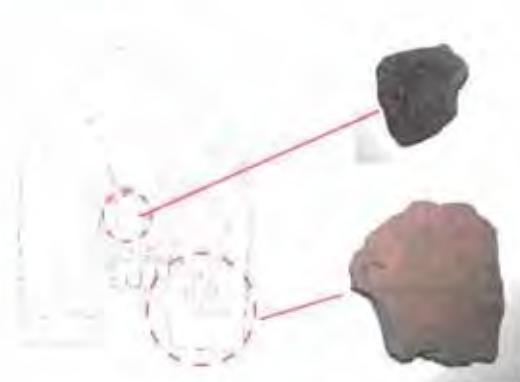


写真 鬼瓦（金堂跡出土）



写真 瓦（講堂跡）



写真「馬」の線刻がある瓦（金堂跡出土）



写真 墨書き土器（金堂跡出土）



写真 墨書き土器「金」・「日下」・「大衆」（講堂跡出土）



写真 塼（講堂跡）



写真 土器（講堂跡）



写真 平安時代の土器（金堂跡出土）



写真 甲州金・一字一経石（金堂跡出土）

(2) 甲斐国分尼寺跡発掘調査の成果

甲斐国分寺跡の北方約 500 m の位置に、南北約 63 m (35 間)、東西約 36 m (20 間) の基壇があり、この基壇は幅約 3 間の溝で南北に区分されている。南側の基壇は金堂跡と考えられ、礎石は 18 個が残る。北側は講堂跡と考えられ、10 個の礎石が残っている。講堂は金堂より 5 ~ 6 尺低くなっている。昭和 8 ~ 10 (1933 ~ 1935) 年の新道開通により両者の西側基壇が削平され、礎石の西側 1 列が消滅している。かつては金堂、講堂とともに 5 間 4 面の建物が存在していたと考えられる。

甲斐国分尼寺跡の史跡指定範囲は、昭和 24 (1949) 年の指定当時は、金堂跡及び講堂跡の基壇部分の約 3,000 m²のみであり、桑畠であった。その後ぶどう畑と桃畠となり、昭和 58 (1983) 年台風による集中豪雨で金堂基壇の一部が崩壊し、中世のものである地下式土坑が発見されたため、調査が実施され基壇の版築状態の確認が行われた。その後昭和 62 ~ 63 (1987 ~ 1988) 年に公有地化され、平成元 (1989) 年から寺域の確認を目的とした発掘調査が行われた。その結果平成 13 (2001) 年に、180m 四方を想定伽藍地範囲（中門周りの土地を除く）として史跡の追加指定を受けた。

尼寺の伽藍地（寺域）については、指定当時、指定区域が寺域のごく一部であったため、保存管理計画が策定される昭和 59 (1984) 年に至る間にも調査が実施されず明確になっていなかったが、平成元 (1989) 年から指定地外において範囲確認調査が行われ成果を上げた。しかし伽藍地範囲が判明する一方、より広範囲な寺院地については東側と南側が不明であり、調査が必要である。

表_ 甲斐国分尼寺跡発掘調査履歴（指定地内）

No.	調査年度	地区名	調査主体者	調査原因	調査概要
1	平成元年度	指定地内北辺	一宮町教育委員会	確認調査	竪穴建物跡 11、溝 9。伽藍地北辺溝を確認。
2	平成 2 年度	指定地内西辺	一宮町教育委員会	確認調査	竪穴建物跡 18、溝 4 ほか。寺院地西辺溝を確認。
3	平成 6 年度	指定地内北辺	一宮町教育委員会	確認調査	築地塀跡、溝状遺構、竪穴建物跡、掘立柱建物。伽藍地北辺築地塀の確認。
4	平成 8 年度	東電	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	-
5	平成 10 年度	東電・NTT 地区	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	建物跡 3、塀跡 2、溝跡 1

表_ 甲斐国分尼寺跡発掘調査履歴（指定地外）

No.	調査年度	地区名	調査主体者	調査原因	調査概要
1	平成 2 年度	寺域北辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	現行道路沿いに東西方向の溝検出。
2	平成 3 年度	寺域北辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	礎石建物跡 1、南辺溝跡の確認。
3	平成 5 年度	寺域北辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	北辺築地塀跡と内側溝を確認。
4	平成 6 年度	寺域西辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	竪穴建物跡 3、溝状遺構
5	平成 7 年度	寺域北辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	道路状遺構 1、土坑 3
6	平成 9 年度	寺域北辺	一宮町教育委員会	開発に伴う事前調査	竪穴建物跡 4、掘立柱建物 1、溝 2、ピット
7	令和元年度	寺域北西	笛吹市教育委員会	開発に伴う事前調査	瓦片、土師器が出土。

■ 伽藍地の範囲および区画施設

伽藍地（寺域）区画施設は、範囲確認調査によって北辺築地堀・溝と西辺溝を検出している。東辺は東原地区と末木地区の境が直線的に区画されており、また多数の瓦が崩落した状態で出土したため、その部分に築地堀があるものと考えられる。南辺は長徳寺前に南門跡と思われる礎石が確認されていることから、門前の東西道路が該当するものと考えられる。これらによって甲斐国分尼寺の伽藍地範囲は南北・東西とも 180 m の方形を呈しているものと考えられる。

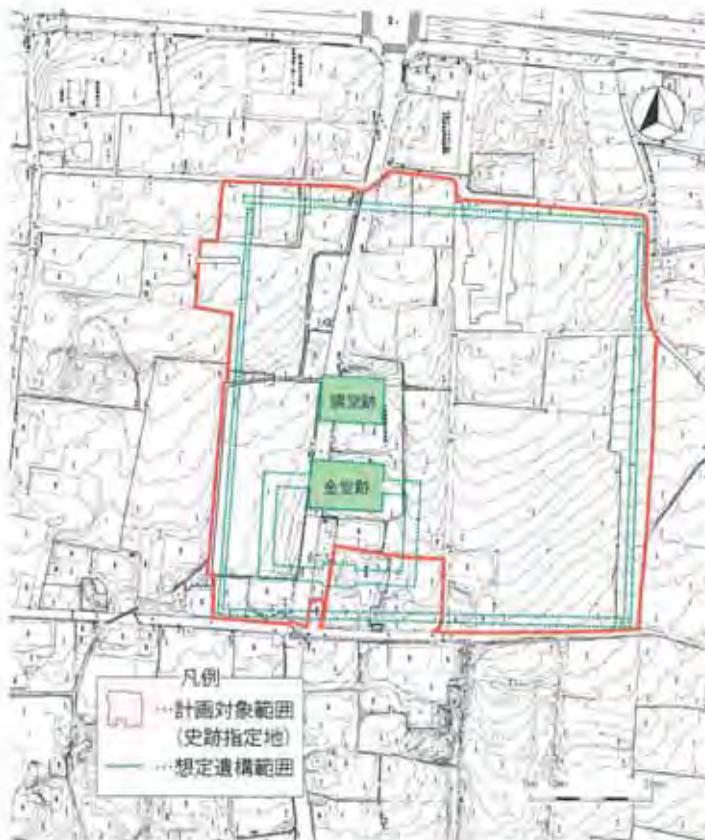


図 甲斐国分尼寺跡伽藍配置図



写真 甲斐国分尼寺跡 上空東から（右が北）
赤いラインは伽藍配置を示す



写真 北辺築地堀の調査の様子

おもな遺構	概要
北辺築地堀	講堂跡の北 80 m 離れた地点で東西に走る築地堀の跡を確認。 築地の内側（南側）に幅 4 m の大溝を伴い、地山削り出しの基壇の上に造られる。築地本体は削平されていた。
西辺溝	金堂跡中軸線から西に約 57 m 離れた地点で 3 本の溝を確認。
南辺築地堀	築地の一部とみられる遺構を検出。

■ 伽藍地内の区画および区画施設

- 伽藍地東地区は、大型の掘立柱建物の一部を確認しているが、それ以外は不明である。

■ 金堂跡

- 基壇上に礎石 18 個が残存する。西の側柱列が道路建設によって削られている。
- 桁行 5 間（推定 20.4 m）、梁間 4 面（13.2 m）。
- 中央部より中世の地下式坑が確認され、基壇構築状況及び堀込地業であることを確認した。
- 残存状況は良好であるが未調査である。

■ 講堂跡

- 基壇上に礎石 12 個が残存する。
- 金堂同様、西の側柱列が削れ、2 列目も原位置から移動している。
- 桁行 5 間（推定 20.1 m）、梁間 4 面（13.8 m）。
- 残存状況は良好であるが未調査である。



写真 「金堂跡礎石」(写真左)、「講堂跡礎石」(写真右)

■ 回廊跡

- 寺域西側で集石を確認。回廊的な施設の可能性があるが検討を要する。
- 基壇から東に 30 m 地点に土壘状遺構を認めるが、不明である。

■ 中門跡

- 長徳寺前に門跡と思われる礎石が確認されているが不明である。

■ 寺院地の範囲および区画施設

寺院地区画施設は、国道 20 号沿いで実施された開発に伴う発掘調査により、連続する北辺区画溝が確認されている。この溝は、10 世紀前半代の竪穴建物跡に切られており、それ以前に埋没している。西辺溝も確認されているが、南辺と東辺は未確認である。

■ 遺物

軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦の破片が多く出土している。また甲斐国分尼寺跡の北側（甲斐国分尼寺遺跡）では集落遺跡が調査されており、国分寺を意味する「金寺」、国分尼寺を意味する「花寺」・「法寺」と墨書きされた土器が見つかっている。



写真 「金寺」(写真左)、「法寺」(写真右)の墨書き土器（甲斐国分尼寺跡）

4 整備の状況

(1) 護国山國分寺移転事業（平成 13 年度～平成 18 年度）

護国山國分寺の旧地では、檀家の墓地が甲斐國分寺跡の講堂跡に当たっており、講堂基壇の保存上大きな課題となっていた。そこで、「保存管理計画」に基づき、史跡指定地内の寺院及び墓地の移転が実施された。これにより、護国山國分寺は史跡南西に移転し、金堂跡、講堂跡の保護が図られた。

(2) 第一期暫定整備工事（平成 28 年度～令和元年度）

本史跡では、平成 27（2015）年度に『史跡 甲斐國分寺跡・國分尼寺跡整備基本計画』を策定し、整備の方向付けを行ってきたものの、本格的な整備が行える段階に至るにはまだ多くの時間が必要とされた。

こうした中、本格的な整備が行えるまでの暫定的な整備や活用の必要性が指摘されてきた。加えて、『史跡 甲斐國分寺跡・國分尼寺跡整備基本計画』の事業計画にも、「整備着手までの間、維持管理と早期公開の必要性から、暫定整備を行うものとする。具体的には地被を中心とする植栽や簡易的な説明板、駐車場等の整備を行い、住民の利用に供するものとする。」と示されていることも踏まえ、平成 28（2016）年度に『史跡甲斐國分寺跡第一期整備計画』が策定された。

第一期暫定整備工事は、『史跡甲斐國分寺跡第一期整備計画』に基づき、遺構の表示と保護、危険防除対策を目的とし、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて行われた。基壇と階段を復元し、講堂跡の階段と金堂跡から東西に延びる回廊の「見える化」を行った。また、護国山國分寺が移転した際に残された建物の基礎等を盛土で覆うことにより、遺構の保全と安全な見学ルートの確立が行われた。

① 主として保存を目的とした整備

【金堂跡】

- 護国山國分寺の建物基礎等による段差が残っており、土砂の流出が懸念されることから、盛土による地下遺構の保護を実施。

【講堂跡】

- 北側及び西側の道路に隣する地点では、削平を受けており、地下遺構保護のため盛土を実施。

【景観保全】

- 金堂跡における建物基礎や講堂跡における墓地区画外壁といった史跡景観を損なう要素については、盛土や柵で覆う対策を実施。



写真_金堂跡盛土の様子



写真_講堂跡北側擁壁・法面の様子

② 主として活用を目的とした整備

【金堂跡】

- 盛土によって基壇の範囲を表示。
- 南面の階段と関連遺構の表示。
- 北面の階段表示。

【講堂跡】

- 丸太による南面階段の表示。

【回廊跡】

- 回廊北西隅の遺構表示。
- 回廊北東隅（推定地）の遺構表示。

【来訪者危険防除】

- 安全に散策できるよう、建物基礎等を盛土で覆い、井戸や段差に柵を設置。
- 転石をまとめ、盛土により覆う。

【案内板・説明板】

- 古くなった案内板・説明板の改修。



写真 金堂跡南面階段の表示



写真 講堂跡南面階段の表示



写真 西回廊跡の表示



写真 東回廊跡の表示

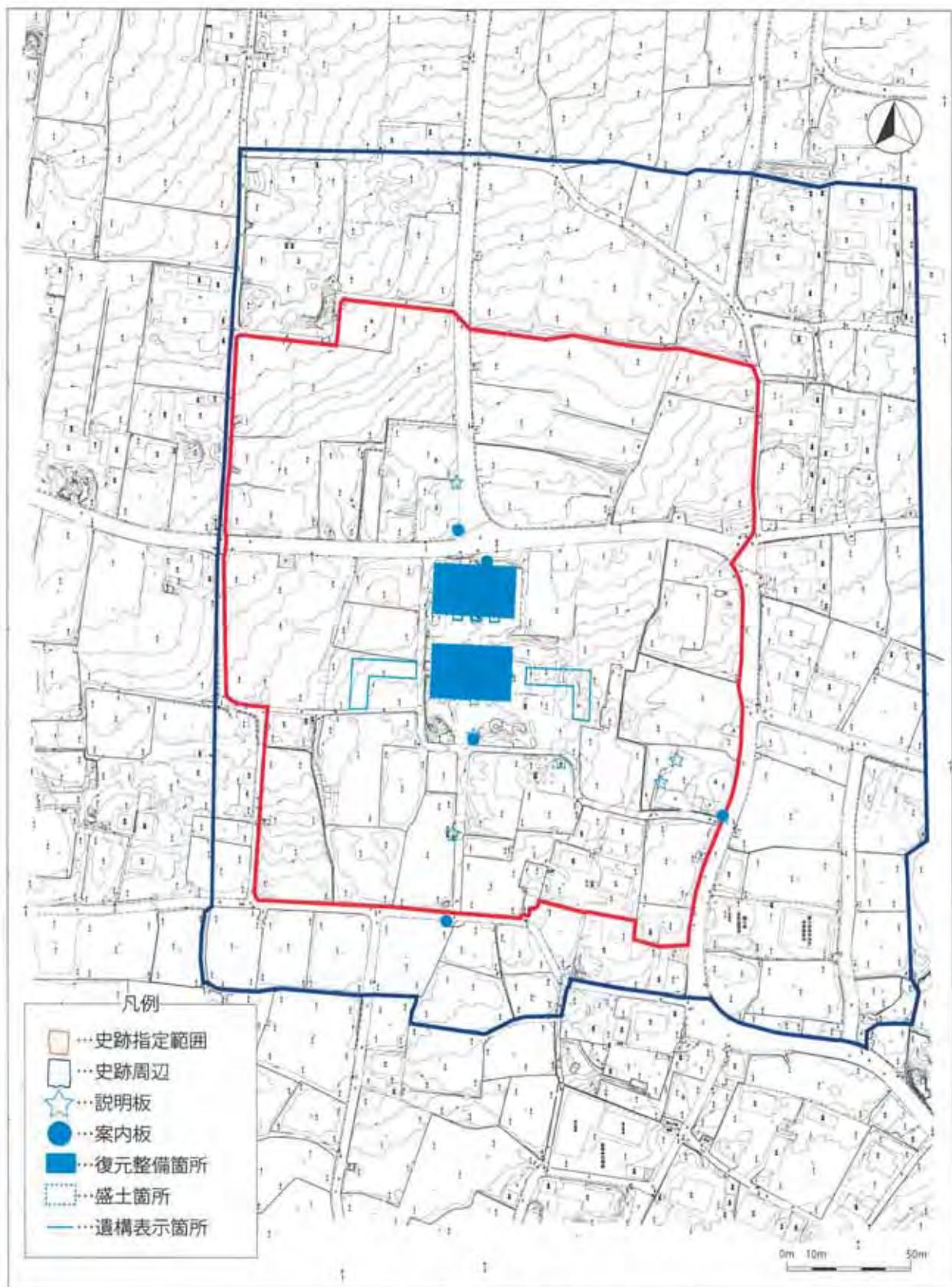


図 第一期暫定整備工事整備箇所

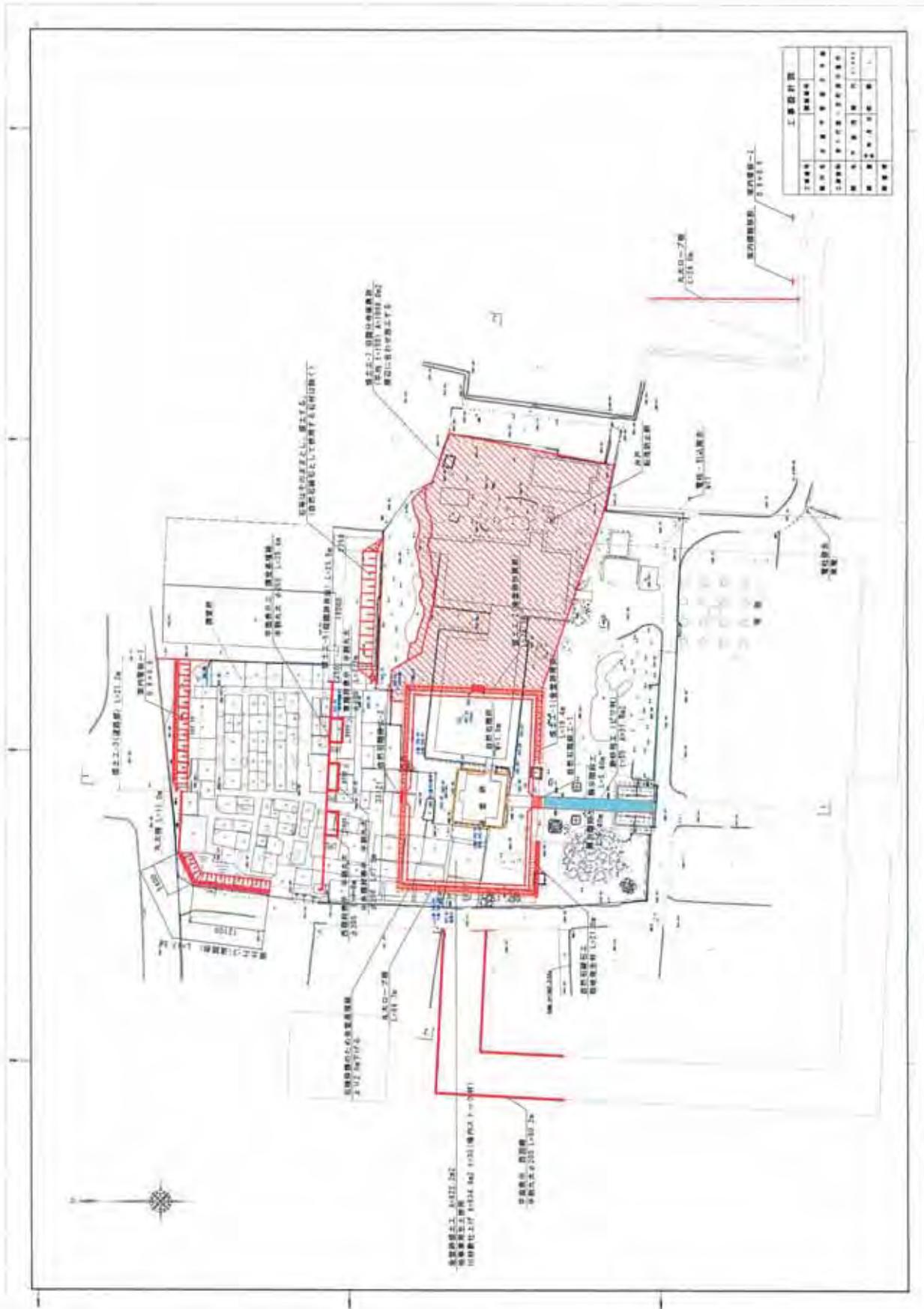


図 第一期暫定整備工事平面図（「史跡甲斐国分寺跡第一期整備計画」）

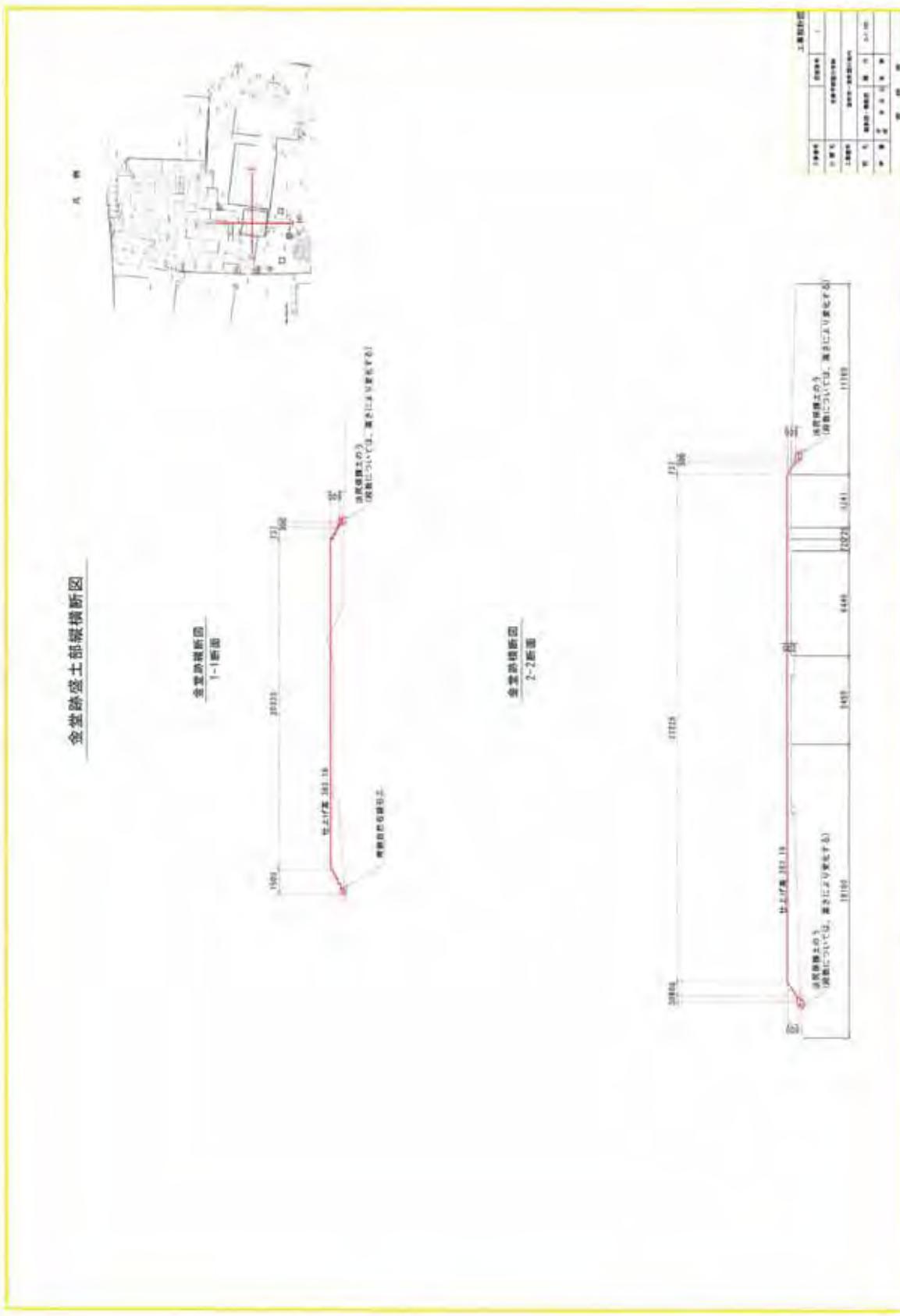


図 金堂跡盛土部縦横断図（「史跡甲斐国分寺跡第一期整備計画」）

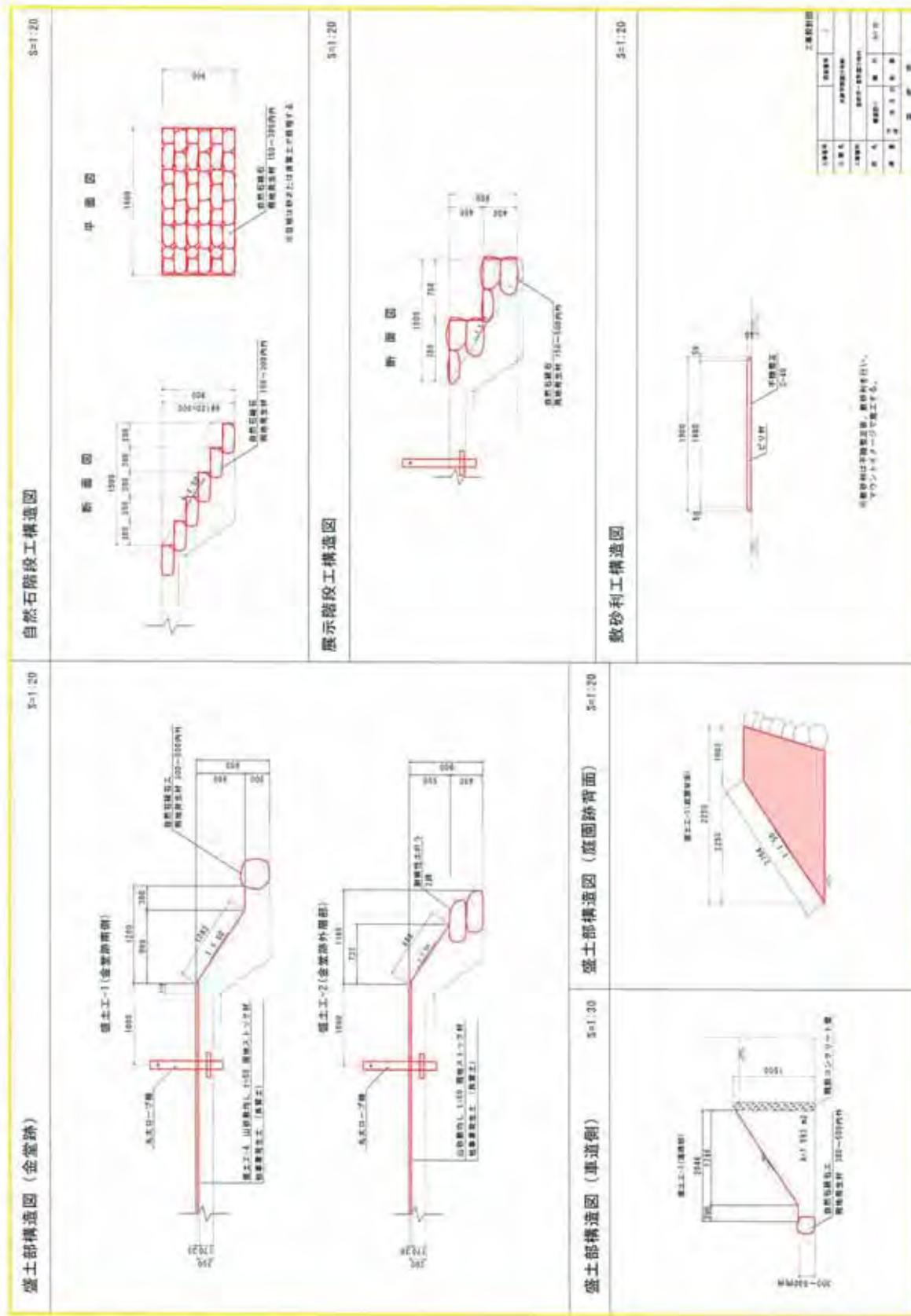


図 構造図-1(「史跡甲斐国分寺跡第一期整備計画」)

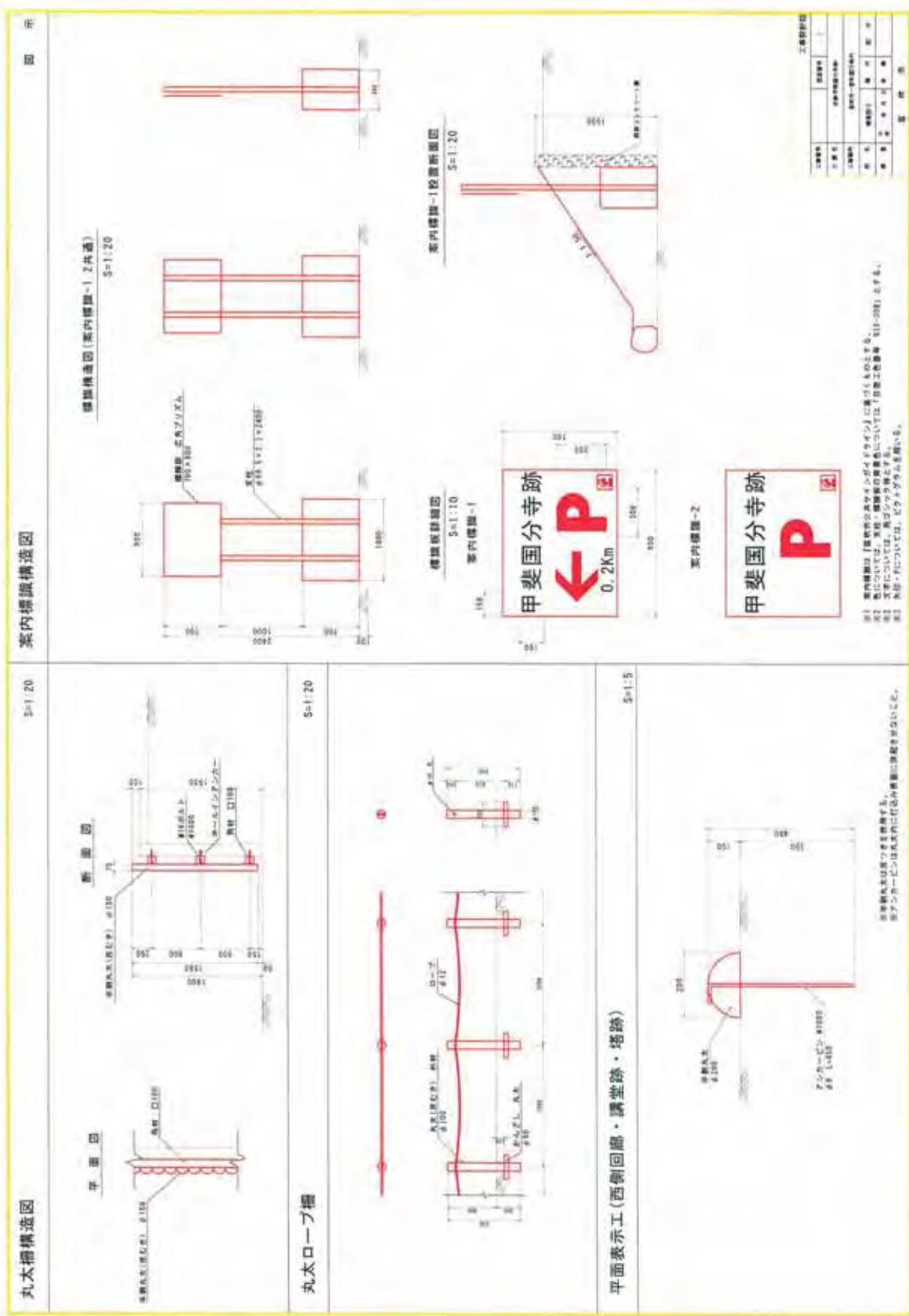


図 構造図-2（「史跡甲斐国分寺跡第一期整備計画」）

5 指定地の状況

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は昭和 58（1983）年に策定された「保存管理計画」により公有地化が進められ、公有地化率は国分寺跡が指定面積 46,288.50 m²のうち 37,226.60 m²で 80.42%、国分尼寺跡が指定面積 30,504.55 m²のうち 28,129.71 m²で 92.21%（令和 6 年 3 月末現在）である。合計の指定面積は 76,793.05 m²で、そのうち 65,356.31 m²で 85.10% を取得している。

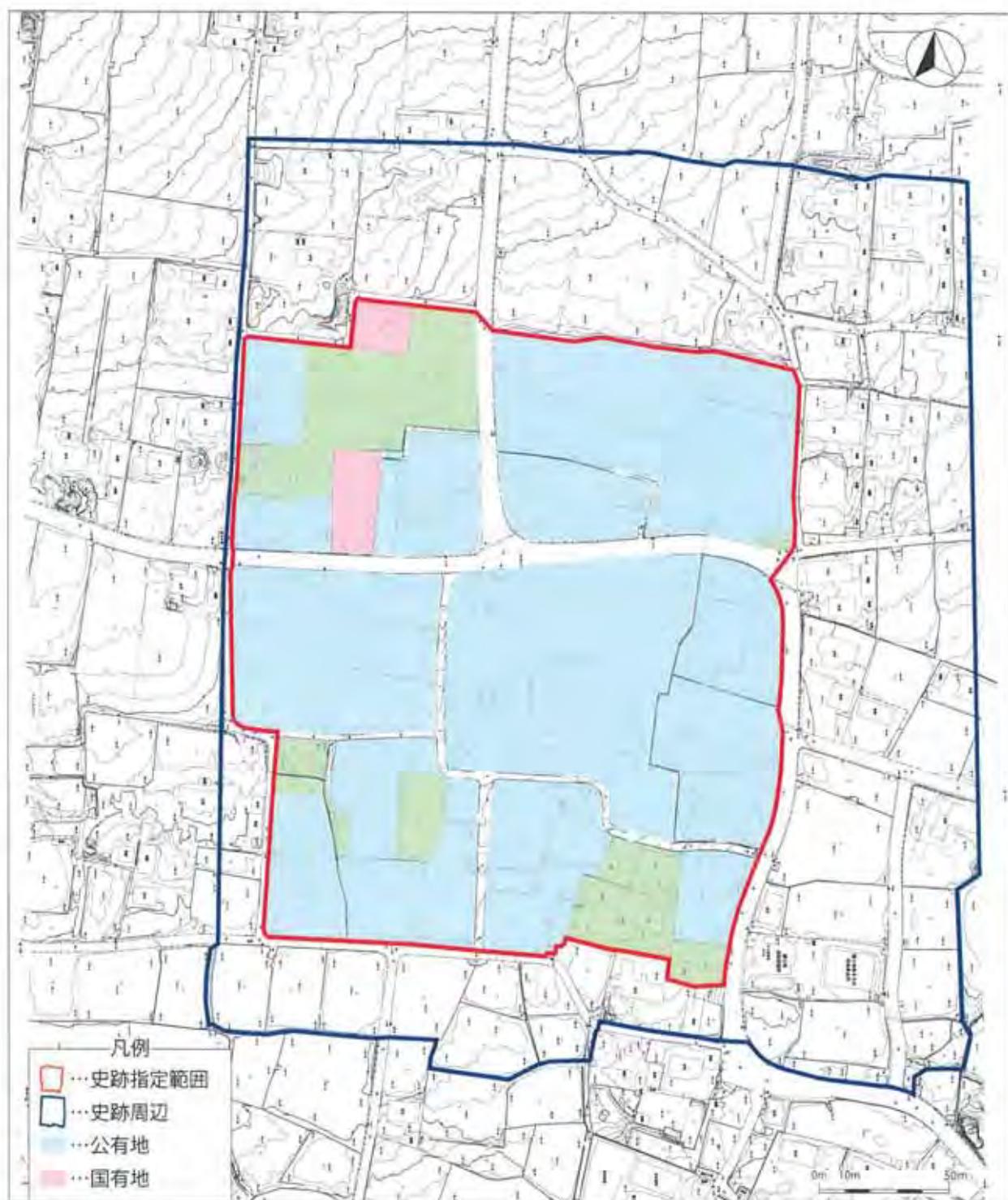


図 公有化状況（甲斐国分寺跡）

※史跡内の白地地帯は道路・水路

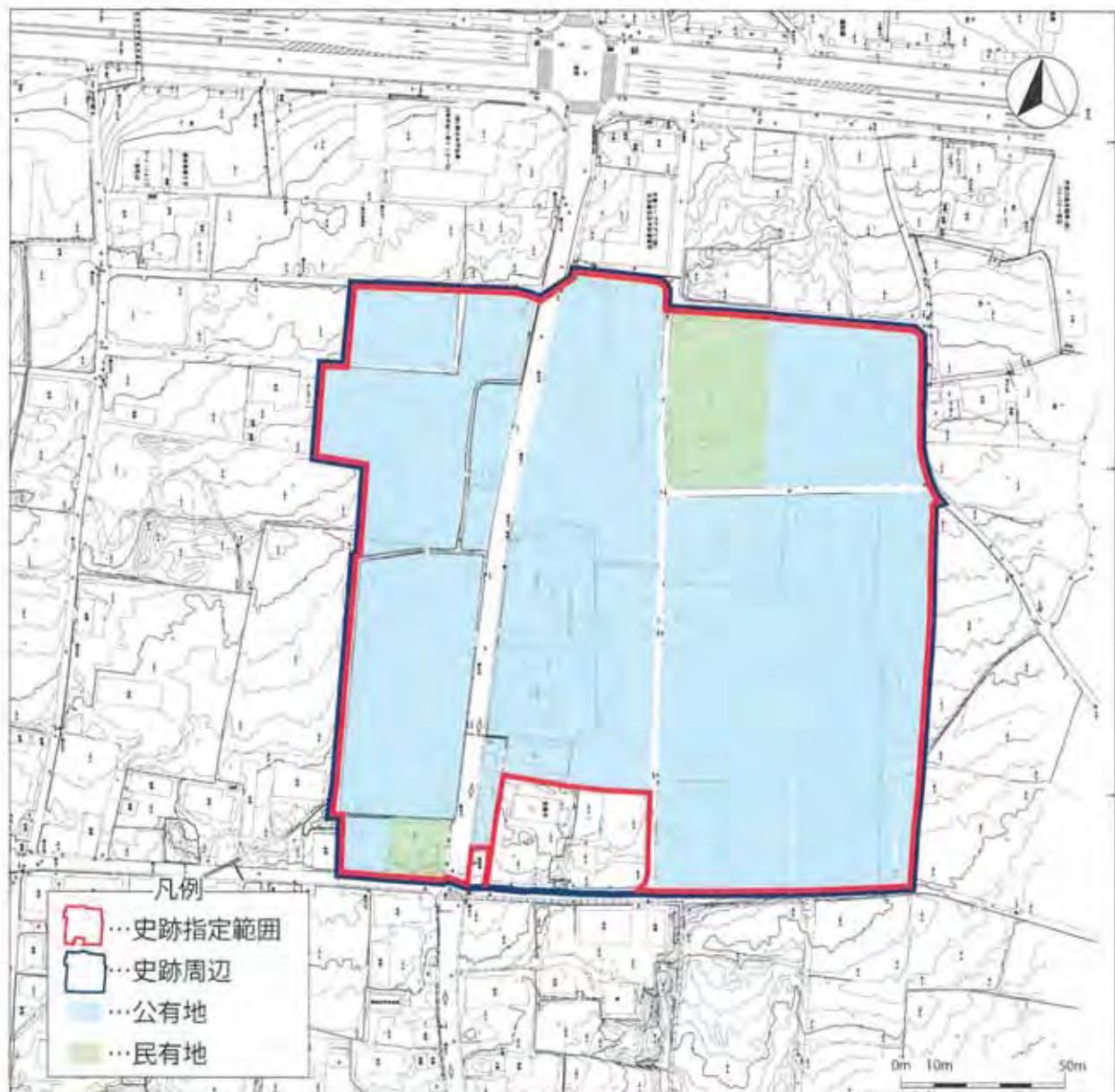


図 公有化状況（甲斐国分尼寺跡）

※史跡内の白地地帯は道路・水路

6 近接する関連遺跡

史跡周辺には、甲斐国分寺・甲斐国分尼寺の造営・管理にかかわった人々の居住地であると考えられている松原遺跡をはじめ、関連した遺跡が多数隣接している。史跡周辺の遺跡は下図のとおりであり、周辺遺跡一覧表を次頁に付す。

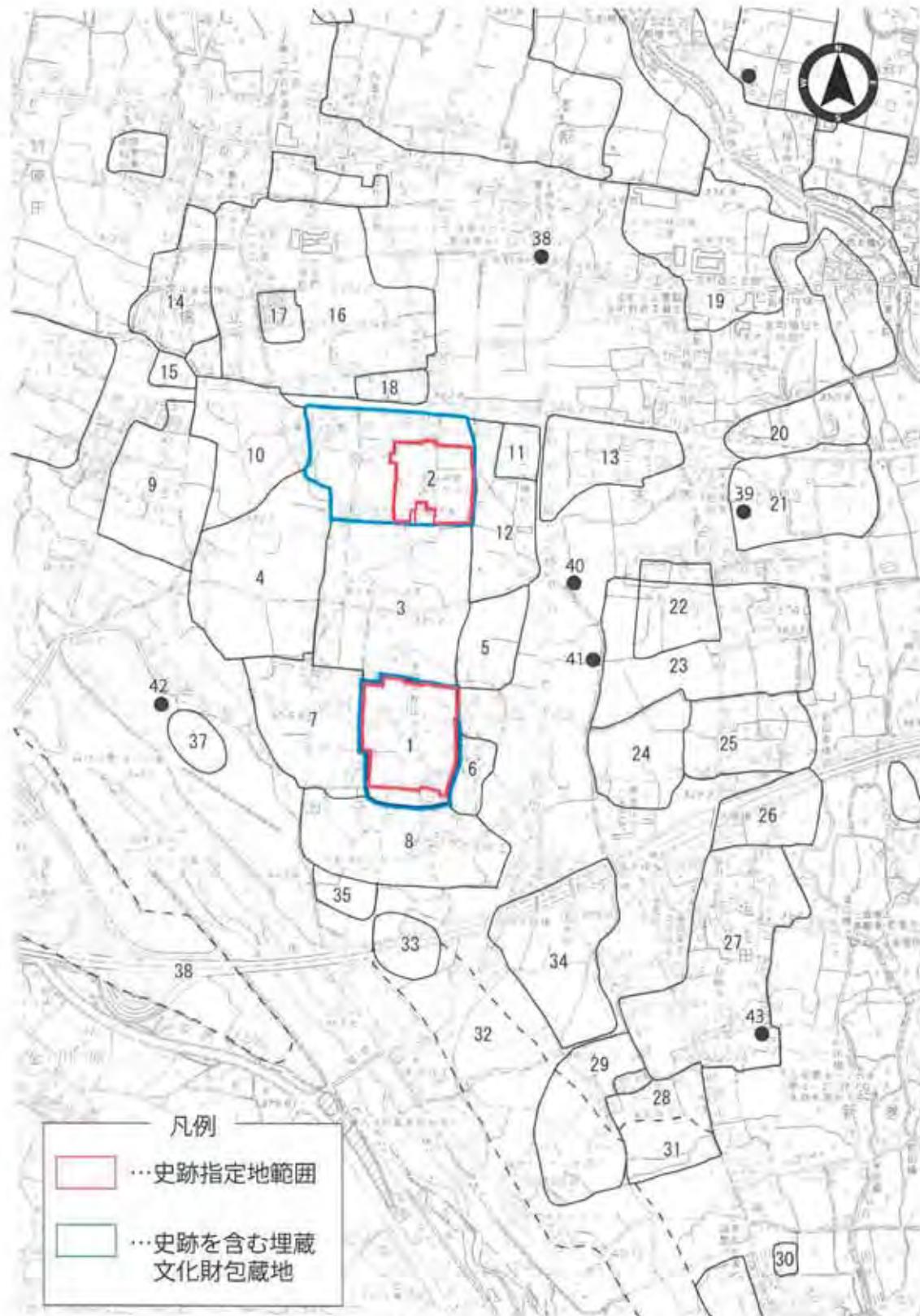


図 史跡周辺の遺跡
笛吹市教育委員会（2016）『史跡 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡 整備基本計画』より転載・追記

表_周辺遺跡一覧表

No.	遺跡名	時代	No.	遺跡名	時代
1	甲斐国分寺跡遺跡	奈良・平安・中世	23	石動遺跡	平安・中世
2	甲斐国分尼寺跡遺跡	奈良・平安・中世	24	北中原遺跡	縄文・平安
3	松原遺跡	古墳・奈良・平安・中世	25	中新居遺跡	縄文・平安
4	矢倉遺跡	古墳・奈良・平安・中世	26	北堀遺跡	縄文・古墳・奈良・平安
5	金山遺跡	古墳・奈良・平安・中世	27	天神原遺跡	縄文・奈良・平安
6	北前田遺跡	縄文・奈良・平安・中世	28	楽音寺遺跡	縄文・奈良・平安・中世
7	国分寺西遺跡	縄文・奈良・平安	29	木地藏遺跡	縄文・古墳・奈良・平安・中世
8	国分寺南遺跡	縄文・奈良・平安・近世	30	宝福寺遺跡	近世
9	北大内遺跡	平安	31	楽音寺古墳群	古墳
10	桜畠遺跡	奈良・平安	32	国分古墳群	古墳
11	両ノ木神社遺跡	奈良・平安	33	豆塚遺跡	縄文・古墳・平安
12	竜ノ木遺跡	奈良・平安	34	笠木地藏遺跡	縄文・古墳・奈良・平安・中世
13	車地藏遺跡	奈良・平安	35	豆塚北遺跡	平安
14	橋立遺跡	奈良・平安・中世・近世	36	西林遺跡	古墳
15	鷲堂遺跡	平安	37	四ツ塚古墳群	古墳
16	筑前原遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	38	本都塚古墳	古墳
17	筑前原塚跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	39	慈眼寺西古墳	古墳
18	甲斐国分尼寺跡北遺跡	奈良・平安・中世	40	無名塚	古墳
19	鞍掛遺跡	弥生・古墳・奈良・平安	41	狐塚古墳	古墳
20	慈眼寺北遺跡	古墳・平安	42	経塚古墳	古墳
21	薬師堂遺跡	奈良・平安・中世	43	無名塚	古墳
22	雨宮氏屋敷	中世			

下記の遺跡は「寺辺地」として捉えられ、今後も史跡と一体的に保存されなければならない遺構が発見される可能性がある。

表_近接する関連遺跡の概要

N)	遺跡名	遺跡の概要
3	松原遺跡	甲斐国分寺跡と甲斐国分尼寺跡の中間にあたる遺跡。竪穴建物跡群で構成される。僧房を意味する「大房」や「石禾東」「林戸」「玉井」など周辺の郷名を示す墨書き土器が出土しており、甲斐国分寺・甲斐国分尼寺の造営・管理にかかわった人々の居住地であると考えられている。また、包蔵地内では、甲斐国分寺跡の北辺築地塀と考えられる遺構が検出されている。
4	矢倉遺跡	松原遺跡の西側に位置する。古墳時代前期と奈良・平安時代の集落跡である。
5	金山遺跡	甲斐国分寺跡の東側に位置する。全域が国分寺の寺院地内になる可能性が高い。「金寺」と書いた墨書き土器が出土している。
7	国分寺西遺跡	甲斐国分寺跡の西側に位置する。調査事例は少ないが、平安時代の竪穴建物跡が見つかっている。
8	国分寺南遺跡	甲斐国分寺跡の南側に位置する。奈良・平安時代の集落が確認されている。
9	北大内遺跡	矢倉遺跡・桜畠遺跡の西側に位置する。遺跡の中央に位置する小玉寺は甲斐国学の推定地とされている。
10	桜畠遺跡	甲斐国分寺跡の西側に位置する。奈良・平安時代の集落跡。
11	両ノ木神社遺跡	甲斐国分尼寺跡の東側に位置する。幅4mの南北溝が発見されており、甲斐国分尼寺東の区画施設の可能性がある。
12	竜ノ木遺跡	松原遺跡の北東側、甲斐国分寺跡の東約200mに位置する。9世紀の鍛冶遺構が発見されている。 奈良・平安時代に属する竪穴建物跡、掘立柱建物などが検出された。遺物は同時代の土師器・黒色土器・須恵器・灰釉陶器のほか、瓦・鉄製品・石製品などが出土している。中でも石製腰帶具と墨書き土器、鉄滓・羽口などの鍛冶関連遺物が注目される。
13	車地藏遺跡	両ノ木神社遺跡の東側に位置する。奈良・平安時代の集落跡であるが、大型の掘立柱建物が発見されている。
23	石動遺跡	松原遺跡の東側に位置する。平安期の八稜鏡が3面出土している。
24	北中原遺跡	金山遺跡の東側に位置する。13世紀代の鉄鍋の鋳造鋳型が多量に出土している。

第3章 史跡等の本質的価値

第1節 史跡等の本質的価値の明示

甲斐国分寺跡は、塔跡や講堂跡を中心に、礎石がきわめて良好な状態で残され、古くから甲斐の国分寺の遺跡として考えられてきたことから、大正11(1922)年10月に「甲斐國分寺跡」として国指定を受けた。これは、日本国内では最も古い段階でその価値が認められていたことを示し、令和4(2022)年で、史跡指定100周年を迎えた。

次いで、甲斐国分尼寺跡は、金堂跡や講堂跡を中心に礎石が地表面に現存したことや、甲斐国分寺跡と同種の瓦が出土したことから、昭和24(1949)年7月に「甲斐國分尼寺跡」として国指定を受けた。

これまで両史跡は、先人たちの努力や地域の方の理解のもと、今日まで保存されてきた。同時に調査研究によって、その規模や内容が徐々に明らかにされており、国分寺における近年の発掘調査成果はめざましいものがある。

貴重な史跡を今後も適切に保存・活用していくためには、その本質的価値を明らかにしていく必要がある。史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一緒に有する我が国の歴史上または学術上の価値である。したがって史跡の本質的価値は土地と一緒に「遺跡」を構成している諸要素によって示されている（文化庁2004『史跡等整備のてびきⅠ』）。

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。「史跡甲斐国分寺跡」・「史跡甲斐国分尼寺跡」の指定説明文及び追加指定説明文をもとに、それらから類推し読み取れる内容とともに、これまでの発掘調査によって明らかになってきた成果を含めて本質的価値を明示する。

1 甲斐国をはじめとするわが国の古代史を理解するうえで欠かせない遺跡である

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は、天平13(741)年、聖武天皇による「国分寺建立の詔」を受け、古代甲斐国に設置された国分寺・国分尼寺である。「国分寺建立の詔」では、諸国に国分寺・国分尼寺を建立することのほか、国分寺には七重塔を建設することや、国分寺は「國の華」であること、選地にあたっては良い場所を必ず選ぶことなどが記されている。

国分寺造営は、時期・規模・伽藍配置など、諸国の実情に合わせて行われたと考えられるが、諸国に課せられた国家の一大事業であったことに変わりはなく、その背景に各国ともに経済力や技術力



図 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡位置図



写真 墨書土器「金」「日下」「大衆」(甲斐国分寺跡)
(再掲)



写真 「法寺」の墨書土器(甲斐国分尼寺跡)(再掲)

を備えていることを前提とした。そうした中にあって、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は規模や遺構・遺物の分析から、豊かな経済力と相当の技術力によって造営されたことがわかる。特に甲斐国分寺跡は、諸国の国分寺と比較しても金堂・講堂の規模が大きく、当地に当該規模の国分寺を造営することができる国力が育っていたこと、石材加工や石積技術をはじめ、瓦箔の制作に高度な技術を持つ工人が存在していたことを示している。

また、両史跡の南側には、甲斐国と都を結ぶ官道、東海道「甲斐路」が存在し、人々が行き交う重要な位置に建立されたと考えられ、「甲斐国千年の都」を宣言する笛吹市において歴史的景観の中心に位置する重要な史跡である。

近年、発掘調査により、甲斐国分寺の伽藍を構成する塔・金堂・講堂・金堂前広場・回廊の位置や規模、構造などが明らかになってきている。伽藍配置は、文武朝大官大寺の伽藍配置を模したと考えられ、南から中門・金堂・講堂が一直線に並び、回廊内の東に塔が配置される。伽藍の中でも、天皇を象徴して建てられた七重塔の存在は遠方からの視認性が高く、古代甲斐国に暮らす人々のみならず、御坂路を通って甲斐国に入る人々にとっても非常にシンボリックな存在であることから、塔を重視する詔の意を体していると言える。

さらに、出土する墨書き土器には、「講院」・「金」・「大衆」・「法寺」といった甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の名称や施設名に関する内容に加え、「守」・「大伴」といった官職・人名に関するものや「石禾（いさわ）」「林戸」「日下」といった古代の郷を示したと考えられるものも発見されている。このように、遺物から律令国家のもと、甲斐の国・郡・郷が協力して国分寺・国分尼寺を造営したことが示される。

以上のことから、両史跡は甲斐国のみならず、日本全体の古代史を理解する上で欠かせない遺跡である。

2 国分寺・国分尼寺の寺院地の広がりを体感でき、全域で遺構の保存状態が良好である

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡では、家屋などの構築物が少なく、地上に残存する遺構が良好に保存してきた。現在、甲斐国分寺跡においては、塔跡の礎石 14 個、講堂跡の礎石 32 個に加え、塔の石製露盤が現存し、また、甲斐国分尼寺跡では金堂跡の礎石 18 個、講堂跡の礎石 12 個が現存している。

さらに、これまでの発掘調査により、甲斐国分寺跡の金堂跡・講堂跡の周囲に敷設された自然石の石敷や、南回廊跡など、ほぼ全域で地下遺構が良好に保存されていることが確認されている。

また、史跡公有地化事業に伴い、史跡地内にあった護国山國分寺や墓地、住宅等が移転に協力いただいたことで、遮るものがない、寺域の広がりをより体感できるようになった。

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡がともに良好に保存されているのは全国的に見ても貴重であり、両遺跡の寺域の広がりを体感することができるというのは珍しい。こうしたことからも、今後の国分寺研究にとって欠かせない史跡であるといえる。

3 豊富な石材によって装飾された「石の国分寺」という特徴

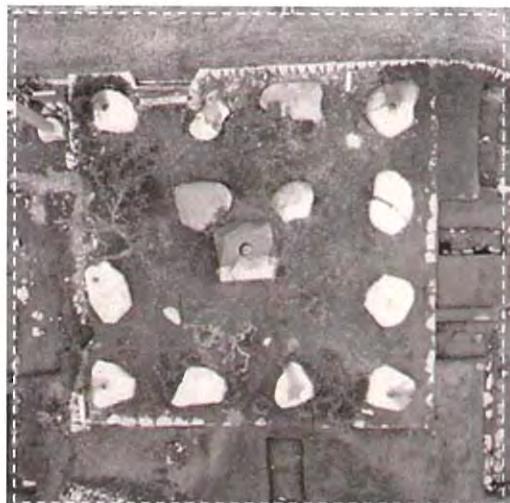
甲斐国分寺跡では、国分寺としては全国的にみても稀有な石製露盤が史跡内に現存している。発掘調査により、金堂跡・講堂跡の南面に自然石の石敷が敷設されたことや、金堂の基壇化粧が自然石の石組みであることが明らかにされており、豊富な石材によって装飾されたことが特徴的である。

これらに使用された石材は、花崗閃緑岩であり、史跡の南側には、花崗閃緑岩からなる御坂山系

が立地している。御坂山系を源流とする金川は、激しく流路を変えながら多くの河原石の石材を史跡の近くまでもたらしたことは明白である。

また、同じ笛吹川水系には、黒雲母花崗岩を産する地域があるにも関わらず、史跡では専ら花崗閃緑岩が多用されている。このことは、史跡内や付近に石材が豊富にあり、採取や運搬が容易であったという物理的条件に加え、同種の石材を選んで使用するという明確な意図が読み取れる。

金川がもたらす豊富な石材を活用して「國の華」である国分寺へ装飾を施したという点に、古代甲斐国における資源活用の一端を見出すことができる。国分寺造営以前から受け継がれてきたであろう、石組技術や塔の石製露盤への穿孔や面取りなどに見られる加工技術も、使用されている石材量の多さとともに、史跡を「石の国分寺」たらしめる所以となっている。



写真_甲斐国分寺跡 塔跡空中写真（再掲）



写真_石製露盤（再掲）



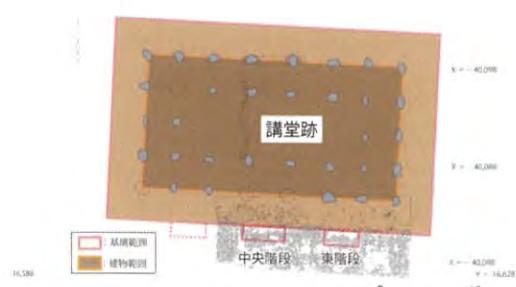
写真_金堂南西石敷検出状況（再掲）



写真_金堂北西石敷・地覆石・基壇検出状況(北から)(再掲)



写真_甲斐国分寺跡 講堂跡空中写真（再掲）



図_講堂跡礎石配置および正面石敷遺構図
(平成 21・22年度の調査)（再掲）

第2節 新たな価値評価の視点の明示

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は、当初の史跡指定から相当の時間が経過しており、この間、考古学的調査が行われてきた。また、史跡地周辺の社会的環境も変化している。こうしたことを踏まえ、第1節で示した当史跡における本質的価値に加え、本質的価値に付随する副次的な価値として、新たな価値評価の視点を明示する。

1 現代まで寺院地として利用されていた歴史的文脈を持つ史跡である

史跡甲斐国分寺跡指定地内には、平成19年3月まで、古代国分寺の法灯を継ぐ、護国山國分寺が存在していた。当寺は、古代以降、永祿年間(1558～1570)に武田信玄が淨財22貫500文を寄進し、快岳周悦を住職として再興を図ったとされる。後に勝頼もそれを根拠に天正4(1576)年に寺領を安堵したことが護国山國分寺所蔵文書に記されている。

護国山國分寺の薬師堂は、甲斐国分寺跡金堂跡の直上に位置し、中心的建造物として重要視されていたとみられる。

また、文化11(1814)年に記された『甲斐国志』の中では、「…寺後に殿堂の石礎あり、庫裏の前なる礎は七層塔の舊なり…」とあり、古くから国分寺の遺跡として認識されていたことが分かる。護国山國分寺は史跡保護に協力して、史跡の南西側へ移転したが、武田信玄による再興以降、甲斐国分寺と同じ地でその法灯を守ってきたことには大きな意義があったといえる。史跡は古代以降においても寺院地として知られ、重要視されてきた歴史的文脈を持つことも史跡の価値を高めている。

2 歴史的景観と現代の景観が調和する独特な空間を創出している史跡である

(1) 古代から連綿と続く山々に囲まれた歴史的景観

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡からは、北面に甲府盆地を、その背後には山岳信仰として知られる金峰山をはじめとする秩父山地、南面には御坂峠を擁する御坂山地、西面には北岳・間ノ岳などの赤石山脈(南アルプス)といった美しい山々を鑑賞することができる。当史跡から望む眺望は、古代から変わらない歴史的景観であり、まさに「国分寺建立の詔」で述べられている「好処」を今日でも体感できる。

(2) 史跡と調和した「桃源郷」の景観

史跡周辺の土地は、世界農業遺産に認定された独特な農地景観の内側に立地している。

公有地化により、周囲の「日本一桃源郷」を眺望できるオープンスペースとなったことから、史跡と桃の花の景観、周囲の山々の眺望が調和した美しい空間を楽しむことができる。

また史跡は、毎年4月に行われる「桃源郷春まつり」の会場として活用されており、笛吹市民だけでなく観光客にとっても親しまれる美しい景観となっている。

第3節 構成要素の特定

史跡の保存・活用（整備を含む）には、本質的価値を構成する要素が何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

構成要素の特定においては、「A 史跡の本質的価値を構成する要素」と「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」に大別される。「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」については「B 史跡の本質的価値に準じる要素」、「C 史跡の歴史的景観を構成する要素」、「D 史跡の保存・活用に有効な要素」、「E その他の要素」に細分される。以下の基準により分類を行う。

また、計画範囲外の史跡指定地周辺において、寺院関連遺構など本来史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有するものがあることから、史跡指定地周辺地域（以下「史跡周辺」という）についても同様に構成要素の整理を行う。

A 史跡の本質的価値を構成する要素
<ul style="list-style-type: none">● 「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素 (例)<ul style="list-style-type: none">・伽藍建物遺構、その他遺構（未確認地下遺構を含む）
B 史跡の本質的価値に準じる要素
<ul style="list-style-type: none">● 史跡の本質的価値を一体的にまたは関連して歴史的環境・資源を構成する要素 (例)<ul style="list-style-type: none">・出土遺物、国分寺跡・国分尼寺跡以外の遺構
C 史跡の歴史的景観を構成する要素
<ul style="list-style-type: none">● 史跡からの眺望を構成する要素 (例)<ul style="list-style-type: none">・歴史的景観（山並み）・自然地形
D 史跡の保存・活用に有効な要素
<ul style="list-style-type: none">● 整備事業に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する要素 (例)<ul style="list-style-type: none">・発掘調査成果により、遺構表示したもの・史跡標柱や説明板・除草機材や発掘調査機材を収納するための簡易設置物
E その他の要素
<ul style="list-style-type: none">● 前述の A～D 以外の要素で、史跡の保存・活用や景観保全・形成に関係する要素（史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項を含む）● 撤去すべき要素 (例)<ul style="list-style-type: none">・道路、電柱、水路等・農業用灌漑設備・護国山國分寺旧地に関するもの（庭園など）

表_史跡の構成要素

本計画における構成要素の分類は次のとおりである。また、次頁以降に構成要素一覧を示す。なお、構成要素一覧について、今後の内容確認調査により史跡の本質的価値に関わる新たな遺構の発見や史跡に関わる要素が確認された場合、また見直しが必要と判断された場合には、適切な時期に追記や修正を行うこととする。

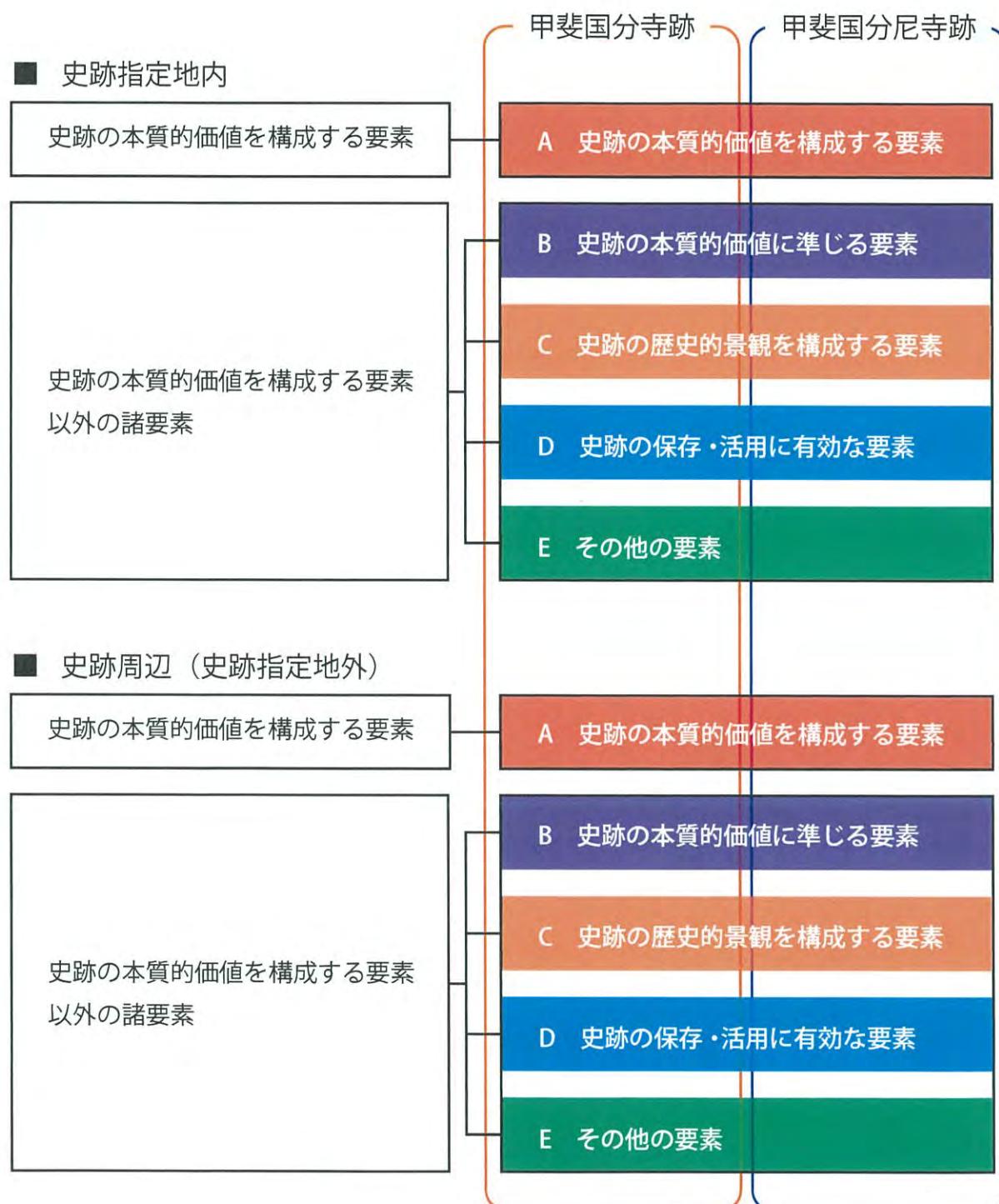


図 計画における構成要素の分類

表_構成要素一覧表 史跡指定地内

区分	要素	
	甲斐国分寺跡	甲斐国分尼寺跡
A: 史跡の本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ■建物遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・塔跡：礎石（14個）、石製露盤 ・金堂跡 ・講堂跡：礎石（32個） ・回廊跡 ・中門跡：礎石（1個） ・西基壇建物跡 ・僧坊跡 ■その他遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・金堂前広場 ・土壇状遺構 ・区画溝 ・その他地下遺構等 	<ul style="list-style-type: none"> ■建物遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・金堂跡：礎石18個 ・講堂跡：礎石12個 ・回廊跡 ■その他遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・北辺築地塀跡 ・区画溝 ・その他地下遺構等
B: 史跡の本質的価値に準じる要素	<ul style="list-style-type: none"> ■その他遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺造営期以外の遺構 ■出土遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺造営期の遺物 瓦類、墨書き器、博等 ・国分寺造営期以外の遺物 陶器、一石経、甲州金等（戦国時代以降） 	<ul style="list-style-type: none"> ■その他遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・国分尼寺造営期以外の遺構 ・平安時代竪穴建物跡 ■出土遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・国分尼寺造営期の遺物 瓦類、墨書き器等 ・国分尼寺造営期以外の遺物 土器類
C: 史跡の歴史的景観を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ■公有地・私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観（山並み） ■公有地 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ■公有地・私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観（山並み） ■公有地 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形
D: 史跡の保存・活用に有効な要素	<ul style="list-style-type: none"> ■保存・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・張芝・盛土（塔跡） ・標識、説明板、境界標 ・除草用具収納用コンテナ ・乗用草刈機収納コンテナ ・発掘作業用品収納用品プレハブ ■活用 <ul style="list-style-type: none"> ・復元整備 金堂跡復元基壇（盛土）、講堂跡復元基壇（盛土）、 金堂跡復元階段、講堂跡階段表示、西回廊平面表示、 東回廊平面表示 ・説明板、案内板 ・注意看板 ・植栽（花桃、菜の花、彼岸花） 	<ul style="list-style-type: none"> ■保存・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・標識、説明板 ・張芝・盛土（金堂跡） ・張芝・盛土（講堂跡） ■活用 <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、案内板 ・注意看板 ・植栽（アジサイ）
E: その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・建物4棟 ■工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・畑地灌漑設備 ・畑地区画石垣 ・電柱 ・外灯 ・道路 ・道路標識 ・側溝、水路 ・法定外公共物（道路） ・井戸（2か所） ・雨水排水マス ・柵（井戸転落防止） ・未撤去コンクリート基礎（建築物関係、墓地関係） ・消火栓 ■護国山國分寺旧地関連 <ul style="list-style-type: none"> ・庭園跡地 ・植栽 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・農地（桃）3筆・農地（休耕地）3筆 ・道標等石造物 ・墓地（小玉寺所有地） ・遺構に悪影響を与える樹木、その他撤去すべき要素 	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・建物3棟 ■工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・畑地灌漑設備 ・畑地区画石垣 ・電柱 ・外灯 ・道路 ・道路標識 ・側溝、水路 ・法定外公共物（道路） ・未撤去コンクリート基礎（建築物関係） ・消火栓 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・農地（桃）2筆 ・資材置き場（民有地） ・遺構に悪影響を与える樹木、 その他撤去すべき要素

表_構成要素一覧表 史跡周辺（史跡指定地外）

区分	要素	
	甲斐国分寺跡	甲斐国分尼寺跡
A：史跡の本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ■建物遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・南門跡 ■その他遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・北辺築地塀跡 ・その他地下遺構等 	<ul style="list-style-type: none"> ■地下遺構等 <ul style="list-style-type: none"> ・中門跡 ・回廊跡 ・その他地下遺構等
B：史跡の本質的価値に準じる要素	<ul style="list-style-type: none"> ■埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺造営期以外の遺構 ■出土遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺造営期の遺物 瓦類、墨書き土器等 ・国分寺造営期以外の遺物 土偶（縄文時代） 	<ul style="list-style-type: none"> ■埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ・国分尼寺造営期以外の遺構 ■その他の遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・平安時代竪穴建物跡 ■出土遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・国分尼寺造営期の遺物 瓦類、墨書き土器等 ・国分尼寺造営期以外の遺物 土器類
C：史跡の歴史的景観を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ■公有地・私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観（山並み） ■私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ■公有地・私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観（山並み） ■私有地 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形
D：史跡の保存・活用に有効な要素	<ul style="list-style-type: none"> ■活用 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導標識 ・説明板（公民館前） ・史跡へのアクセス道路（市道） ・農地景観（桃） 	<ul style="list-style-type: none"> ■活用 <ul style="list-style-type: none"> ・農地景観（桃）
E：その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・公民館 ・消防団詰所 ・トイレ ■工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・畑地灌漑設備 ・畑地区画石垣 ・電柱 ・外灯 ・道路 ・道路標識 ・側溝、水路 ・法定公共物（道路） ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・道祖神 ・道標等石造物 	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・小玉寺 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・墓地 ・道祖神等石造物 ・電柱 ・外灯 ・道路 ・道路標識 ・側溝、水路 ・防火水槽

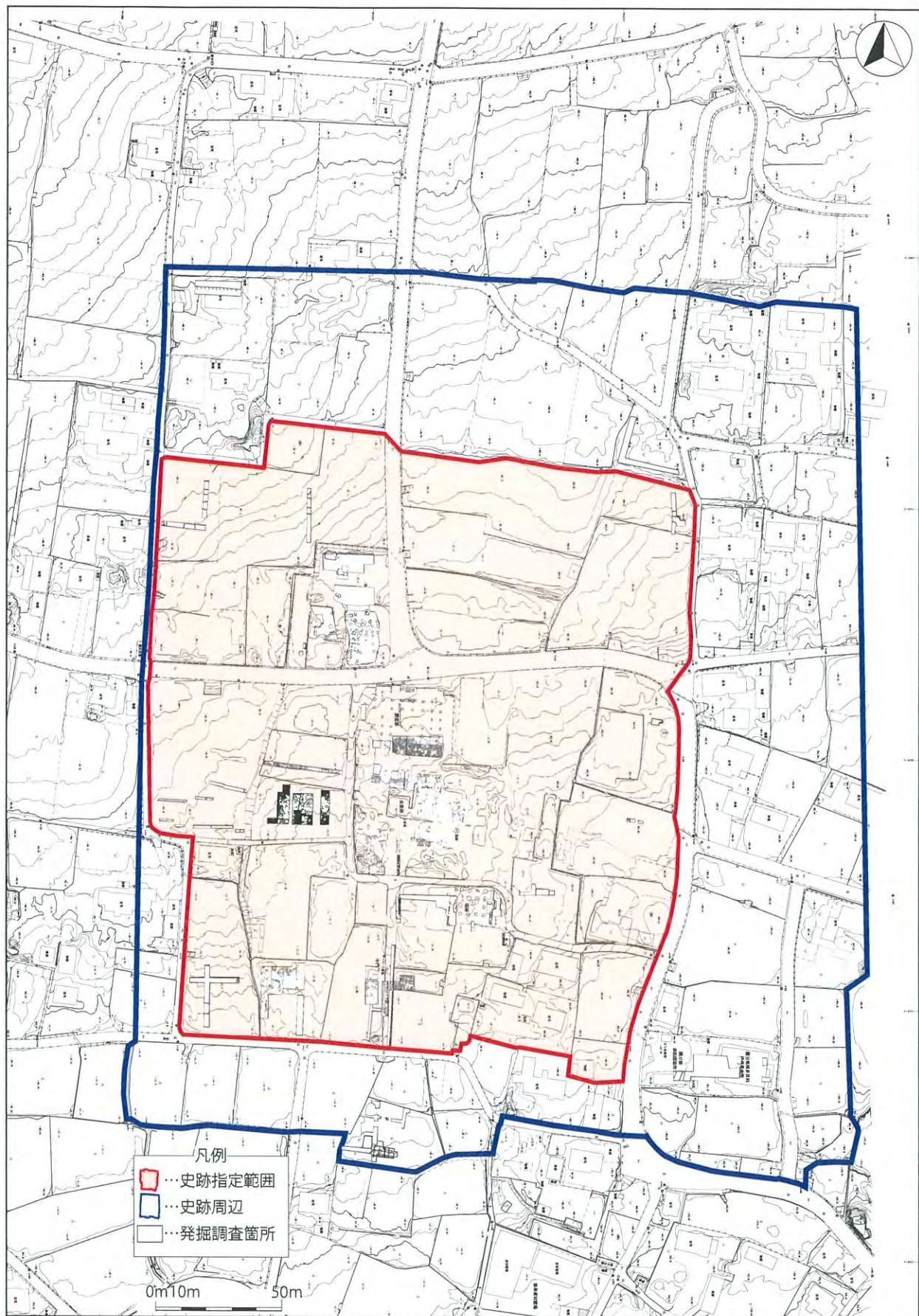


図 史跡の本質的価値を構成する要素位置図（甲斐国分寺跡）

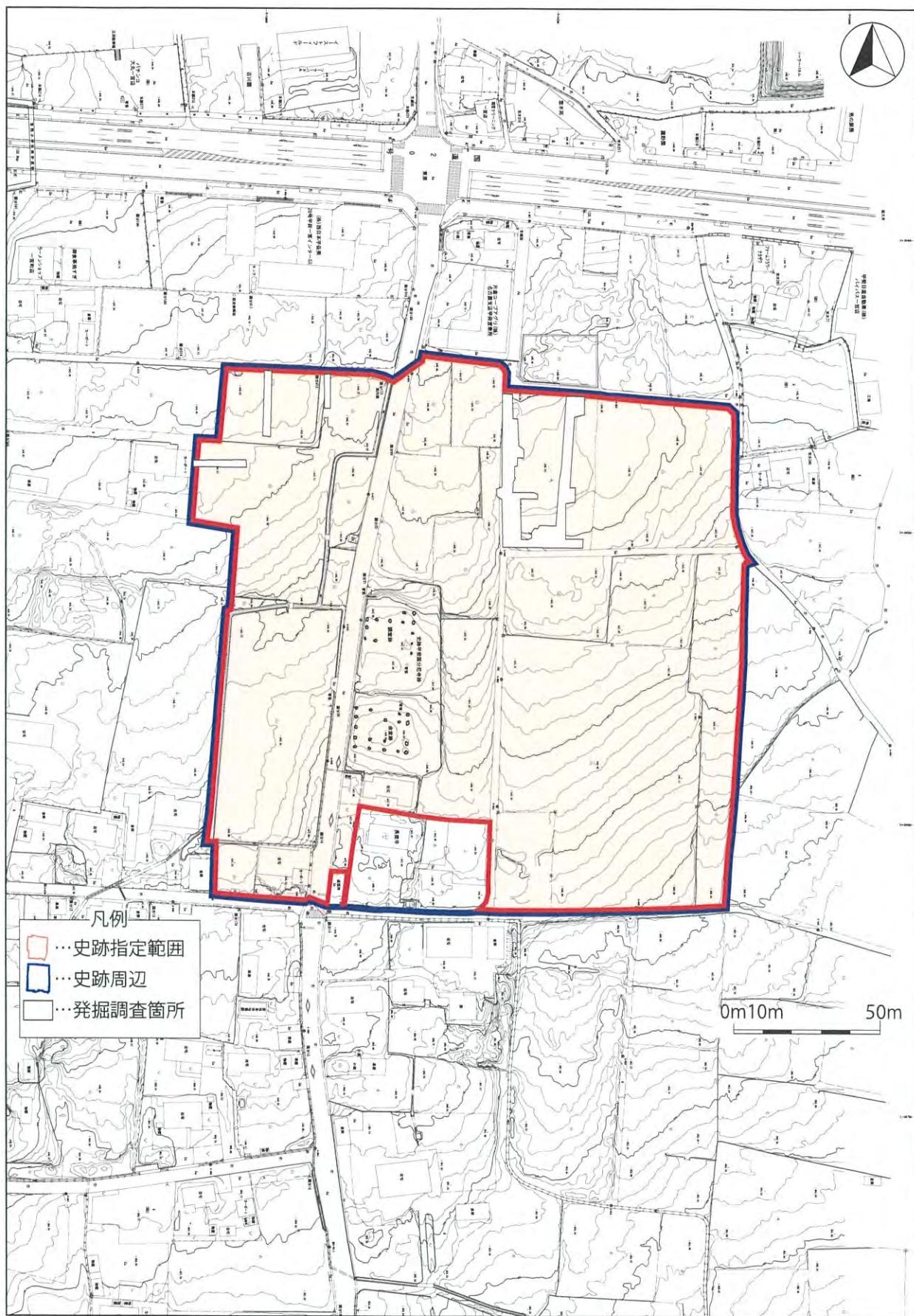


図 史跡の本質的価値を構成する要素位置図（甲斐国分尼寺跡）

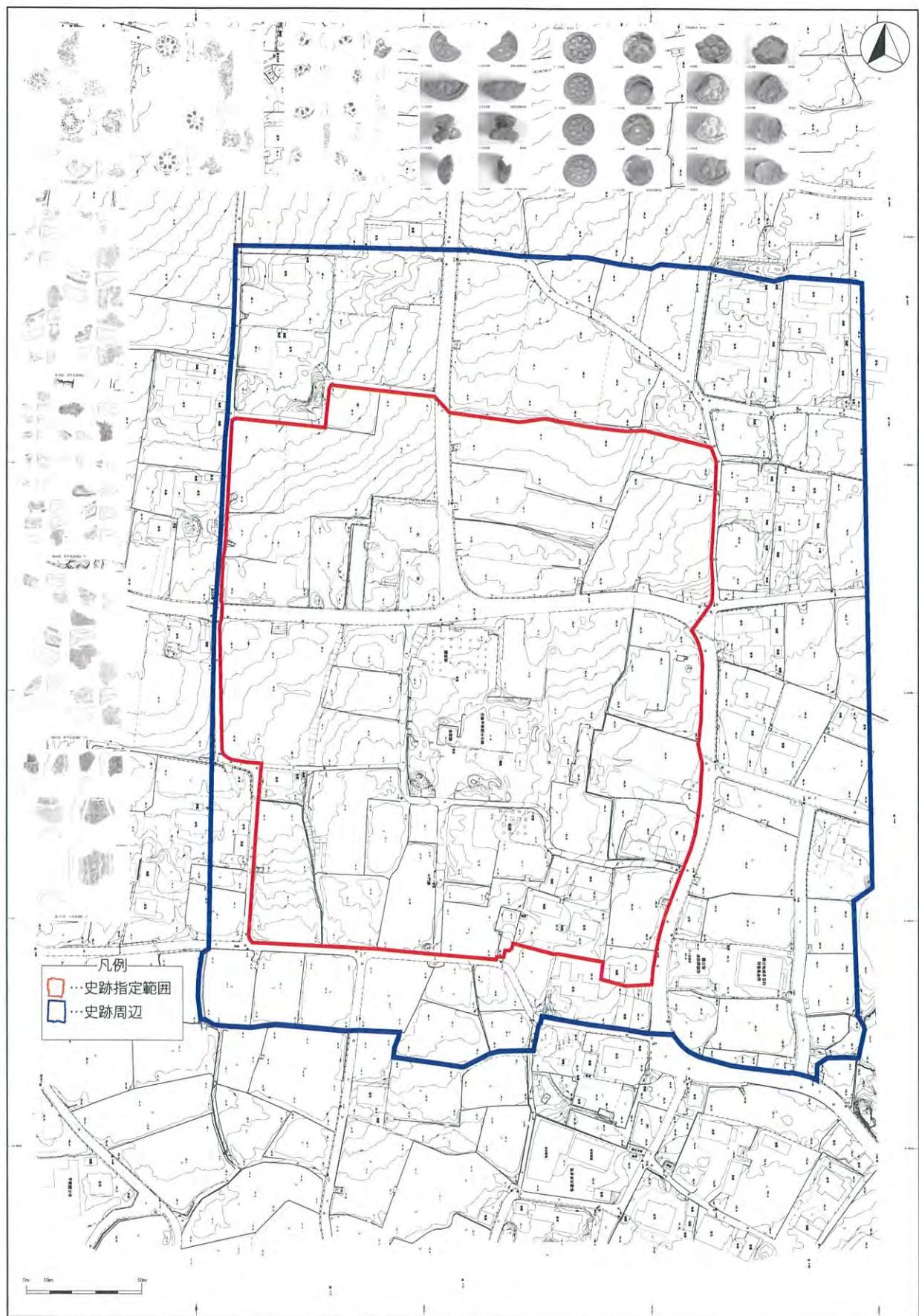


図 史跡の本質的価値に準じる要素位置図（甲斐国分寺跡）

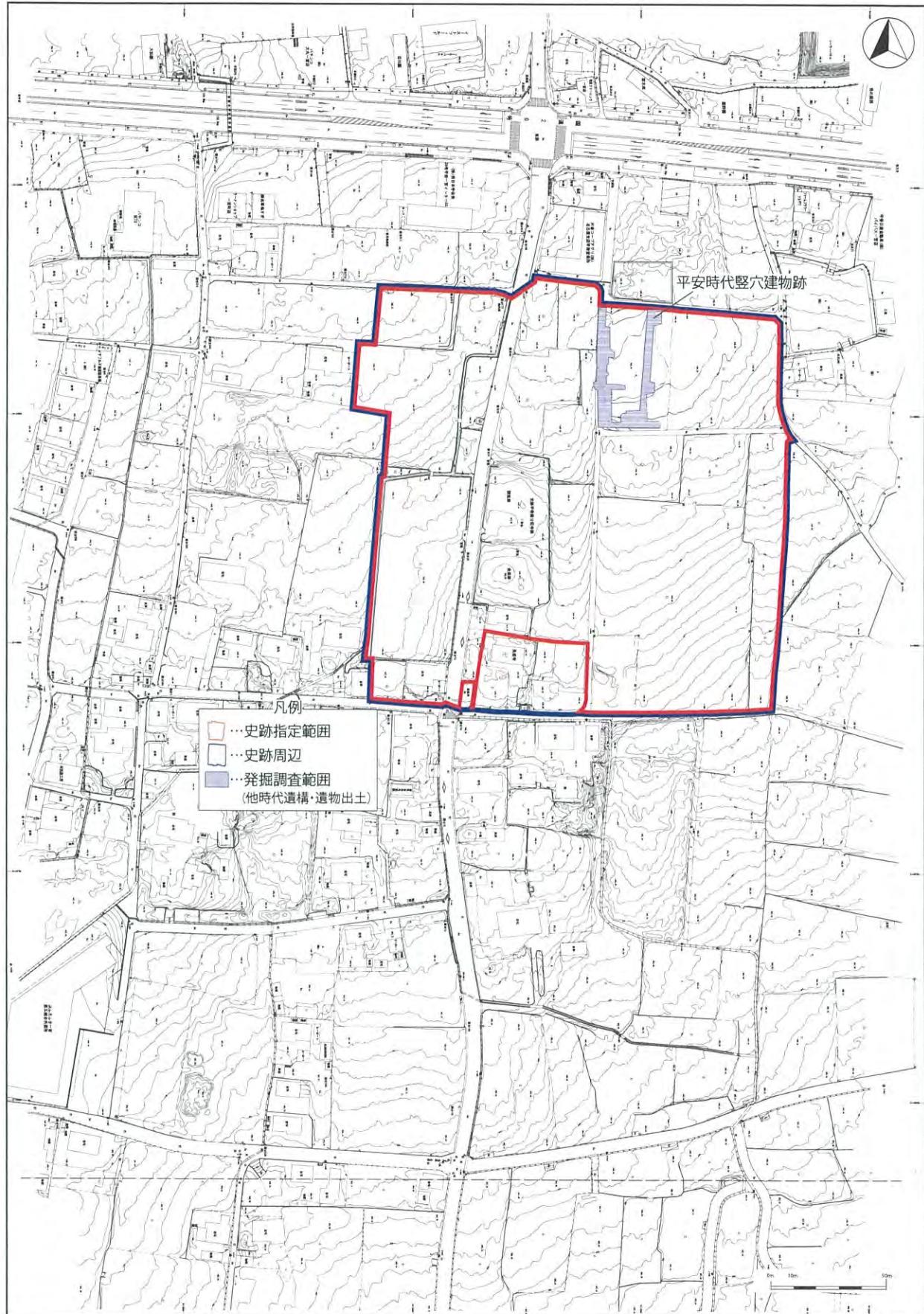


図 史跡の本質的価値に準じる要素位置図（甲斐国分尼寺跡）

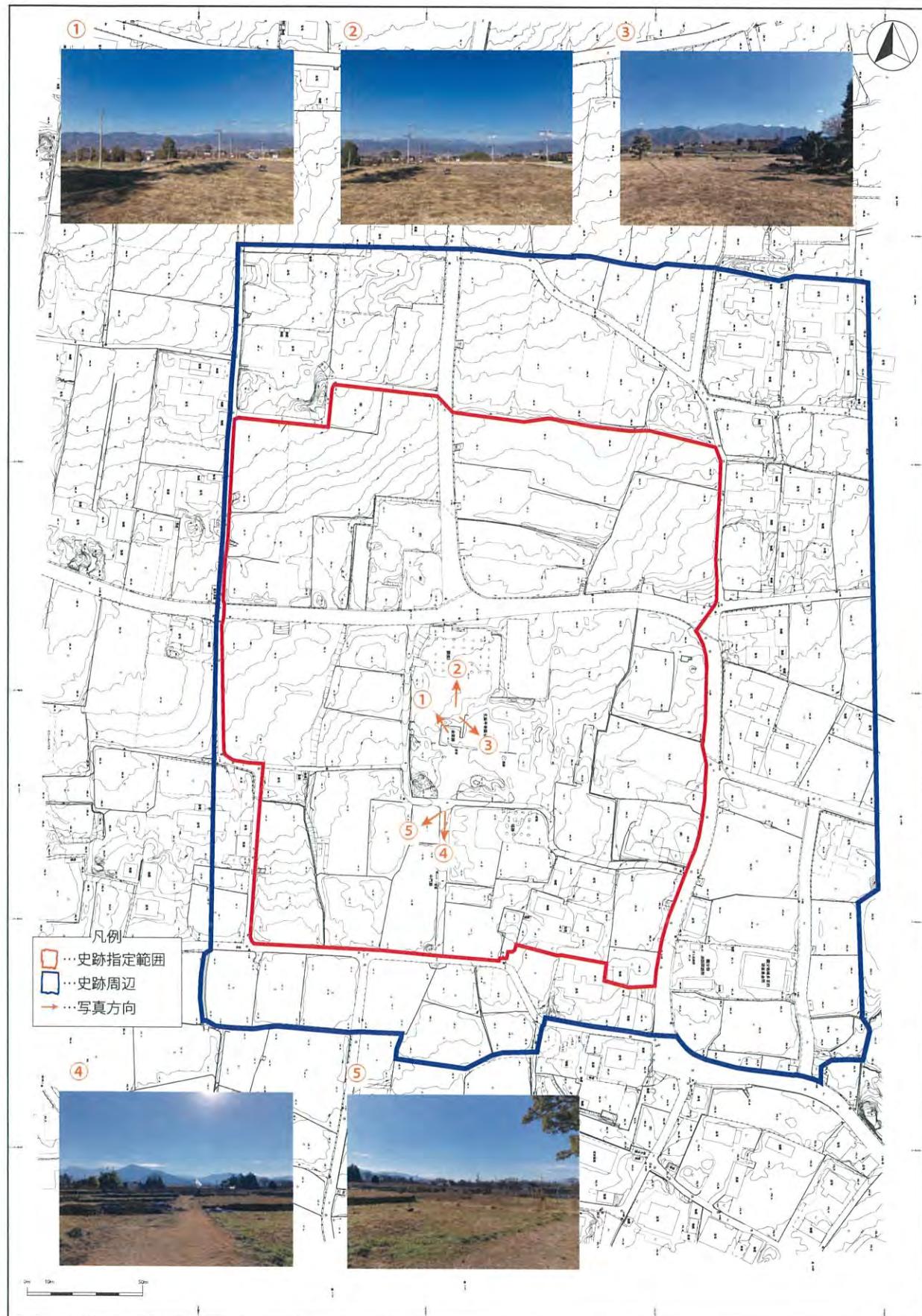


図 史跡景観を構成する要素位置図（甲斐国分寺跡）



図 史跡景観を構成する要素位置図（甲斐国分尼寺跡）

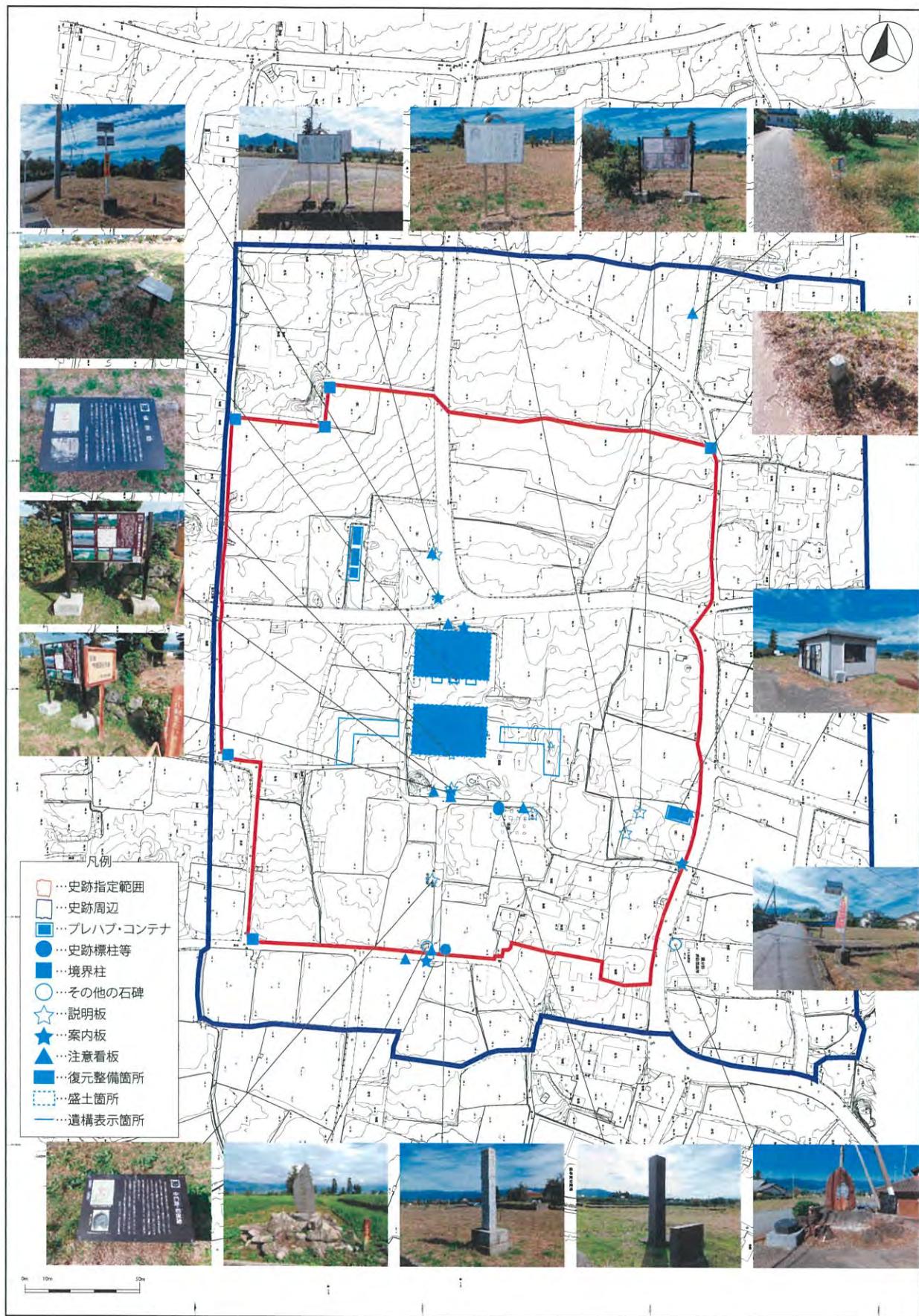


図 史跡の保存・活用に有効な要素位置図（甲斐国分寺跡）

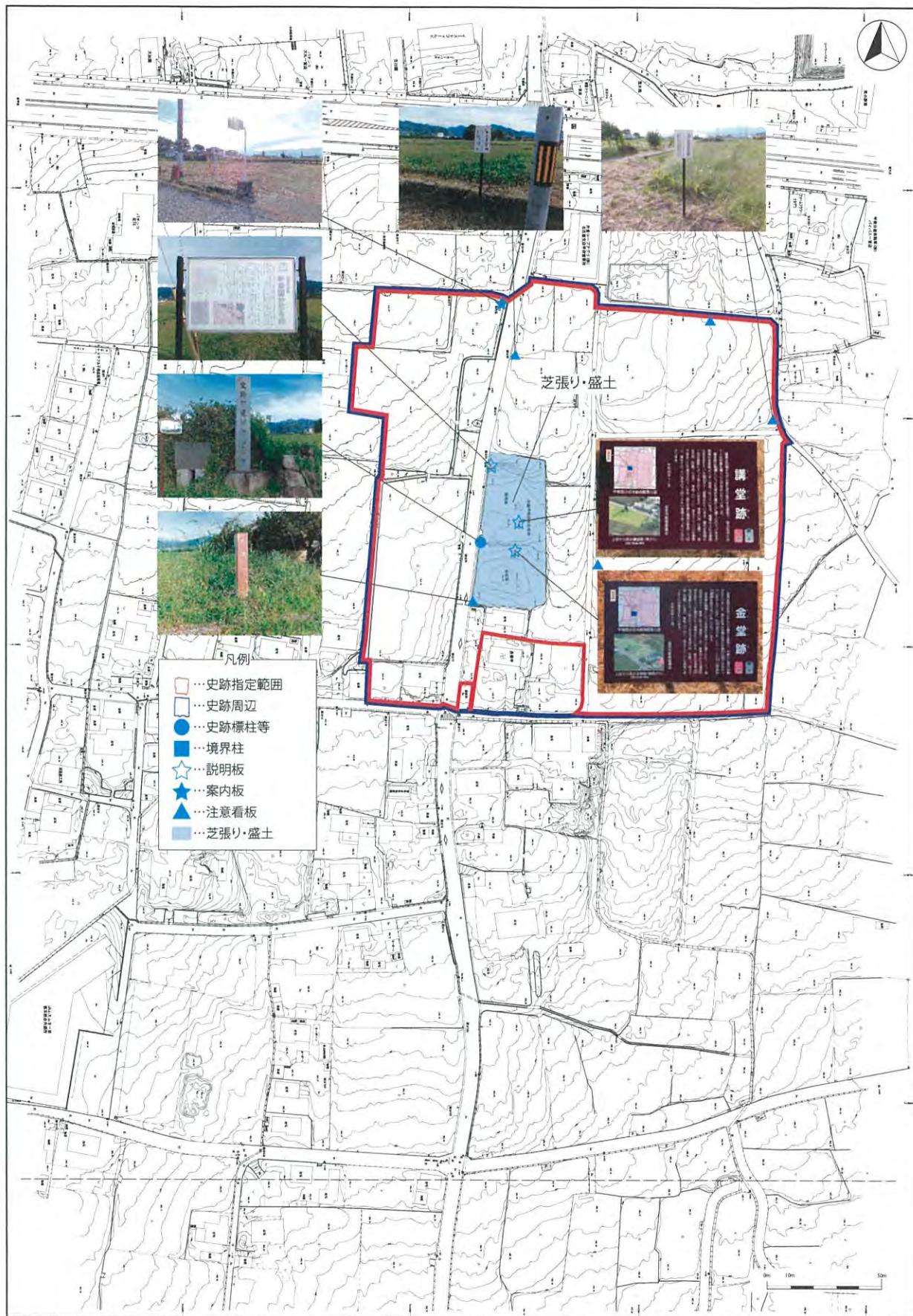
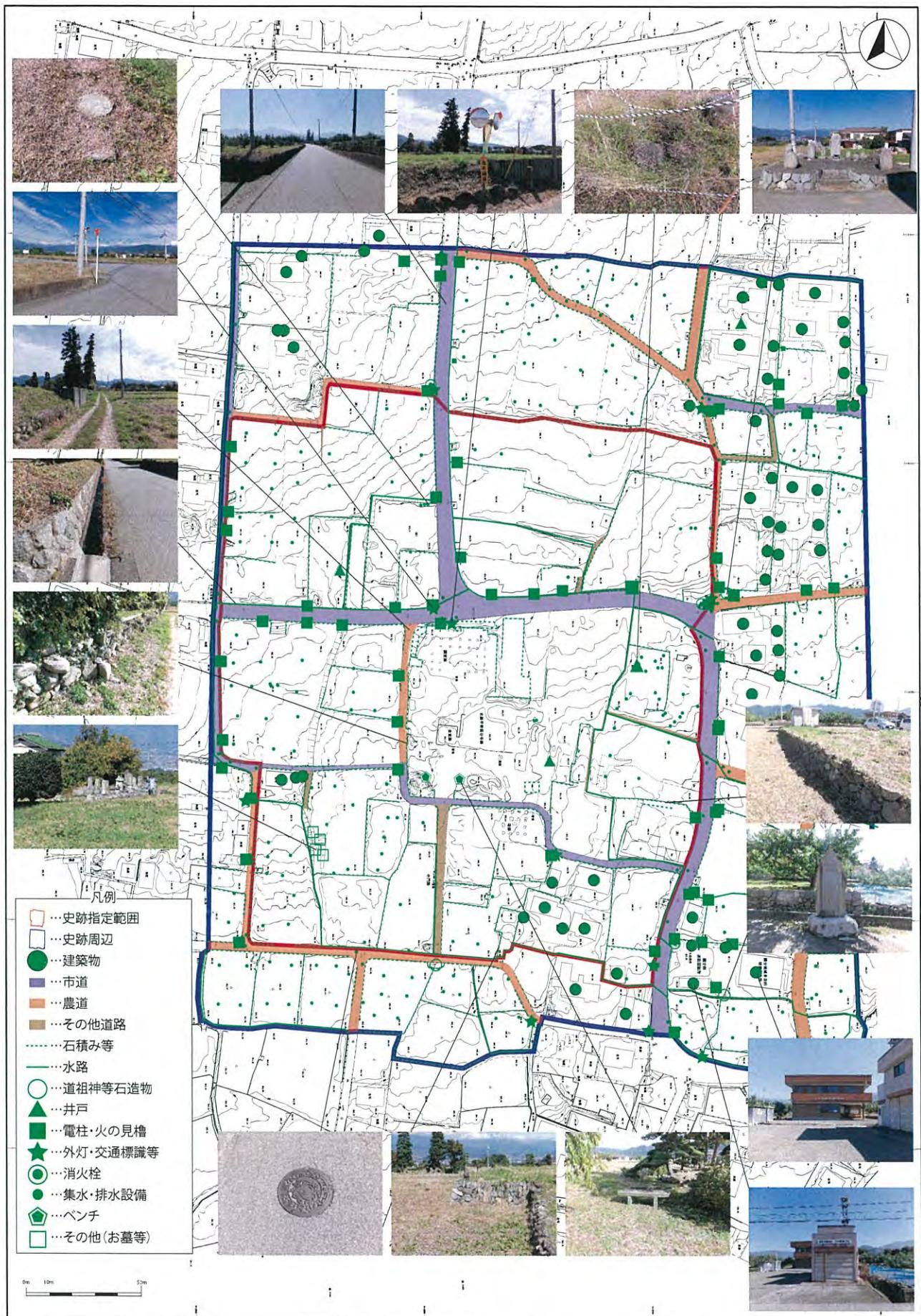
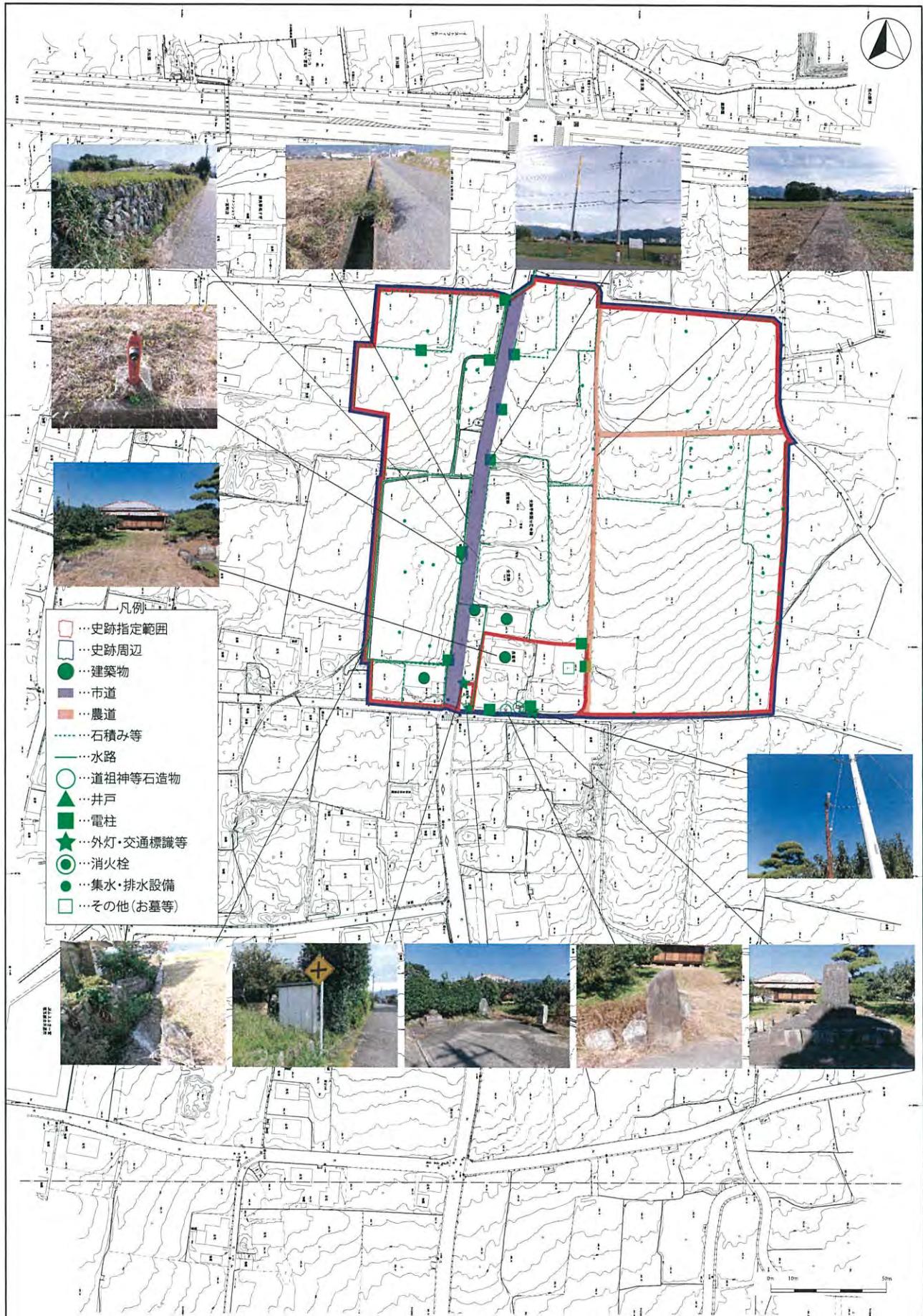


図 史跡の保存・活用に有効な要素位置図（甲斐国分尼寺跡）



図_その他の要素位置図（甲斐国分寺跡）



図_その他の要素位置図（甲斐国分尼寺跡）

第4章 現状・課題

第1節 保存（保存管理）の現状・課題

甲斐国分寺跡・国分尼寺跡指定地内の地下遺構・地上遺構は良好に保存されている。しかし、一部地下遺構については状況が把握されていない。史跡を将来に渡って適切に保存し、次世代へ継承するためには、調査研究により、本質的価値を明らかにしていくとともに、適切な維持管理等を継続する必要がある。また、両史跡において、本質的価値を構成する要素は、史跡指定地外にも及んでおり、追加指定を検討していく必要がある。史跡の保存（保存管理）の現状と課題は以下のとおりである。

項目	現状	課題
本質的価値の保存について	共通	史跡の本質的価値を構成する要素には、地下遺構と地上に表出している遺構（礎石等）がある。
		史跡指定地内において、地下遺構等の保存状態が把握されていない箇所がある。
		発掘調査をはじめとする調査研究により、史跡の本質的価値が明らかになってきている。
		瓦や土師器といった出土遺物がある。
		史跡の眺望景観を確保する上で支障となる樹木があるほか、公有地において雑草等の繁茂により景観の維持管理が困難である。
		史跡指定地内を流れる生活用水路がある。
日常管理について	共通	私有地との境界が可視化されていない箇所がある。
		土砂の流出や水路の溢水など、史跡の保存や指定地の管理に関して、緊急的にサインが必要となる場合がある。
		草刈り機をはじめとする史跡の日常管理に必要な機材を保有している。
		甲斐国分尼寺跡の金堂跡・講堂跡等は芝張りによって地下遺構が保護されている。
		案内板等のサインが設置されている。
		甲斐国分寺跡では、第一期暫定整備工事により復元表示を行った。
		史跡内に民有地がある。

項目		現状	課題
日常管理について	共通	史跡内に民有地がある。	史跡内の民有地における現状変更行為については、現状変更取扱い基準を定める。また、所有者等の意向に基づき、公有地化を検討する必要がある。
		畠地灌漑施設など使用していない地下埋設物がある。	使用していない地下埋設物などは、確認位置データ等を蓄積するとともに取扱いを検討する必要がある。
		史跡の内部に道路や水路、電柱等インフラ設備がある。	インフラ設備は地域に暮らす人にとって欠かせないものであるが、修繕に伴う現状変更により、史跡の本質的価値に影響を与えないようにしなければならない。
各種調査について	共通	本質的価値に関わる遺構が、史跡指定地外に広がる可能性がある。	保存を要する範囲の検討が必要。
		今後の調査・研究成果によっては、史跡の追加指定が必要となる箇所があることも想定される。	未指定地の追加指定について検討が必要。
		中心伽藍主要堂宇（塔・金堂・講堂）については保存状態を確認するための発掘調査が行われており、位置、規模等について明らかになっている。	未解明の構造と中心伽藍遺構の確実な保存が必要。
	甲斐国分寺跡	回廊跡は北西隅と南東隅が確認されており、位置と全体規模の推定ができる。	北東隅と南西隅についても把握する必要がある。
		中門跡の遺構については、回廊跡との位置関係により位置の推定が行われているが、規模・構造等は明らかになっていない。	位置の確定と規模・構造等を明らかにする必要がある。
		上記以外の遺構のうち、僧房跡については指定地内で関連する遺構が確認されている。	僧房跡について調査が必要。
		南門、北辺築地塀については、指定地外で関連する遺構が確認されている。	さらなる調査と、調査結果によっては追加指定を検討する必要がある。
		鐘楼や経蔵、大衆院など存在すると想定される建物遺構の場所が明らかになっていない。	関連建物遺構について明らかにする必要がある。
	甲斐国分尼寺跡	甲斐国分尼寺跡では、地上に残存する遺構から、金堂・講堂の位置・規模が明らかになっている。	遺構の適切な保存が必要。
		中心伽藍は発掘調査が行われておらず、金堂・講堂の構造が明らかになっていない。	本質的価値を構成する要素の特定が必要。
		回廊跡や中門跡など、中心伽藍を構成する要素が明らかになっていない。	本質的価値を構成する要素の特定が必要。

第2節 活用の現状・課題

本史跡では、塔跡や講堂跡で礎石が残存しているほか、瓦や土師器、壇、墨書き土器など様々な遺物が出土している。また、金堂跡・講堂跡の階段や回廊の一部は復元表示されている。しかし、遺構が顕在化されていない場所もあり全体の規模が体感しにくく、出土した遺物についても展示が十分ではない。また、周辺文化財や地域資源との連携も考慮した活用を検討する必要がある。活用にあたっては、史跡の本質的価値の保存・継承とその価値を伝えることを主眼に、教育・観光・まちづくり・情報発信のそれぞれの面で多様な活用を行っていく必要がある。史跡の活用の現状と課題は以下のとおりである。

項目		現状	課題
教育分野	共通	調査研究成果を公開・活用することで、本質的価値を伝えている。	継続的な公開・活用が必要。
		歴史講座の開催等により、史跡の本質的価値を伝える機会を設けている。	継続的に取り組み、史跡の本質的価値を伝えていく必要がある必要がある。
		学校教育と連携した教育普及事業が少ない。	小・中学校と連携し、史跡について学ぶ場を設ける必要がある。
		パンフレット・ガイドブックの作成、配布を行っている。	調査研究成果を活用したパンフレット・ガイドブック等を更新する必要がある。
		発掘調査現地説明会をはじめとして、現地公開する機会を設けている。	現地公開を継続して実施する必要がある。
		史跡の公開活用を行ううえで、拠点となる場所がない。	公開活用を行う拠点を検討する必要がある。
		市内外の博物館施設等での展示を行っている。	博物館施設やその他施設での展示を見直し、史跡の本質的価値を伝える必要がある。
観光分野	共通	案内板の数が足りず、史跡の場所や解説等を理解しにくい状況にある。	案内板を適正な位置に配置するとともに、適切に保存管理する。また、毀損や劣化についても対応を検討する必要がある。
		史跡と関連する他の文化財との連携が十分でない。	史跡と他の文化財や、博物館等をはじめとする歴史文化資源と連携することが必要。
		周辺文化財や地域資源との連携が十分でない。	史跡と周辺の観光資源といった地域資源と連携した活用方法の検討が必要。
		史跡甲斐国分寺跡では、桃の花まつりを実施しているが、史跡の価値を伝えるためのイベントが少ない。	史跡の価値を高めるため、イベント等の活用を検討する必要がある。
		パンフレットやガイドブック、案内板は日本語のみである。	様々な来訪者を想定し、受け入れ体制を整えておく必要がある。
		広域的に活用されていない。	史跡の持つ価値を活かし、歴史文化資源や、博物館施設等と連携する必要がある。
		他市町村との連携が不十分。	国分寺跡・国分尼寺跡が所在する市町村をはじめとして、他市町村と連携した活用方法の検討が必要。

項目		現状	課題
まちづくり	共通	史跡から望む良好な景観は、多くの市民等から親しまれている。	史跡の価値を高めるため、多目的な活用方法を検討し、史跡の利用者を増やす取り組みが必要。
		保育園等と連携して、史跡の景観形成を行うなど、市民協働での整備事業をこれまでに実施している。	市民協働により、史跡の景観形成を図る必要がある。
		ガイド養成講座を実施している。	現地ガイドの養成と連携が必要。
		甲斐国分寺跡周辺の史跡ウォーキング事業を行っている。	事業の継続が必要。
情報発信	共通	史跡について伝えるための動画や映像等がない。	動画や映像等により、史跡の価値を分かりやすく伝えるコンテンツが必要である。
		地域住民に史跡の価値が十分に伝わっていない。	史跡をより深く理解してもらうため、地域向けの活用事業の展開が必要。
		発掘調査の現地説明会や史跡めぐりを中心に、現地において発信する機会を設けていく。	様々な活用手法を用いて史跡の本質的価値を発信する必要がある。

第3節 整備の現状・課題

平成29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて第一期暫定整備工事が行われ、遺構の保護と表示や危険防除対策、案内板・説明板の改修等が行われた。しかし、史跡内部には道路や水路等があるほか、雑草も繁茂しており維持管理が困難など保存のための整備が十分ではない。そのため、史跡の本質的価値を保存し、適切に維持管理していくための整備を行う必要がある。また、活用面に関しても、本質的価値を適切に伝えるための整備を行うとともに、周辺文化財や地域資源との連携やICT技術も用いた活用を検討していく必要がある。史跡の整備の現状と課題は以下のとおりである。

項目	現状	課題
保存のための整備	地下遺構を確実に保存するための整備がされていない。	内容確認調査によって得られた情報をもとに、地下遺構を適切に保存するよう整備する必要がある。
	礎石や露盤といった地上に表出している遺構がある。	地表に表出している遺構を適切に保存する必要がある。
	史跡指定地内を流れる生活用水路がある。	水路の溢水等により、史跡の保存・管理に影響がある場合は、対策を検討する必要がある。
	遺構をき損する恐れがある樹木や危険木、眺望景観を確保するうえで支障となる樹木がある。	史跡の本質的価値を構成する要素を保存するため、対応を検討する必要がある。
	日常の維持管理機材を保管するコンテナ・プレハブの設置している。	史跡の適切な保存に向けた、施設等のあり方や施設整備について検討する必要がある。
	私有地との境界が可視化されていない箇所がある。	日常の維持管理がしやすいよう、史跡内外をどのように示すか検討する必要がある。
	土砂の流出や水路の溢水など、史跡の保存や指定地の管理に関して、緊急的にサインが必要となる場合がある。	緊急的にサインが必要となる場合は、早急に対応する必要がある。
	史跡の内部に道路や水路、電柱等インフラ設備がある。	インフラ設備は地域に暮らす人にとって欠かせないものであるが、修繕に伴う現状変更により、史跡の本質的価値に影響を与えないようにしなければならない。
	危険樹木、工作物、水路等見学者にとって危険なものが多い。	史跡内に残る工作物や危険樹木の撤去が必要。
甲斐国分寺跡	護国山國分寺旧地に所在した庭園や植栽が残されている。	護国山國分寺の植栽について取扱いの検討を行う必要がある。
共通	公有地内の雑草が繁茂しており維持管理が困難である。	史跡景観を良好に保つため、防草対策や維持管理体制を検討することが必要。
	日常管理に係る機材は史跡指定地内に設置されたプレハブ・コンテナに収納されている。	プレハブ・コンテナの老朽化や破損等に応じて対応を検討する必要がある。

項目		現状	課題
活用のための整備 共通	甲斐国分寺跡	第一期暫定整備工事で、一部遺構の顕在化を行ったが、本質的価値の復元には至っていない。	甲斐国分寺跡の特徴的な遺構を復元することにより、本質的価値の顕在化を目指す必要がある。
		史跡案内板が設置されている（甲斐国分寺跡7基・甲斐国分尼寺跡3基）。	案内板の内容に最新の内容が反映されていない。
		パンフレット・ガイドブックの作成、配布を行っている。	調査研究成果を活用したパンフレット・ガイドブック等を更新する必要がある。
		広域的に活用されていない。	史跡の持つ価値を活かし、歴史文化資源や、博物館施設等と連携する必要がある。
		接続する国道に誘導サインが設置されている。	史跡への誘導や周遊のためのサイン計画が必要。
		パンフレットやガイドブック、案内板は日本語のみである。	様々な来訪者を想定し、受け入れ体制を備えておく必要がある。
		史跡内及び周辺はバリアフリー対応となっていない。	様々な来訪者を想定し、受け入れ体制を備えておく必要がある。
		史跡来訪者に対する便益施設がない。	日陰や四阿、各種便益設備の設置の検討が必要。
		史跡から望む良好な景観は、多くの市民等から親しまれている。	史跡の価値を高めるため、多目的な活用方法を検討し、史跡の利用者を増やす取り組みが必要。
		史跡の公開活用を行ううえで、拠点となる場所がない。	公開活用を行う拠点を検討する必要がある。
		史跡について伝えるための動画や映像等がない。	動画や映像等により、史跡の価値を分かりやすく伝えるコンテンツが必要である。

第4節 運営・体制の整備の現状・課題

史跡の保存・活用、整備に係る事務は、保存整備専門委員会の指導のもと笛吹市教育委員会が行っている。地域観光協会や保育園との協働での美化活動や、地域史研究会によるガイドツアー等も行われているが、近隣の博物館施設や他自治体との協力体制は十分ではない。史跡を適切に保存(保存・管理)、活用、整備するために、庁内の体制整備を進めるほか、有識者、関係機関との連携や、地元自治会、関連団体等との連携強化を図る必要がある。史跡の運営・体制の整備の現状と課題は以下のとおりである。

項目	現状	課題
運営・体制	共通	史跡の保存・活用・整備に係る事務は笛吹市教育委員会で行っている。
		史跡の保存・活用・整備に係る外部有識者組織として、保存整備専門委員会の指導を受けている。
		市内や近隣の博物館施設、他自治体との協力体制が不十分である。
		市民と協働して史跡整備を行う体制が不十分である。
		地域観光協会や保育園との協働による美化活動が行われている。
		地域史研究会による史跡ガイドツアー等を行っている。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は、塔や金堂、講堂といった堂々たる伽藍を備え、現代まで寺院としての性格を残しながら受け継がれてきた場所である。「甲斐国千年の都」を宣言する笛吹市には、古代官衙に関連する史跡・遺跡が多く存在し、その中でも国分寺・国分尼寺は歴史的景観の中心に位置し、人々が行き交い、賑わいのある場所であったと言える。

また、これまでの発掘調査等により、詳細が明らかになりつつあると同時に遺構の残存状況も良好であることが確認され、古代甲斐国や我が国の歴史を理解するうえで欠くことのできない重要な史跡となっている。

さらに、古代から変わらない周囲を囲む山々の美しい眺望と「日本一の桃源郷」の中に立地しており、雄大な自然美を伴う歴史的景観と現代の華やかな農地景観が調和した独特な空間を創出し、来訪者はもとより地域住民にとっても大切な場所となっている。

このような背景を踏まえ、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値を確実に次世代に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら計画的かつ実効性のある保存・活用・整備を図ることとし、その望ましい将来像について「大綱」として以下に示す。

古代甲斐国の歴史的景観を今に伝える
史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値や特色を
市民と共に守り、活かし、未来へ繋ぐ

- 史跡の価値を確実に保存し、将来へ継承していく。
- 発掘調査をはじめとした調査研究を計画的に継続し、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の本質的価値を明らかにしていく。
- 史跡のもつ価値を広く発信し、学びの場として活用するとともに歴史的景観を体感できる整備を推進する。
- 市民や観光客など多様な交流や賑わいを生み出すための憩いの場としての役割を備えた史跡整備を推進する。
- 将来にわたり、保存（保存管理）・活用を継続的に行っていくため、人的資源の協力体制を構築する。

第2節 基本方針

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値や史跡の保存の現状及び課題を踏まえるとともに、前記の大綱を考え方の根本に据え、史跡の保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の基本方針について設定する。

保存（保存・管理）

1. 古代甲斐国やわが国の歴史を理解するうえで欠くことのできない史跡として、史跡の持つ価値を今後も適切に保存し、今後も調査研究によってその価値をさらに明確化していく。
2. 現状変更等の行為については、明確な方針を定め、適切に運用していく。
3. 本質的価値を構成する要素の確実な保存のため、適切な日常管理を行っていく。
4. 今後の発掘調査成果を踏まえ、史跡の追加指定を検討するとともに、所有者の意向に基づき公有地化を実施する。

活用

1. 史跡の本質的価値を広く活用し、学校教育や生涯学習と連携して史跡の魅力を伝えていく。
2. 史跡を核として、市内の文化的資源、観光資源等、広域的な視野で活用を検討する。
3. 人々が憩いの場として集まり、交流する場としての活用を推進する。
4. 史跡の本質的価値を様々な方法で分かりやすく伝え、積極的に発信する。

整備

1. 史跡の価値を保存するため、日常的な管理を適切に行い、必要に応じて保存方法を検討する。
2. 来訪者が、往時の姿を体感できるよう、地下遺構の復元表示や寺院空間の表現等によって、史跡の本質的価値を分かりやすく伝える整備を行う。
3. 良好的な景観を活かし、市民や観光客によって交流や憩いの場としての役割を備えた史跡整備を実施する。
4. 史跡の本質的価値を正しく伝えられるよう、園路やサイン類について適切な整備を実施する。

運営・体制の整備

1. 庁内のみならず、広域的な連携や他自治体との連携も視野に入れ、史跡の保存・活用に向けた、運営・体制整備を推進する。
2. 外部有識者も含めた組織の設置により、適切な指導・助言を受ける体制を整備する。
3. 地元自治会や市民、観光協会等、地域と協力体制を継続し、史跡の保存・活用を図る。
4. 地域との連携事業や関連団体が行ってきた事業については、継続できる運営・体制を整備するとともに新規事業についても検討を行う。